

衆議院大蔵委員會議錄第三十二号

昭和五十九年七月十一日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君 理事 熊川 次男君

理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君

理事 坂口 力君 理事 米沢 隆君

理事 大島 理森君 理事 熊谷 弘君

理事 小泉純一郎君 理事 近藤 元次君

理事 笹山 登生君 理事 椎名 素夫君

理事 田中 秀征君 理事 中川 昭一君

理事 東 力君 理事 平泉 渉君

理事 平沼 趙夫君 理事 藤井 勝志君

理事 宮下 創平君 理事 村上 茂利君

理事 山岡 謙蔵君 理事 与謝野 馨君

理事 上田 卓三君 理事 川崎 寛治君

理事 沢田 広君 理事 沢沢 利久君

理事 戸田 菊雄君 理事 藤田 高敏君

理事 堀 昌雄君 理事 柴田 弘君

理事 矢追 秀彦君 理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君 理事 箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席府政委員

内閣法制局第三部長 大出 峻郎君

公正取引委員長 厚谷 襄児君

事務局經濟部長 大蔵政務次官 堀之内久男君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 小野 博義君

大蔵大臣官房審 議官 角谷 正彦君

大蔵大臣官房審 議官 山崎 高司君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

大蔵省理財局次 長 中田 一男君

大蔵省証券局長 佐藤 徹君

国税庁間税部長 山本 昭市君

警察庁刑事局保 安部少年課長 山田 晋作君

総務庁行政管 理局管理官 八木 俊道君

法務省民事局参 事官 稲葉 威雄君

外務省經濟局 國際機関第一課長 野上 義二君

農林水産省經濟 局保險業務課長 原 昭夫君

自治省税務局 府 湯浅 利夫君

県税課長 長岡 實君

日本専売公社 総 岡島 和男君

日本専売公社 務理事 西村 忠弘君

日本専売公社 務理事 森 宗作君

日本専売公社 務理事 生平 幸立君

日本専売公社 務理事 遠藤 泰君

日本専売公社 務理事 丹生 守夫君

日本専売公社 務理事 友成 豊君

日本専売公社 務理事 野口 正雄君

大蔵委員会調 査 矢島錦一郎君

委員の異動

七月十一日

辞任

塩島 大君

補欠選任

近藤 元次君

同日

辞任

近藤 元次君

補欠選任

塩島 大君

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

連合審査會開會申入れに關する件

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)

日本たばこ産業株式會社法案(内閣提出第七五号)

塩専売法案(内閣提出第七六号)

たばこ事業法等の施行に伴う關係法律の整備等

に關する法律案(内閣提出第七七号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の

件

○互委員長 これより會議を開きます。

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式會社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。矢追秀彦君。

○矢追委員 今まで先輩また同僚委員からかなりたくさん質問が出されました。私はなるべくダブるのを避けながらやりたいと思いますが、一部重要な点については御了承をいただきたいと思

います。

最初に特殊會社についてお伺いをいたします。

まず特殊會社の定義、それから現在特殊會社と言われているものは幾つあるのか、お伺いしたいと思

います。

○八木説明員 お答え申し上げます。

通称特殊會社と申しておりますのは、いわゆる

特殊法人の中の一つの類型でございます。特殊法人といふことも、これもまあ法律上の正確な概念ではございませんで、総務庁設置法第四條の十一号、ここにいわゆる特殊法人の法律的な定義がござ

います。「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」これをいわゆる総務庁の審査対象の法人といたしております。それを

通称特殊法人と称しているわけでございまして、その特殊法人の中に、公社でございましてとか公団、事業団あるいは特殊會社といったさまざまな類型のものがござい

ます。

委員御質問のいわゆる特殊會社のグループに入りますのは現在九法人でございまして、東北開発株式會社、電源開発株式會社、国際電信電話株式會社、日本航空株式會社、それから東京中小企業投資育成株式會社、名古屋中小企業投資育成株式會社、大阪中小企業投資育成株式會社、日本自動車ターミナル株式會社、沖縄電力株式會社、以上九法人でござい

ます。これらにつきましましては、商法の原則的な適用があるという点で一般の公団、事業団とは異なつた体制でございまして、しかしながらいわゆる特殊法人の一類型でござい

ます。

以上でござい

ます。

○矢追委員 大蔵省からいただいている資料の中には特殊會社は五つしか書いてないわけですが、これは政府からお金が出ていないということ

で言われた九つのうち幾つか省かれておるのか、その点はいかがで

すか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ちよつと今手元に急に資料が見当たらないか

つたものでございまして、推測で申し上げます

が……(矢追委員、資料を示す)ただいま総務庁の方から御回答ございまして法人のうち、東京、大

阪、名古屋の投資育成株式會社につきましては、たしか中小公庫からの出資があつたかと思

います。

第一類第五号

大蔵委員會議錄第三十二号

昭和五十九年七月十一日

けれども、政府からの出資がなかったたので、この表には恐らく載せておらなかったのだらうと思っております。

○矢追委員 総務庁にお伺いいたします。

先ほど少し御説明がありましたけれども、それは公社、公団、事業団、機構、それから今指摘をされましたいわゆる特殊会社、この辺の区別と、実際の業務内容等を見ますと、かなりオーバーラップしている面が見られるわけですが、この辺はいろいろあるものでしょうか。

○八木説明員 いわゆる特殊会社のグループは、特殊法人の中ではかなり特別な類型だと存じます。と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、商法の原則的な適用があるという点で他の法人とは全然その性格を異にするわけでございます。他の法人は、どちらかといえばそれぞれの法律によってその設置、任務あるいは活動の様態、政府の監督、規制のあり方等が定められておりますが、あえて例を求めれば、民法の財団法人あるいは社団法人に比較的近い類型のもので非常に荒っぽくお考えいただければ、そういう性格のものが多く存じます。

それに対して、いわゆる特殊会社は、これは商法の原則的な適用があるわけでございます。例えば株式の概念がございます。したがって、株式による議決権の概念がございます。あるいは商法上の機関の概念がそのままおこなわれ適用されるというふうなことでございます。ただ、一般のいわゆる商法上の通常の株式会社と比べますと、その公共性あるいは行政目的等から事業の目的と、この点が明らかに定められておりまして、これに対応いたしまして政府側の一定の監督関与、場合によっては出資の根拠になる条項等が定められているという点で一般の株式会社とは若干異なっている公共的な関与がある、こういうことでございまして、一連の特殊法人の中では最も企業経営的な効率が発揮しやすい、そういうグループの存在でございます。

○矢追委員 大臣、次にお伺いしたいのは、これもずっと議論はされてきておりますが、今こういうことを聞いたのは、どうして今回専売公社が特殊会社にされたのか。今言われたようなものは、公社も含めまして、それでは競争に耐えられない、また臨調の答申もある、そういうようなことになったと言われている面が、実際問題、今度の新会社というものがこの特殊会社になることによつて、本当に言われている面が克服できるのかどうか、私はまだまだ大変疑問に思っております。今後、歴史的な経緯等の議論も展開してまいりますけれども、まずこの特殊会社にされた一番の理由は何ですか。

○竹下国務大臣 ポイントで申し上げますならば、やはり開放体制に即応するという我が国の国際社会に置かれた客観的立場というものを認識していくならば、そこです。輸入自由化、これを是認しなければならぬ。そうなりますと、当然のこととして今日の専売公社の有りております能力といたしまして、より国際的に競争力を発揮する体制をとるためには、可能な限りいわゆる当事者能力の発揮できる企業経営の形に近いものに改組しなければならぬ。しかし、そこはどうしてもやはり今日の国内産業たばこを抱えた現状からいいますならば、製造独占というものは残していかなくてはならぬ。その三つの考え方というものが、今次専売公社を改組する基本的なものでないかろうかというふうに考えております。

○矢追委員 専売公社になったのは昭和二十四年でありまして、昭和二十三年に国会に法案が出されておりました。その前は御承知のように専売局でございました。それがマッカーサー書簡によりまして、いわゆるパブリックコーポレーションというところで公社制度というのが日本の国へ導入をされてきた。専売も公社になるわけですが、このときの議事録を私に、三読していただいたのですけれども、このときの議論の中でも能率というところは非常に盛んに議論されているわけですが、専売局のときよりも公社にした方が非常に

に能率もいい、しかも給料の決定とかそういうような、いろいろ今までは官僚制制であったのが非常に能率的になる、そういうことを盛んに政府答申あるいはまた質問に答えて言われております。また、もう一つの議論としては、いつそのこと民間に移行してはどうかという議論も質問者の中にはございまして、一つ一つ読むと時間がかかりますから申し上げませんが、要するに公社になることによつてかなり能率的になる。で、公社になって今日まで三十五年の経過を見て、今度は公社はだめだから特殊会社、こうなってきたわけですが、果たして専売局から公社になって能率的になったか、いろいろな点が指摘され、その後改正はいろいろな点で指摘され、したがって、この三十五年間もつと経営努力なりなんなりを盡して、今ごろ非常に外圧が強まってきた。また臨調という大きな刺激がなければこの特殊会社にできなかったのかどうか。臨調の答申は、大臣御承知のように、「政治的関与と監督機関の介入、情性的経営等により、その企業性が阻害され、ひいてはその果たすべき公共性さえ損なわれがちである。国民経済的にも重大な問題となっているからである。」という回答があるわけですが、国鉄なんか一番びたつと当たっていると思うのです。たばこの場合は、私は余り当たらないと思うのですけれども、それは別といたしまして、まず専売局から公社になったばかりに能率的に実際はなっていないか、ずつと来たと。大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 矢追さん、これは今いみじくもマッカーサー書簡から説き起こしてこられた議論でございますが、そのマッカーサー書簡というのは、要するに、国家公務員制度というものができた、それで一般労働者というもののいわゆる労働問題に対する画然たる整理ができた、その中間的と言ふべき言葉は適切でございまして、今おっしゃいましたパブリックコーポレー

ションというものに焦点を当てた。当時もちろんGHQの間接統治下にある日本でございますから、それに基づいて立法府が、あるいは行政府が今の公社制度にした。

それで、私は、いわゆる専売局であった時代とそれから公社制度になってからというものは、やはりかなりの違いがあったのではないかと、今思っております。公社全体の問題になりますと、今いみじくもおっしゃいました最近の臨調の文から見れば、国鉄なんかのことが非常に念頭にあった書き方になるわけでございます。うけれども、専売公社というものの歴史を見ますと、少しも当事者間の自主性を尊重された形で推移してきてはいないかというふうに、私は私なりにこれを評価しておるわけでありまして、すなわち、その間のことは、矢追先生御勉強なされた問題でございますが、いろいろな公共企業体合理化審議会が二十八年から二十九年までと、ずつとできて、そのいろいろな経緯の中に問題がいろいろ指摘されておるその指摘事項を見てみましても、その指摘は今日に至るまで、機熟ななかったと思っております。やはり開放経済体制下の日本の国際社会における地位というものがございまして、その前の段階でございまして、今日の時点まで機熟してはいなかったと思っておりますが、その類似の審議会等は、確かにそのときどきの現状をにらみ合わせながら、より効率的なものにする建前の御答申なり意見がずつと数限りなく寄せられてきたものではなかつたかというふうに私は理解をしております。

○矢追委員 私は専売の方から「マッカーサー書簡と公社発足の経緯」という資料をいただいたわけですが、その中に、「九月二十九日に北村大蔵大臣に中間報告を提出した。その結論を要約すれば、専売機構の問題はわが国の目下の状況においては、国家財政に重き置いて考慮することが適当であり、この見地よりすれば現存の官庁たる専売局の機構の下において、事業の民主化および能率化を図るため必要な改善を行なうことが最も適切である」ということであつた。ところがその間

において諸般の情勢は変わり、九月上旬になって鉄道と専売の機構を公共企業体とするため、法案を至急作成して第三国会に提出しなければならぬこととなった。ずっと続きまして、「また政府は公共企業体の運営については、その合理化、効率化に重点を置き、その経理などの面について真に企業経営に適合した制度とすることを企図したが、短時間内に法案を作成しなければならなかったため、経理制度などについていさぐち検討の上関係方面の了解を得ることが困難となり、やむを得ずこの際は現存の専売局の会計制度になるべく変革を加えないでいくこととなった。」そして、昭和二十三年十一月十一日に法案が提出される。

その法案も、正誤が数限りなく、数限りないこともないのですけれども、かなりたくさん誤りがこの印刷の中にあるというのは、議事録についておるわけでして、非常にあわてずさんにつくられたものであるという感じがするわけでございます。そして、その後にも出ておりますが、「主として財政収入確保の見地、企業の効率化、民主化の見地などについて論議されたが、結局一部修正の上第三国会の最終日である十一月三十日に両院を通過した。」こういうふうな経緯のメモをいただいたわけだ。

このときにいろいろ指摘された問題、今大臣言われましたが、その後いろいろ指摘をされてきたけれども、現実問題としてこの三十五年の長きにわたって基本的には変わってこなかったのではないかと、こう言いたいわけですね。今機が熟してきたと大臣は言われましたけれども、貿易摩擦、いわゆる海外からの外圧というものはきのうより始まったのではなくて、たばこについては五十二年から始まったと私は認識をしておるわけですね。となると、それから七十年たつわけですね。ほかの電電公社や国鉄との絡みがあるからというふうなことを言われるかも知れませんが、そういう意味では、今回このような民間への、特殊会社への衣がえ、模様がえということになるわけですが、もしやるとすれば、なぜもっと早い時点で

できなかったのか。ここまで延ばしておいたのはやはり政府に大きな責任があるのではないかと。国鉄などは昭和三十九年から赤字に転落してあるような状況の中で、これも大きな責任がありますよ。専売とて、今ここに指摘されておるような面、切実に当初から言われておる問題が今なお残っておるとすれば、ただ外圧だ、臨調の答申があったから、きつかけはそうかもしれないけれども、私としては、もっと早い時点から検討の余地はなかったのかどうか、極端に言えば政府の怠慢ではなかったか、こう言いたいわけですから、その点いかがですか。

○竹下国務大臣 私、やはりたばこに限らず、各種産業ともに、国内の産業の競争力ができまるまでの間、確かに一九六〇年代はまだそれが十分許された時代ではなかったかと思う。したがって今御指摘のように、最初やってきたのは流通の自由化の要請でございます。もっと外国たばこ等も流通が簡便にできるようにすればいいじゃないか。何分流通も独占でございますし、製造も独占であるわけですから、それに対応して漸進的にこれに対応していったと思ひますのは、まずは価格決定方式の明確化というものをやって、そして次は輸入品の取扱店舗の拡大、それから小売マージン率、そして広告宣伝販売促進活動の制限緩和、それから関税率の引き下げ、これが五十五年四月の九〇%を五十六年の四月、一年間で三五%落として、今度は二年間で二〇%に落とすわけでございますから、それ等によって、そういういわゆる開放要求に対する漸進的な対応策はやってきた。

しかし、徐々に我が国の国際社会に占める地位等が高まってきたと、基本的には開放経済体制を志向する我が国であるということになれば、やはり独占の一つを取り除かなければならぬというところで、いわゆる流通独占というものを取り除いて輸入の自由化というのが、今度法案をこのようにして御審議いただくに至った経緯ではないかな。

ら、価格の問題、店舗拡大の問題、関税率、そういうふうな形で逐次それに対応してきて、そこで今度は本体の、いわば輸入自由化ということにまで踏み込んでいった。さらにこれを突き詰めていけば、恐らく資本の自由化という意見もそれはあるかと思ひます。当然、諸外国というより、経済理論の上からも、貿易自由化ということを考えればそういう問題もあり得るでございます。そういふところには、もちろん今日我が国の状態からいへば、行くことは困難だということ、製造独占というものを認め、そして輸入の自由化というものを認め、それでそれに対応する対応力をつけるための制度改正を行う、こういう手順になるのじゃないか。だから、今矢追さんおっしゃいました、七年前から自由化要請というものはいろいろ言の葉に上り、また正式な会合等でもそういうものが出ておつても、それをただ腕をこまねいておつたわけではなく、一つ一つ対応しながら今日に至つたということ御理解をいただきたいと思います。

○矢追委員 今大臣が言われた、一つ一つ対応してきた。さきも少し触れられましたが、今回輸入の方は自由にした、開放した、製造は独占というところでまだかたくなに守っている。じゃ、この次またやあや言つてきて、今度は製造もどうぞ御自由に、こういうことになる、そうでなくとも日本のたばこ産業は将来が、たばこ自身の製造販売からいふとそう明るいものではないと思ひます。だから、じわじわあけていってだんだん踏み込まれて、今度はまたその次踏み込まれて、あとは気がついたときはもう何もなくなつていた、極端に言うといふのまにかビッグスリーが占領していた。こまめでいくと大変私は心配になるわけだ、少なくとも今大臣が言われた、もう今こまで来てやむを得ないわけですから、要するに輸入自由化の歯どめだけで、特にアメリカが納得して今後それ以上のことは迫つてこないという保証というか、見通しというか、そういうものはあるのですか。

○竹下国務大臣 今日時点の正確な私の感じ取り方を申し上げますならば、最終的には先般のサミットでアメリカのリーガン財務長官と会談いたしました際、いわば三五を二〇に下げたときからある種の評価をしておつたが、しかしそれ以上に踏み切つて輸入の自由化というものを目された、それに対しては私も現状において評価をしております。ただ法律が通らなければ実現したとは言えませんが、こういう種のコメントでも申しましようか、そういう感じでございます。私、今日の時点においては、経済理論全体からいへば、当然資本の自由化というふうなこともあり得るわけでございますが、この踏み切り方に対しては大変な評価をしておる、そして私もこれが現状認識において限度いっぱいである、分割・民営のいわばステップとしてこれを位置づけてはいないというところをたびたび明らかにしておりますことも、相手方も承知の上のことです。

○矢追委員 総務庁、まだいらつしやいますか。この問題で聞いて、そちらは結構ですが、ちょっとまた公社の論議に戻つて恐縮ですが、けれども、大臣は今、開放体制で輸入の自由化、製造は独占、そうするためにこういう特殊会社にした。じゃ公社の立場であれば、こういうことはいかなる法律改正をしても絶対できないのかどうか。要するに公社というものは、臨調答申からいふと性悪説をとられていますね、さき私が読みました文章。もともと公社というのは能率が悪くて、国民経済にとってはマイナスでどうもならぬものだ。性悪説という立場をとられておる。ところが私が申し上げた昭和二十三年の第三回国会に出た専売公社法案というのは、その「目的」、これは現在でも、言葉はちょっと変わつておりますけれども、統一しておりますね。国の専売に属する事業の「健全にして能率的な実施に当たることを目的とする。」全然性悪説に立つておらぬわけですね。ところが三十五年たつたらしいの間に性悪説に立つてしまつたわけですね。

ここで総務庁にお伺いしたいのですが、じゃ公社というのは今後なくなつた方がいいのか、要するに現状においては公社というのは性悪なのかどうか。そうすると、今度はあと公団とか事業団とか機構とか、そういうものも次の段階にまた性悪ということになつてきやしないか。果たしてそれはどうなのか。そういう点を総務庁に……、お答えいただきたいければ結構ですけれども。

○八木説明員 率直に申しまして大変難しいお尋ねでございますけれども、政府が社会経済情勢の要請に應じてさまざまな公共的な事業を運営すべきであると考えた場合に、国が直営する場合と、それからさまざまな法人をつくりまして、これに政府の実質的な機能を代行させていく場合と、いろいろございます。監督の態様として、かなりきつ目に政府が監督したいという事業があるわけでございまして、それらにつきましては公社とか公団、事業団、いろいろなパターンをつくるわけでございまして、特殊法人の中では最も自主的、弾力的な体制をとり得るものとして特殊公社のグループを考えているわけでございます。

今後、公社制度はどうかという点でございます。この点は個々の事業の問題をどう見るか、これに対する国会や政府の関与の必要性をどう見るかということによつておのずから決まってくるわけでございまして、公社制度でございまして、予算の統制が国会の手続を含めまして非常に厳しいものがございまして。あるいは労働関係につきましても、公労法の適用あるいはその他政府の万般の監督、規制がなかなかきついでございまして、これを非常に緩める、そういう社会環境、経済環境にある事業体につきましては特殊会社化をしていく。場合によつてはさらに一層民間的な存在のものに改めていくということも、今後一般論としてはあり得るわけでございまして、社会経済動向いかによりますか、これは情勢の変化によつて考えていくべきものであると思います。またまた、今回専売公社及び電電公社については、とり

あえず特殊会社化ということで、監督、規制の態様を緩めるわけでございますが、国鉄の場合はまだ今後の問題でございまして。公社制度あるいは公団制度、事業団制度というものを、もちろん全面的に否定するつもりでは全くございませんで、この辺は国会の御意向も承りながら、当該事業がどのような公共性を持つのかという点で、専ら判断をいたしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○矢追委員 総務庁、結構ですから……。

大蔵大臣は今の質問にどういう御見解ですか。
○竹下国務大臣 基本的に考えまして、国民の租税等の負担によつていわゆる国なり地方なりの予算が組まれ、それはある意味においては経済効率をネグって、それらが地域の均衡的な発展とかあるいは富の再配分とかいうことに使われていくものがあるかと思ひます。したがって、専売局であり、あるいは鉄道省であり、あるいは通信省であるという時代には、そういう範疇の中に、私は今の専売公社なり電電公社なり、あるいは日本国有鉄道というのもあったのではないかと今思ひます。

それがマッカーサー書簡ということになります。要はまさに占領政策で、残念ながら占領軍の間接統治下、すなわち完全なる独立を回復していない状態の中で、ある意味におけるオーソリティが私はマッカーサー司令官だったと思ひます。そういうGHQからの書簡などというのは、今では考えられないことでございまして、私ども選挙にしても、昭和二十一年は、これはまさにいわゆる大選挙区制で、連記制なんというのもありましたし、その後一片の勧告でまた今の中選挙区に返つてみたというオーソリティが別にあった時代であつたと思ひます。しかしながら、国民もより民主化した時代の中において、いさ少し自由な形といひますか、当事者能力も發揮できる形のものであつてしかるべきだと思ひます。これは北村大蔵大臣であり泉山三六蔵大臣の時代で

ございまして、一夜漬けもいところじやなかったかと思ひます。国会へ出て、誤差脱漏どころか、絶えず誤植を訂正するような時代であつたわけでございます。そういう中で、とにかく各種公社制度というものがひとり歩きをするようになった。

その中であつて、たまたま私の所管でございまして専売公社というのは、それをより効率的に改革していろいろ各種審議会から、絶えずいろいろな議論をいただきながら、その線に沿つて、労使のたゆまざる努力の中に、孜孜々々として今日に至つた。そこへもつてきて、おっしゃいますように、自由化要請というものが、国際社会の地位が上がるに従つて出てくる。それに対応して、価格だの関税だの店舗の拡大などというのをやりながら、今度いよいよこの輸入自由化に踏み切つた。

それで、やっぱり総合的に考えますと、民営でいふゆる企業の採算性、合理性の中で行われるものは、私は民営で行つた方が、負担と受益の関係からも一番わかりやすいし、いいと思ひるのであります。が、どうしてもそれでできない部分は、国

そのものが国民の租税等によつていろいろなこともしなければならぬでございまして。したがつて、その中間的なもので、いふゆる民営の活力と、そして若干のリスクを企業自体が負わなくて、国もそれを負つていくという中間的な存在として、やっぱり公社というものが今日までその機能を果たしてきた。しかし、世界の中で一番頭がよくて一番よく働く国民でございまして、なお一層これにいわゆる当事者能力と民営における活力を与えることがより好ましいというふうな流れの中が今流れてきているのではないかと。その流れの一環であると同時に、自由化要請に対する対応をしたものが、今回御審議いただいております法律そのものではないか。

だから僕は、公社、公団性悪説というものは立つてはいかぬじやないか。それは、国そのもののやることと民間の経済合理性の中において行

ことと、国そのものが国民全体に対する奉仕者の立場から、幾ばくかのリスクを負いながらも、この中間的存在としてのそういう機構とか、まあいろいろございまして、より多くが自由な経済合理性の中に昇華されるようになることが好ましいといひえ、私は、これが全くなつてしまふことは、国民にとつて決して幸せなことではないではないか。だから性悪なるものではなく、その中の人なりあるいは人間関係とかあるいは労使関係とか、そういうものの中で私は、やはり必要悪ではなくして必要善なるものとして存在はしていくべきものではないかというふうに考えております。少し長くなりましたが……。

○矢追委員 そういうことで、現実としてはもう公社は三つのうち二つがなくなつて、あと国鉄だけが残る。これも再建監理委員会というふうなことになるか、恐らくまた同じような経緯をたどつて、公社というのは日本から存在しなくなるような気がするわけでございまして、それは別といたしまして、次に、やはり公社にしても政府直轄の事業にしても、公共性ということで行われてきたと思ひます。

臨調答申にも、公共性さえも損なわれるから変えなければいかぬというような答申になつておるわけですが、このたばこについては、現在専売公社、これの持つ公共性というのは何ですか。税収と、それからいわゆる葉たばこ耕作者等を擁護していく、この二つしか考えられぬと思ひますけれども、いわゆる電話とか電電公社、国鉄とはまた違つた、公共性という意味では、まあ害あつて益なしですから、たばこそのものに公共性はないと思ひますので、やっぱり財政の面だけかなと思ひますが、そのたばこの公共性はいかがでございますか。

○竹下国務大臣 ちょっとこれから参議院の本案議へ行かしていただきます。すぐ帰つてまいりますが、やっぱり財政物資であるということが公共性の大きな要因であるというふうに思つております。その財政物資としてのたばこを支えるいわば

軍団としては労使が存在し、耕作者が存在し、販売店——販売店といえは意味において税の取次店がもしもせんが、そういうものが一体になって支えてくれるという公共性が、やはり専売物資すなわち財政物資であるということではないか。余り専門家がございせんので……。また帰ってまいります。

○矢追委員 もう一つ、国民経済の重大な問題となつておるという、これは臨調答申にあるのですが、国鉄の場合にはわかるのですが、果たしてこのたばこについて、この点は指摘として当たつてゐるのかどうか。今公共性という面は申し上げたんですけれども、今大臣言われましたが、公共性が果たして今損なわれてゐるのかどうかとなると、むしろ利益が減つてゐるのかどうかと云ふに、むしろ納付金はたくさんふやされてゐるような状況ですから、公共性というのはそう損なわれてゐない、こう思ふのです。現状ですよ。新会社もこれから問題を言ひますけれども、国民経済の面について、これは果たしてどうなのか。いかがですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

明治三十七年の専売制度創設以来、専売制度あるいは専売局、専売公社が財政収入の確保という公共的使命について多大の貢献をし、その機能を發揮してきたということは先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、臨調答申の申しておられますことは、私見と申しますか、こういつた状況のもとで輸入自由化というふうなことをやっていたかなければならない、その中で公社自体の国際競争力が失われるならば、ひいては財政収入の安定的確保に影響を及ぼすおそれはないではないかというふうな意味に考へてよろしいかと思つております。

○矢追委員 そこで、さつき大臣も公社というのが性悪ではない、いい部分もあるのだ、こう言われたわけですね。現在の専売公社制度のままで、いろいろな法律改正も含めて、公社そのものの形は公社とした中で、今の国際競争力というの

は絶対だめなのかどうか。やはりこういう新会社、特殊会社にしてない限りはもう絶対できないのかどうか。この点はいかがですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、公社は今まで専売制度の実施主体として非常に大きな役割を果たしてこられたわけでございますけれども、先ほど来大臣からも御説明ございましたように、現在のようないつような開放経済体制を志向する我が国として、たばこ事業をいつまでも閉鎖的な状況のもとに置いておくことは適當ではない、そういう意味でこの際専売制度を廃止して輸入自由化に踏み切ることとしたわけでございます。こういう状況のもとにおきましては、我が国の市場において国産たばこ輸入たばこがいわば対等の立場で競争を展開することになるわけでございます。従来、いろいろな輸入の自由化のための措置を講じてきたわけでございますけれども、基本的には、やはり公社が外国たばこを輸入して、みづからの商品として販売するという建前は崩れていなくなつたわけでございますが、今後は全く対等の立場で競争することになる。そういう中で、我が国たばこ産業が国際競争力を確保しながら健全な発展を遂げていくというためには、やはりたばこ産業の中での中心的な役割を担つております専売公社を、合理的な企業経営が最大限可能な経営形態とする必要がある。そのためにはやはり専売公社を特殊会社にするほかにはないというふうに判断したところでございます。

○矢追委員 いや、総論的にはわかるのですけれども、具体論として、じゃどこがネックで公社はだめなのか、もう少し具体的に言えませんか。それは監督がきついか予算の問題とか、いろいろあるでしょうけれども、現実は何が変わつたかという、製造関係は全然変わつてないわけですよ、相変わらず独占です。外国たばこの輸入と販売ですね。それを何とか切り離した形で、公社さえしつかりしていれば競争はできるのではないかと云ふのは、これは素人かも知れませんが

ども私はできるような気がしてならぬですよ。というの、専売局から公社になったときには、能率的にやるといふことをちゃんと目的に書いてあるわけですね、能率化されたはずなんです。それが今日までできなかったというのは、やはり内部のいろいろな問題があり、経営努力といふものが、あるいは親方日の丸的な情性みたいなもの。そういうのはある程度精神的な面。あるいはまた法律というものは変えればいゝのですから、いろいろな問題があれば外すようにできなかったのか。私は基本的にはこの民営に反対してゐるのではないんですよ。その点はいかがですか、もうちょっと具体的に。

○長岡説明員 公社と株式会社組織の特殊法人と比べましたときに、事業運営の面におきまして、例えば予算制度であるとか、いろいろ異なる点はございます。これらの全体を通じて、公社よりは特殊会社の方が機動的な業務の運営には適する、小回りがきくと申しますか、あるいは情勢の変化に即時に対応できるといふ点、そういうふうな面では、公社とたばこ御審議をお願ひいたしてあります特殊会社とはある程度違ひがあると思ふのでございます。

これはお答えになるかどうか存じませんが、やはり一番大事なものは、企業は人なりと申しますけれども、新会社で働く職員全体、この人たちが株式会社組織になることによつていゝ合理的な企業経営を志向せざるを得ないような環境に置かれる。公社の場合でも親方日の丸意識であつてはいけないわけでございますけれども、新会社になればやはり自分たちの仕事の結果が比較的是っきりと企業財務の面にも反映される。たばこ産業の場合には、民間の類似産業に何を求めるかという問題はございますけれども、例えば食品産業なら食品産業と比べましたときに、自分たちの企業努力が一体どういう形ではつきりと出てくるかということがになりますと、どれだけの収益を上げ、そしてどれだけの配当も行える企業として運営されてゐるといふようなことが非常にはつきりするわけ

でございます。もちろん、特殊会社でございますから、企業利潤の追求だけを考へてはかのこと考へないというわけにはまいらぬと思ひますけれども、それにいたしまして、公社と比べますとそういう合理的な企業経営をいゝや成なしに行つていかざるを得ないような仕組みになつていくのではなからうかというふうに考へておる次第でございます。

○矢追委員 次に、たばこ事業法の「目的」の中に「もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とございす。他のいわゆる特殊会社目的には、こういう財政収入の安定的確保とか国民経済の健全な発展というの全然ありません。それからまた現行のたばこ専売法の目的にもこれは入つてないわけですね。どうしてこのたばこ事業法の目的に突如これが入つてきたのか、その経緯を説明してください。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

たばこにつきましては、明治三十七年以来、専売物資として財政収入に多大な貢献をしてまいつたことは先ほど申し上げたとおりでございます。今次改革におきましてたばこ専売法を廃止して、新たにたばこ事業法を制定するということとしておるわけでございますが、この間におきましてたばこの財政物資としての性格は変わらぬわけでございますし、先ほどの大臣の御答弁にもございましたように、たばこ事業の公共性というものは財政収入の確保ということにあるわけでございます。そういう意味におきまして、今回のたばこ事業法におきまして、たばこの財政物資としての性格にかんがみまして、我が国たばこ産業の健全な発展、たばこ事業関係者の激変回避等の要請とともに、財政収入の安定的確保の要請というものが常に念頭に置いておく必要があつたということでございます。このような見地から、たばこ事業法の目的の一つに財政収入の安定的確保という規定を置いたところでございます。

それから専売法につきましては、明治三十七年の法律でございますし、全く私の推測でございますけれども、専売制度それ自身が財政収入の確保というものを目的にしておること、たばこ専売法という名称の中自体にも既にそういう趣旨が入っていったのではないかと、ううに考えております。

○矢追委員 財政収入の安定的確保という面でございますけれども、この新会社になった場合、現在の納付金よりも負担は相当多くなる、私はこう見ておるわけですが、その点についてちょっと御説明を、きんとはいかぬと思いますが、大体五十八年度で比べていただいて、何がふえて、それがどうなるのか、それから現在の納付金と比べてプラスマイナス、それをちょっと御説明いただきたいと思いますか。

○長岡説明員 公社から新会社に移行いたしました場合に、専売納付金が消費税に変わりますけれども、この分につきましては大体現行納付金率を前提にして新しい税制の仕組みが考えられておりますので、一応同じようなものが続くとお考えいただけます。

そこで、問題は株式会社組織になるための新たな負担が加わるわけでございますけれども、公社に移行した後の財務見通しにつきましては、輸入自由化後に輸入品のシェアが一体どのくらいになるのかとか、いろいろと不確定要素が多ございまして、今のところ見通しはなかなか困難でございます。

そこで、五十八年度の決算を用いまして、会社化による変化を大まかに推計いたしてみますと、五十八年度のたばこ事業は、決算上の利益が八百七十億円でございます。これに對しまして会社化されました場合には、印紙税その他諸税及び法定福利費の負担増が約百億円でございます。それから、納付金制度が消費税制度になりますと、納税時期の繰り上げによって借入金をする、その支払い利子の負担がふえますが、これが約百億円、合計二百億円がまずたてられます。八百七十億

円から差し引かれるわけでございます。税引き前の利益が六百七十億円になります。この六百七十億円の利益に對しまして法人税、事業税等の利益課税が行われるわけでございます。これが、大体三百七十億円程度と推定されますので、税引き後の利益は三百億円程度になるということになります。八百七十億円と三百億円でございますから、その三百億円の利益の中から配当を支払うということにもなるわけでございます。この金額が多いか少ないかという点はいろいろの見方がございまして、ほとんどどのところではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○矢追委員 今総裁が言われた数字と、きのうの日経新聞に出ていた「専売公社の五十八年度決算」というのはちよつと違うのですが、これは「純利益は前期より二百二十億円減つて九百三十一億円にとどまった」とこれは塩が入つておるのですか。——そうですか。わかりました。じゃあ訂正いたします。

今適當ではないかと言われましたが、そこで私が心配するのは、今後たばこ産業というのは、たばこだけの製造に限られておる限り、将来の見通しはそんなに明るいものではない。日本国内におけるたばこ消費量もそうふえない。むしろ減る可能性が強い。さらに、外国たばこが自由化されて、いわゆるビッグスリーが巨額の資本力で物を言わせて、それこそダンピング競争でもしてきた日にはかなり影響が出てくる。そういうことを考えた場合、現在の納付金でやっているより、公社にとつては非常な負担になり、八百七十億円の純利益が三百億円という、約六百億近く、五百七十億円の利益が減つてしまふ。それだけ国家財政には貢献しているということになるのですけれども、公社の経営というところを考えた場合、将来展望に立つた場合大変問題がある、私はこのように思うわけですが。

そこで、「目的」の中にも書いてありますが、いわゆるたばこの製造、極端に言うところ製造だけしかできない。また業務範囲として、それに関連する周辺の業務ということになっておりますので、今のまゝいふと余りたくさんできないのじゃないか、私はこう思うわけですが、この問題も再三議論されておりましたけれども、実際にどこまで可能なのか。

御承知のようにフィリップ・モリスはビール会社も持つておるわけですが、日本のたばこ産業株式会社がビール会社のつづけたところを買収するということ、法律に關してはできないわけですが、現状だつてあるわけですから、買収と云つたらどうぞというものはあるかも知れません。そのほか今いふゆる跋行性の強い時代ですから、不況業種がいっぱいある。専売公社は、そのうちに買収がでるわけですが、そういうこととはなかなかできないようなこと、そういうこと、非常に限られた周辺のことでしかやらないと、アメリカの方はすごい力を持つて来る。そこへもつてきて、今言つたように利益率は減つていく、将来消費は伸びない。こうなると業務拡大しれないと思うのですけれども、その点はいかがですか。

それから、昨日の新聞にも、「たばこ輸出を倍増、五カ年計画で「中東・中国で販売強化」、こういう記事が出ておりましたが、こういふことも含めまして、いわゆる業務の拡大という面についてさらにどうお考えになっておるか、お伺いしたいと思ひます。

○小野博政府委員 お答え申し上げます。新会社の経営という面につきましては、後ほど公社の方からお答えいただく方が適切なかと思ひますけれども、このような法律にいたしました理由につきましては若干御説明させていただきます。

先生今おっしゃいましたように、外国たばこ企業、例えばBATとかフィリップ・モリスとかR・J・レイノルズとか、そういったようなところ

はビール会社であるとか海運会社であるとか石油とかあるいはファースト・フード・チェーンとか、いろいろなたばこ事業以外の事業を吸収合併して、事業経営の多角化を通じて経営基盤の強化を図つておるところでございます。新会社が国内市場におきましてこういったような外国企業との競争に勝ち抜いていくためには、おっしゃいますように、可能な限りの事業範囲の拡大等を通じて国際競争力を強化するという必要性は、私どもも十分痛感しているところでございます。

ただ、一般の株式会社でございますれば、御案内のように、その事業範囲は株主総会において定款をもつて自由に決定することができまして、ございましてけれども、新会社につきましては、一つには我が国たばこ産業の健全な発展を図るという政策目的を達成するために設立された特殊会社であるということから、その事業につきましましてはやはり設立目的を達成するために必要な範囲内である。具体的に申し上げますれば、本来事業、附帯事業及び目的達成事業を事業範囲としているわけでございます。しかしながら、これによりまして新会社は、自己の保有する資産あるいは技術、そういったようなものの活用を通じて、従来に比べればはるかに経営基盤の充実を図る可能性と申しますか、基盤ができたというところは言えるのではないかと考えております。

○長岡説明員 先ほど、株式会社になりますと、公社のときよりも公租公課その他の負担がふえまして、利益と申しますか、社内に留保される分が減るという数字を申し上げましたけれども、株式会社組織になってそういう負担をするということ、一面におきましては、そのかわり公社のときと比べて株式会社の代償とも考え得るわけでございます。それは何かと申しますれば、やはり事情の許す限り業務範囲の拡大も図つていただきたい、そういうことによつて私どもは利益を上げていかなければならない、また職員の雇用の安定も図つていかなければならないと考えておるわけござい

ます。

具体的にどういふ事業をどの程度の規模でというところまでまだお話し申し上げられないのが恐縮でございますけれども、基本的な考え方としては、現在まで公社が積み上げてまいりました技術の蓄積の中から新しいものを求めていく面がある、あるいは公社が持つております資産等も利用価値があるかと思ひます。それから輸出の面につきましても、矢追委員がおっしゃいましたように、例えばたばこの輸出で申しますと、本輸出は二億九千万本でございますが、これはせめて五年間にはやはり倍増ぐらいしたいという気持ちでございますし、それからたばこの機械、たばこの技術輸出といったようなことにつきましても、私どもでやる分野はまだまだあるのではないかとこのように考へております。

そういうふうなことで、中研、中央研究所で今まで研究してまいりましたバイオケミカルズの技術の活用といったようなものも含めまして、全くたばこに関係のない分野というものは大変難しくございまして、たばこに関係のある分野で申しましても、たばこ製造を中心としました、ただいま申し上げました技術、機械、あるいは喫煙具等の周辺の産業と申しますか、そういうふうなもの、もう一方は葉たばこに関連をいたしまして、葉たばこからたばこ以外に利用できる分野が一体どの程度あるかといったようなことを求めてまいりますと、相当程度の範囲で私どもの新会社の業務の範囲が拡大できるのではないかとこのように考へております。

○矢追委員 次に、行政事務の問題にちよつと移りたいと思ひます。

この間提出いただいた「主な政・省令委任事項等の概要」という資料がございしますが、この事業法の四十三条に「事務の一部委任」というのがあります。この資料の中に、こういう事務の一部委任というものは出ていないように思ひますが、新会社になった後にどのような行政事務を取り扱うことになるのですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

たばこ事業法の施行に関する事務の一部を会社へ委任することにつきましては、会社は日本たばこ産業株式会社法により規制される企業でございまして、大蔵大臣の監督を受けておるわけでございしますが、第二に、会社は専売公社の人的、物的資源を一体として引き継ぐものでございします。したがひまして、現在専売公社として行つております行政事務の一部を行つていただく事業についての知識、経験等が極めて豊富な職員を数多く擁しているわけでございします。第三に、たばこ事業法の施行に関する事務は、例えば小売業等につきましては二十六万店。相当数が多いわけでございします。大蔵省がこれを直接行うというようにいたしますと、大幅な機構、定員の増加措置をとるといふような必要性も生じてくるわけでございまして、これは本来の行政改革の趣旨に逆行するではないか。

そういうふうな点を総合的に勘案いたしましたし、行政の効率的執行の見地から、たばこ事業法を施行するため必要な事務の一部を会社に委任することとしたものでございします。その委任すべき事務につきましても、今後政令で規定してまいらるわけでございします。現在私どもが考へておりますのは、事業法を施行するため必要な事務のうち、定型的な事務であつて委任になじむものに限定するつもりでございします。具体的に申しますと、小売販売業の許可に関する事務。ただ、その許可に関する事務と申しましても、許可申請書の受理であるとか定型的な許可要件の調査とか許可の通知とか、そういうたまたまに定型的な事務でございまして、裁量の余地のないような事務、そういうものを委任する予定でございします。

○矢追委員 特に問題となるのは小売販売業の許可認可の問題でございしても、これは外国の方からクレームがつかないかどうか、その辺はいかがですか。

○小野(博)政府委員 先生の御指摘もとてもございまして、私どももこの点についてはいろいろ

る内部で検討いたしました。ただ、ただいま申し上げましたように、事務の一部を会社に委任することとしたのは、行政の効率的執行等の見地から望ましいと判断したことによるものでございしますけれども、ただいま申し上げましたように、極めて定型的な事務であつて委任になじむもの、そういうふうな意味でございします。したがひまして、例えば許可業務につきましては、許可をするかしないかという判断権は大蔵大臣あるいは大蔵大臣の権限委任を受けた財務局長が持つておるわけでございします。公社が行います事務というのは、申請書の受理であるとか定型的な許可要件の審査、例えば小売販売業の許可の中には距離基準とかあるいは取扱高基準とかいうのがございしますけれども、既存の店舗からの距離などというものは、だれがはかりましても、百メートルは百メートルということでございします。

そういうふうなことから、さらにその許可要件につきましても、今後できるだけその客観化を図つていくことを考へておりますので、この委任事務の遂行によりまして会社が小売販売業者に影響力を及ぼし得るものではない。従来の指定制でございしますと、その最終的な決定権は公社が持つていたわけでございしますから、そういう意味で影響力を及ぼす可能性があつたわけでございしますけれども、今回の場合、まさに客観的な事務だけを執行してもらうということから、その影響力を及ぼすおそれがない、またそのような批判が生じないよう、今後十分その委任事務の遂行につきましましては会社を指導監督していくつもりでございします。このようないふことも含めて、会社に対して、ただいま申し上げましたような事務の一部を委任いたしましたとしても、外国企業の理解は得られるのではないかとこのように考へております。

○矢追委員 次に、たばこ事業法第三十六条第一項ただし書きの省令につきましても、この提出資料には触れていないわけですが、この点は具体的にどのような内容になっておりますか。

○委員長退席、館川委員長代理着席

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

三十六条一項ただし書きの規定は定価販売義務の例外規定でございますけれども、ここで考へております大蔵省令は、小売販売業者の定価販売義務が免除される場合を規定することを考へておるわけでございします。具体的には省令制定の段階で詰めていくことになると思ひますが、例えば小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用、ある販売業者の在庫がなくなった場合に融通をしてやるというふうな場合であるとか、あるいは廃業等により営業を継続することができなくなった場合において、その在庫でございします製造たばこを消費者以外の者に販売する場合、そういう場合を予定しているわけでございします。

○矢追委員 この問題について、十年ぐらい前になりましたが、我が党の議員が参議院の予算委員会に、いわゆるパチンコ店に定価でないたばこが売られておる、これが常識化しておる、こういう問題を追及されて、なかなかこれについては決着を見ないまま、何か現状懸念みたいな形で、この点をどうされるのかですね。相も変わらず何か目をつぶるという形で行くのか、何らかの形でこの省令の中でそういうこともある程度できるような、これはいろいろ厳しい条件をつけて、そういうことを前向きに考へられておるのか、あるいは厳しい禁止の方向で行かれるのか、その点はいかがですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

パチンコ店に対する景品用たばこの値引き販売につきましては、昭和五十年ぐらいでございしますか、予算委員会等におきましていろいろ御議論があつたことは私どもも承知しておるわけでございします。大変難しい問題であることもまた事実でございします。先生おっしゃいますように、パチンコ店に対する景品用製造たばこの値引き販売というのは、従来より実行的に行われてきたものでございしますし、一種の商慣習みたいになつてい

うことも言えようかと思ひます。ただ、その場合の値引きのあり方が、例えばストリートに値引きをする場合もございまして、あるいは他の商品を一緒に卸しているような場合には、たばこは一応定価で販売いたしまして他の商品の値引きをするというふうないろいろな形態があるわけでございます。他方、そのパチンコ店への値引き販売を認める場合には、他の業種へ波及するという可能性も考えられないわけではございません。そういった場合、定価維持の観点から問題が生ずる可能性もあるわけでございます。

そういったような種々の角度から検討する必要があるわけでございますけれども、今後もし法律的な手当てをするといふと、この三十六条ただし書きの省令の中で何か手当てをするということにならうかと思はれるわけでございますが、省令制定段階においてなお慎重に検討したいと考えております。

○矢追委員 この問題、要するに詰めれば現在法律違反が実際はやられておる、どうしてもない状況であります。今度特殊会社という装いも新たにかなり公社法とは違う法律に縛られるわけですから、私は何か知恵があるのではないかと思ひますので、ひとつ前向きに検討していただいで、かりそめにも法律違反というようにないことが指摘されないような形でお願ひをしたいと思います。

あと大臣がお戻りになってから二、三聞くことはちよつと残しまして、次に自動販売機についてお伺ひしたいと思ひます。

その前に、第四十条の「広告に関する勧告等」についての立法の精神をお伺ひしたいのです。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

現在製造たばこに係る広告の実施につきましては、専売制ということで専売公社が一手販売をしておる関係もございまして、その枠組みの中で専売公社、外国たばこメーカー、輸入業者等の間で広告の内容及び広告の量に關して自主規制が行われておるわけでございます。それなりの実効が

上がつておるものと考えております。しかしながら、専売制度の廃止あるいは輸入の自由化によりまして、流通段階での競争がかなり激化してくる可能性もある、場合によっては業界の自主規制が守られないことも想定し得る。こういう状況が考えられますので、このような事態に備えて何らかの法律上の整備を行うことが必要であるというふうに考えた次第でございます。

一方、その製造たばこの広告の実施に關しまして、法律により規制を加え、これに違反した場合に罰則等で担保するという方法ももちろんあるわけでございますけれども、こういった方法を採用することにつきましては、業界の自主規制がそれなりに実効を上げておる現状におきましては、当該規制が国民の権利、営業の自由であるとか表現の自由であるとか、そういうことを制限するものであるだけに、慎重に対処すべきものであるかと思ひております。したがひまして、製造たばこの広告につきましては、基本的には制度改革後におきましては引き続き業界の自主規制にゆだねるということとを原則といたしまして、必要があれば別途設置されるたばこ事業等審議会の意見を聞いて大蔵大臣が適切な指導等を行えるように、所要の法律上の整備を行ったわけでございます。

○矢追委員 これも当委員会でも再三指摘をされておりましたけれども、広告については、外国ではテレビ、ラジオは禁止されておる。しかし総額的にはアメリカのたばこの広告料というのは巨大なものがありまして、今自主規制も言われましたし、これから外国から入ってきた場合、日本の自主規制の範囲内に抑えてくれというところにならうかと思ひますが、現実には例えばキャメルの広告などは相当でかかると始めておりますし、それは私はかなり効果が出て、割合キャメルも何か伸びているような感じを受けるわけですね。実際をちよつと後で聞きたいんですけれども。

やはりアメリカが資本力を物言わせて、かならず広告の面に圧力をかけてくることは十分考えられますし、また現在や回復期にあるとはいふものの、まだまだ跋扈性もある時代ですから、広告業界というのでも決して昔の高度成長のような状況でない。となれば、アメリカの巨大な広告はやらない。幸いテレビ、ラジオも日本は禁止されてないから、どんなテレビに入ってくる可能性も十分あるわけですね。そういった面でもアメリカがこの日本の自主規制あるいはこういう広告費を抑えるということに本当に納得してくれているのかどうか。先ほど大臣は、今回の改正によってアメリカが文句言う点は大體決着したと言われますが、今後は果たしてどうなのか。日本へ乗り込んできて、仮に期待した以上にたばこが売れなかったとした場合は、そういう面でもついでくる可能性は十分考えられるわけですが、その点はいかがですか。

○森田委員 お答え申し上げます。

この広告宣伝につきましては、喫煙と健康の問題、また未成年者喫煙防止の問題、こういったものに対しての社会的な動向に対応しまして、先生御案内のとおり、私も昭和四十四年から自主規制をいたしておりました。昭和五十六年にたばこを、外国メーカーが日本におきましては広告宣伝を行うというふうなときに当たりまして、従来の自主規制を踏まえまして内外共通の基準を設定いたしまして規制を行つておるわけでありまして、内容は、テレビ、ラジオにつきましては新製品の紹介、そのほか広告媒体等の選択なり広告表現の内容につきまして配慮を行つておるわけでありまして、私も新会社になりました。今後ともこういった趣旨を踏まえまして、たばこ事業法第四十条の精神にのっとりまして規制を行つてまいりたいと思ひます。

なお、外国メーカーでございますが、昨年この広告宣伝等につきましてもいろいろな話し合いを行いました。喫煙と健康問題、未成年者喫煙防止問題を説明をいたしました。もともと外国メーカーは、こういった規制の完全撤廃ということを当初強く要求しておつたわけですが、この点につきましても理解を深めた結果、この広告宣伝基準につきましても今後実施をしようというふうな話し合いにもなつておるわけでございます。私もやはりちよつと今後外国メーカーとも十分協議をいたしまして、たばこ業界全体としてこの自主規制を守つてまいりたいと思ひております。

なお、最近におきまして、先ほど御指摘にありましたキャメルマイルドは、本年から全国の輸入品の取扱店で発売をされておる銘柄でございます。レイノルズ社がかなり力を入れておりまして、これもいづれにしましてもこの規制の枠の中で実施をいたしております。現在のところ販売数量は月約一千四百万本程度でございます。販売数量としましてはそれほど大きな数量ではないというふうな現状でございます。

○矢追委員 アメリカは納得していると言つておりますけれども、大體いづゆる経済摩擦、貿易摩擦と見られる面のアメリカ側の主張というのは、非常に身勝手な面も今までたくさんあると思ひます。日本の国内の事情あるいは特に日本の国内事情という以上、歴史的な過程は非常に無視をして、アメリカの実情をそのままぶつけてくる、こういうふうな非常に勝手なことを言う。例えば自動車、物品税一つ上げるにしても、これはけしからぬ、日本で自動車の物品税を上げることが結局アメリカでは日本の自動車が入ってくるんだ、こういう非常にちよつと議論するやうな始末が現状です。今までは門戸を開いた点で満足してはいますから、今はそんなにがたがた言つてこぬと思ひますけれども、今後は広告合戦といふのは相当やられるのではないか、こう私は思ひますので、ひとつ嚴重に頭張つていただきたいと思います。

それで、広告の問題で、未成年者の喫煙防止のための広告が、私はまだまだ甘いと思ひ上げたいんです。テレビのコーンシヤルを見ておりまして、十五秒間やる中で、その最後の〇・五秒ぐらゐで小さい字でちよつとしか出ぬのですよ。も

ちろんその十五秒間全部未成年のためというの
も、これまたそうもいかぬでしょうけれども、こ
れは、実際コーンシヤルをつくるのは、どうせど
こかに頼まれて、そしてそういう企画をやるプロ
の方なので、やはりきれいなもの、あるいは新し
い時代に即応したということになると、こんな未
成年のんじやいかなどというものが広告、CM
としては格好の悪いものというのは、私もPRを
担当しておりますのでよくわかります。しかし、
やはりそういう青少年の教育、喫煙防止というこ
とは非常に大事な問題ですから、もう少し何か、
今の若い人にわかるように、しかもしやれた広告
で、そしてもう少しと強烈なものが案外考えら
れるのではないかと。だから、どこかの広告代理店
にたくさんの金を出して任さないで、公社の方
で、新会社の方で、これからそういう優秀なスタ
ッフを雇われてそういうのを専門に研究して――
今そういうCMをつくるいわゆるコピーライター
にしても、そういうことをやる方はいっぱいいる
んですから。何だったら私、知恵をかしてもいい
と思います。しかし、これはちょっと短過ぎる。
雑誌にしても何にしても小さ過ぎます。確かに字
がでかくなるとみっともないんですよ。これはも
う反発を買うことはよくわかるんです。しかし、
広告によつては、若い人を非常に打つものがいっ
ぱい今でもありますので、その点はもっと工夫し
ていただきたい。

大体、お役所のやる広告というのは、最近大分
政府も思い切ったことをやられて、しやれた広告
が出るようにはなりました。また、しやれ過ぎて
ちよつと行き過ぎというの、私の感じとしては
ちよつとありますけれども、そういう点はひと
つこれから、販売促進を一生懸命やられるだけ
に、今度はそういう喫煙に対する害、特に青少年
の非行防止化の上からも、ぜひこのテレビあるい
は雑誌等のコーンシヤルの分は御検討願いたい
と思います。これは総裁いかがですか。

○長岡説明員 十分に検討いたしてまいりたいと
思います。

○矢追委員 次に、国税庁お見えになつてい
ると思いますが、自動販売機に關連して、自動販売
による酒の小売の深夜の禁止、この現状と、どう
いうふうな通達を出されてやられているか、お伺
いしたいと思います。

○山本(昭)政府委員 自動販売機によります酒類
の夜間販売につきましては、ただいま未成年者の
飲酒防止、そしてまた飲酒運転によりますところ
の交通事故防止という見地からいたしまして、酒
類小売業界といたしましては、昭和五十年四月一
日から夜間、これは二十三時から翌朝五時までを
夜間というふうに申し上げておりますが、販売の
自粛を行つてまいつたわけでございますが、さら
にその度合いを強めるべく、五十五年六月一日か
らは、公正取引委員会の認定を受けた酒類小
売業における酒類の表示に関する公正競争規約と
いうものを定めてまして、その中で酒類の夜間販売
の自主規制を行つておるわけでございます。

具体的内容をお示し申し上げますと、事業者が自動
販売機を設置いたします場合には、見
やすい箇所に邦文で明瞭に、まず第一に自販機に
よる販売時間、第二に自販機の管理責任者の氏名
等、第三に未成年者及び自動車運転者の飲酒禁
止、こういう三点を表示しなければならぬとい
うようなことになっておるわけでございます。こ
れの違反につきましては、公正競争規約でござ
いますから、違約金の徴収、その他罰則の措置がご
ざいます。

○矢追委員 以上でございます。
○矢追委員 国税庁にもう一つ伺いますが、お酒
の自動販売機の設置場所には制限があるのかどう
か、いかがですか。
○山本(昭)政府委員 従来におきましては自動販
売機のみ小売免許という制度がございましたが、
四十八年以降はそれはございせん、自動
販売機の設置は酒類小売免許を有しますところの
小売免許者がその管理可能な地域に設置をする
ということになっておるわけでございます。

○矢追委員 以上でございます。
○矢追委員 国税庁にもう一つ伺いますが、お酒
の自動販売機の設置場所には制限があるのかどう
か、いかがですか。
○山本(昭)政府委員 従来におきましては自動販
売機のみ小売免許という制度がございましたが、
四十八年以降はそれはございせん、自動
販売機の設置は酒類小売免許を有しますところの
小売免許者がその管理可能な地域に設置をする
ということになっておるわけでございます。

○矢追委員 以上でございます。
○矢追委員 国税庁にもう一つ伺いますが、お酒
の自動販売機の設置場所には制限があるのかどう
か、いかがですか。
○山本(昭)政府委員 従来におきましては自動販
売機のみ小売免許という制度がございましたが、
四十八年以降はそれはございせん、自動
販売機の設置は酒類小売免許を有しますところの
小売免許者がその管理可能な地域に設置をする
ということになっておるわけでございます。

○矢追委員 以上でございます。
○矢追委員 国税庁にもう一つ伺いますが、お酒
の自動販売機の設置場所には制限があるのかどう
か、いかがですか。
○山本(昭)政府委員 従来におきましては自動販
売機のみ小売免許という制度がございましたが、
四十八年以降はそれはございせん、自動
販売機の設置は酒類小売免許を有しますところの
小売免許者がその管理可能な地域に設置をする
ということになっておるわけでございます。

○矢追委員 以上でございます。
○矢追委員 国税庁にもう一つ伺いますが、お酒
の自動販売機の設置場所には制限があるのかどう
か、いかがですか。
○山本(昭)政府委員 従来におきましては自動販
売機のみ小売免許という制度がございましたが、
四十八年以降はそれはございせん、自動
販売機の設置は酒類小売免許を有しますところの
小売免許者がその管理可能な地域に設置をする
ということになっておるわけでございます。

いうようなことを行つておるわけであります。
なお、夜間規制の問題でございますが、これに
つきましては、私どもいろいろ検討いたしたわ
けでございます。ただ、たばこの場合は、酒のよ
うな致酔性と申しますか酔う、場合によつては交
通事故にもつながる、こういうような特性はない
わけでございますが、これにつきましては、販売
店の地域条件も区々でございまして、また、現
在、自販機は全国で約三十二万台ございまして、
推定の売上高比率でも二八・一％というように
なつておるわけで、大変消費者の御便宜に供
せられておるということもございまして、また、自
販機の所有者は販売店でございますが、それとい
ふ意味で、営業の自由と申しますか営業権とい
うような問題もございまして、したがつて、私ども
の方で画一的な規制とか指導ということを行いま
すことにはいろいろ問題がございまして、夜間規制
につきましては、販売店の意思が配慮されたよう
な形で処理されることが望ましいというふうに考
へまして、こういう趣旨から、昭和五十七年
でございますが、この販売店の上部団体でござい
ます全国たばこ販売協同組合連合会に對しまして、
自販機の深夜停止につきまして、文書によりまし
て、地域との調和を配慮しながら、話し合いに基
づき、個々の販売店の自主的な御判断によつて自
動販売機の深夜停止を行うよう協力の要請をいた
したわけでございまして、こういうことで未成
年喫煙防止ということに努めておるわけでござ
います。

○矢追委員 なかなか難しい問題があると思いま
すけれども、ひとつこれはぜひ前向きに検討して
いただきたいと思います。
それから、今小売店にそういう通達をされてお
りますが、この間、ある新聞を見ましたら、未成
年数人にたばこを売つておるたばこ屋さんを見た
という投書も出ておまして、まだまだ店頭で実
際に人間が売つても徹底してない。だから自動
販売機で規制なんて、もう一つ大変だと思つて
おるような次第です。そういうような状況でござ

○矢追委員 なかなか難しい問題があると思いま
すけれども、ひとつこれはぜひ前向きに検討して
いただきたいと思います。
それから、今小売店にそういう通達をされてお
りますが、この間、ある新聞を見ましたら、未成
年数人にたばこを売つておるたばこ屋さんを見た
という投書も出ておまして、まだまだ店頭で実
際に人間が売つても徹底してない。だから自動
販売機で規制なんて、もう一つ大変だと思つて
おるような次第です。そういうような状況でござ

いますので、やはり酒、たばこというのは青少年の場合、大抵非行のスタートじゃないかと思うのです。そういう点で、ぜひお願いをしたいと思ひます。

大臣お帰りで、最後は大変失礼な質問になるかわかりませんが、日本たばこ産業株式会社という名称はどうしてこういう名前になったんですか。というのは、先ほど事業の範囲で、将来いふことをやらなければいけぬ。フィリップ・モリスだつたらビール会社まで買収してある。だから将来のことを考えると、もうちょっと違った名前にしていただく方がよかつたんじゃないか。私もアイデアはございますけれども、まず大臣のお考えを聞いてみたいと思ひます。

○竹下国務大臣 新会社の名称、確かに我々いろいろ議論をいたしました。政府関係の特殊法人であつて、そうして我が国たばこ産業全体の健全な発展を図るという使命を持っております。ことに、日本たばこ産業株式会社のほかになかなかいい名前がございませんし、「含む塩専売」なんというわけにもいきませんし、一応一番素直な名前ではないかと思つただけでございます。

○矢追委員 なぜこんなことを言うかといふと、先ほどの事業にも絡むのですけれども、例えばアメリカだつたらフィリップ・モリスとかBATとかレイノルズとか、しゃれた名前ですね。将来、JALのように何か略称で横文字で、今度外国へどんな出る場合は、それはお考えになつていますか。例えばJTCとかJTICとか、それはいかがですか。

○長岡説明員 いわば愛称と申しますか、ベトナムにつきました。現在私ども、やはり新会社移行後に、国際的にも通用するような名前というところで検討をいたしております。職員の間にも調査しながら検討中でございます。

○矢追委員 ぜひそういった面も、案外ネーミングというのは何でも大事でございますから、もうできちゃつた「たばこ産業」をええ、今さら修

正しろというわけにいきませんから、これでやむを得ないと思ひますが、ぜひ外国向けの横文字やらいひとつしやれたものを、できたら公募くらいして、国民的な盛り上がりの中でつくつていただくとありがたいと思ひます。

それからもう一つ、特殊会社の中で「総裁」という名前は電発だけなんですね。あと全部「社長」になつていくわけですね。これも社長になるわけですね。長岡さんは総裁から社長になるわけであつて、総裁がいいのか社長がいいのか私もよくわかりませんが、今の時代から言つて、社長の方がいいかな。総裁というとか偉そうに見える。だから社長になると格下げみたいな気もする。この点、これはまじめな議論として、いわゆる取締役というのと総裁というのとはどう違うのですか。その点をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。会社の役員の名称につきましては、通常定款で定められておるようでございます。一般の株式会社におきましても、総裁という名前を使つておると思ひますが、これはないかと思ひますけれども、ただいまおつしやいました電源開発等におきましては、いづれも内閣または主務大臣の任命により選任されておるわけでございます。そういったものについて総裁という名称を従来は使つておるようでございます。

○竹下国務大臣 これは定款でどう呼ぶかということとを任意的に定めるわけでございますが、社長というのはいささかいいかな、総裁といふといふと、予備選挙のある総裁とない総裁とが……。いろいろ任命方式が違いますので、社長ぐらいが一番いいんじゃないかなという感じでございます。

○矢追委員 最後に、新しい出発でございますし、日本経済も国際化の大変厳しい中で出発するわけですから、葉たばこ耕作者のいろいろな不安、また現在働いておられる公社の労働者の皆さんも、首切られるんじゃないかと、合理化され

て困るんじゃないか、私の部屋にもこうやつてはがきがっぱい来るような状況でございます。また、たばこ産業自身の非常に大きな改革期だけに、将来いろいろな問題をはらんでいられると思ひますが、ひとつこの「目的」にありますように、財政収入の安定的確保と日本経済の発展にきちんと寄与されるように、政府みずからしっかりと努力をしていただきたい。

御要望申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○熊川委員長代理 正森成二君。

○正森委員 七月四日に質問させていただきましたが、その中で、二留保した点がございまして、なお質問の残りがございまして、私に割り当てられた時間の範囲内で質問をさせていただきます。

まず第一に、質問を若干留保いたしました点について、念のために伺つておきます。

その第一点は、大蔵省からいただきました資料では、五十九年度末たばこ事業貸借対照表の純資産が一兆二千二百二十億である。その中から未払い地方たばこ消費税、退職給付引当金等四千四百億円を引いたら、たばこ事業に係る出資財産の価額は七千二百二十億円である。そこから、五十四年度から五十九年度までのたばこ事業に係る利益の合計額五千五百九十億円を差し引いて、資本金の上限は五千三百三十億円であるという資料をいただきました。

それについて、五千五百九十億円分については資本準備金ということで財務上考へておる。したがつて、資本及び資本準備金の合計が七千二百二十億円になり、それがこの日本たばこ産業株式会社法案の附則第四条の発行価額というものになると思はれるという答弁がございました。

そこで、附則の第四条では、「会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本金に組み入れないことができる」というようになっておりますが、

そのような解釈でよろしいのかどうか。まず第一に大蔵省に、次いで商法の有権解釈を行うとされております法務省から、お答えをそれぞれいただきたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

今さら先生に申し上げるのもやや失礼かと思ひますけれども、株式の発行価額とは、発行に際しまして株式引受人が会社に払い込む株式の対価でございます。したがつて、本会の場合、設立に際しまして公社が会社に対し、塩専売事業に係る財産を除き、その純資産の全部を出資するわけでございますけれども、その中から、この前ちよつと御説明申し上げましたように、いわば負債性の四千四百億円を引いた七千二百二十億、狭義の純資産とでも申しようか、何と申し上げたらよろしいかわからないのでございまして、そういうものが会社の設立に際して発行される株式に対して払い込まれるものだといふふうに考へております。そういう意味で、七千二百二十億が株式の発行価額の総和というふうにお考へいただいてよろしいかと思ひます。

ちなみに、商法上株式の発行価額というのは、通常一株当たりについて言つておりますので、そういう意味で申しますと、本会の場合一株当たりの株式の発行価額は、仮に資本金を五千五百億円としますと、千五百億分の七千二百二十億倍といふことになるわけでございますので、仮に五万円株式といたしますと、二十三万七千円、これが一株当たりの発行価額になるかと思ひます。

それから、そういうことで七千二百二十億の発行価額でございますと、商法の原則によりますれば、その半分の三千五百六十億を資本金に組み入れるということになるわけでございますが、附則の特例規定によりまして、五千六百二十億を組み入れないということにいたしますと、発行株式の券面総額といたしましては千五百億ということになるわけでございますし、また同時に資本の額も千五百億、その残余については資本準備金として経理をする、かようなことにならうかと思つており

ます。

○稲葉説明員 株式会社設立に当たりましては、普通のケースでございますと定款で、まず会社が設立に際して発行する株式の総数を定め、それとともに定款または発起人が株式の発行価額を定めるといふ建前になっております。したがって、これを乗じた総額が会社に払い込まれるわけでございますが、この場合に発行価額というものは、専ら会社の資金需要が設立当時においてどのくらい必要かということ念頭に置いて決められるわけでございます。

ところが、このたびは産業株式会社の場合には、そういう新に出資を仰ぐということではなくて、公社が企業と申しますか、そういうものを全額、全部出資をして、それで新会社を形成するというところでございますので、公社の企業価値が現物出資をされるということになります。そして現物出資に關しましては、商法は百六十八条第一項第五号という規定を置いておまして、「現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ對シテ与フル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數」これを定款に規定することになっております。したがって、この場合には公社の出資します財産を評価いたしまして、それを定款に記載して、そして公社に与える株式数を記載する、こういう仕組みになるのであらうと思ひます。そして、その額が、今先生御指摘の七千何億ということになって、そしてまた公社に与える数が、同時に設立に際して発行する株式の数ということになる。こういう関係になりますので、結果的には先生の御指摘のようなことになるのではないかと、いふに考へております。

○正森委員 それで解釈がわかりましたが、念のためにもう一つ伺つておきます。

いただいた資料の中の四千百億円というものの中には、退職給与引当金が入つておるのですが、その後いただいた資料では、昭和五十九年度末に全職員が退職したと仮定した場合の退職給与引当金は約二千七百億円、こういうぐあいになってお

りますね。それは税法では四〇％が限度で、それ以上の場合には有税で引き当てるということになっております。それで今回の場合は、新たに発生した利益でなしに、従前積み立てておいた利益積立金をどういふぐあいに新しい会社に移行するかというところでございまして、こういう移行に伴つて万が一税金を新たに納めるということになれば、これは公社の資産を失うことにもなりますし、その辺の考へ方あるいはこの部分について税を払わなくてもいいということになるのであらうと思ひますが、そういう解釈を念のためにお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 先生おっしゃいますように、通常の法人税決算における退職給与の引き当ては四〇％でございますが、そのほかに有税で引き当てていふような場合もございまして、観念的には、今回の場合は有税で引き当てたものといふことになるかもしれませんが、その時点においては公社は非課税法人でございますし、今回のこの経理によって法人税がかかるというふうには考へておりません。

○正森委員 ですから、念のために伺ひますが、二千七百億円をそのまま退職給与引当積立金というように経理することは新会社はできないので、その四割を退職給与引当金といたしまして、六割の部分は利益準備金というふうな格好で経理をするということになるのでしょうか。そしてその部分について、今度退職給与引当金が四割を超えらうというふうなことになるれば、これは有税でなければならぬということに経理上なるわけでしょうか。

○遠藤説明員 お答えを申し上げます。

私どもの勉強しましたところでは、今専売監理官からお話し申し上げましたように、今回の二千七百億というのは課税の対象にならないといふふうに私たちも考へておるわけでございますけれども、経理の仕方といたしましては、二千七百億の引当金のうちに、観念といたしましていわれる課税の対象になると考へられます四〇％と、その残

りのものは任意引当金というふうな形で経理されますが、この扱いにつきましては、今回の移行の際に、政令におきまして二千七百億のうち四〇％分についてはいふゆる税法上の対象になる積立金といふものにするということをお決めたかどうかというところで御相談を申し上げておるところでございます。

○正森委員 それじゃ、その部分については政令で誤解のないようにする、こういうことに聞いておいていいわけですね。

時間の関係で次に移らしていただきます。

先日、株式をいずれば公開するといふことが、民間に売りに出すという場合に、株式の値をどうするかという基本的な考へ方について伺いたいと言つておりました、質問事項が十分伝わってなくてお答え願ひなかつたのですが、きょうは証券局長がおいでになつておるようでございますから、現実について公開するということにはまだなつておりませんが、お答えにしたいと思ひますが、概略の考へ方だけ御説明したいと思ひます。

○佐藤(徹)政府委員 お答えいたします。

御質問の中でも御指摘がありましたように、株を民間に売つてまいります場合に、上場し、それに伴つて売出しをしていくという場合と、上場を前提としないで売出す場合とあると思ひます。私どもの所掌いたしております範囲のお答えは、上場して、それに伴う売出しの場合にどういふ株の決め方をするかという形でお答えをさせていただきますが、通常上場いたします場合には、売出しという行為をいたすわけでありませんが、その売出し価格をどうやって決めるかという点につきましては、類似会社比準方式といふものをとつております。

類似会社比準方式と申しますのは、これも幾つか内容があるわけでございますが、基本的には、売出し価格を算定いたします会社と事業内容が類似しております上場会社を選定をいたしましたし、その選定いたしました会社の三つの要素、一株当たりの配当金、それから一株当たりの純利

益、第三に一株当たりの純資産、それぞれにつきまして、当該会社と類似会社との比率を出します。この三つの比率の平均値を出しまして、その平均値を類似会社の株価に掛ける。そうして得た答えが当該会社の売出し価格になるというやり方でございます。その類似会社は、非常に類似性が強い会社があれば一社でもよろしいわけでございますが、普通は三社程度を選ぶというのが通常のやり方でございます。

○正森委員 今お答えいただいたようになるようでございますが、たゞ産業株式会社というものは、類似の会社が事実上ないわけですね、専売ですから。そういう場合には、証券会社などの申し合わせによりまして、業績や成長性あるいは資本規模、配当性向といふものが似ておるものについて比較する、こうなつておるのですね。そうすると配当性向といふものは、決まれば別でだけれども、その時点で、まあその時点にはもうわかつておりますかね。だから、残るこういう三つぐらいの部門について、やむなく比較対照するものを選ぶということになるだろうと思ひわけでありま

す。

今、証券局長は売出しの場合についてお答えになりましたが、質問をお伝えする段階で、売出しにならないで処理される場合もあり得るというふうなことを伺ひましたが、それはどういう場合で、その場合にはどういふぐあいに値をお決めになるのでしょうか。理財局の担当だそうでありますが、お答え願ひます。

○中田政府委員 お答え申し上げます。

これまで一般会計ないしは産投会計で保有しておりました株式を売りに出した経験というものは、会社の名前で挙げますと、四つばかりございまして。そのときの値段の決め方ですけれども、例えば日本航空の場合などは、先ほど証券局長お答えのとおり、上場されておりましたので、むしろ値段がついておりましたから非常に簡単でございます。これは上場を前提としておりませんが、むしろ株式

を九電力会社に引き取ってもらおうというふうな形でございました。

この場合の値段の決め方については、国有財産中央審議会等とも御相談をいたしまして、純資産方式というふうな値段の決め方を御答申いただいております。その基本的な考え方は、一応純資産を計算して、それを一株当たりで割る。しかし、若干の調整、例えば電源開発株式会社の場合ですと、減価償却の超過額があったので、それを調整するといふふうな微調整はいたしておりますが、考え方としては純資産方式を採用して値段を決めた、こういう事例がございます。

○正森委員 私、まだ現実に来年というふうな問題になっておりませんのにこういうことを念のため伺っておきましたのは、売り出し価格とかあるいは引受価格というものが公正妥当に決められない場合は、引き受けた人が売却した場合に非常に莫大な利益を得ることになるんですね。それが、こういうことを言っているわけじゃない、いろいろ不明朗な事件を起こす場合がある。これは一般の会社でも、初めて上場する場合には、会社の公開値とそれから現実に売却される値の間に非常に差額ができて、それについて、割り当てられた企業あるいは個人が非常に大きな利益を得る。それが場合によっては政治資金にも回るという例が聞かれますので、そういう不明朗なことのしないように、事前にお伺いしておくことをしたわけでありまして、できるならば現実の実勢に見合った値が決められて、たばこ産業株式会社は損失をこうむらないように、今後とも経営を担当される方にお願ひしておきたいというふうに考える次第であります。

最後に、塩専売事業について伺いたいと思います。塩専売事業については大臣にもちょっとお聞きしたいんですが、非常に異例の決め方なんです。第四条では、三条の「塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び販売の権能は、国に専属する。」との「前条の規定により国に専属する権能及

びこれに伴う必要な事項は、日本たばこ産業株式会社に行わせる。」ということ、国に専属する権能を民間会社にさせておるわけでありまして、そして六十一條では、「この法律に基づく会社の行為に関しては、請願法その他法令で定める法令については、政令で定めるところにより、会社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。」こうなっております、六十三條では、その「会社の処分等に不服がある者は、大蔵大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができ

る。」というふうになっております。ほかいろいろ規定がございますが、時間の関係であえて読みませんが、これは非常に異例の決め方であると思われぬので、御承知のように、行政権の行使というのは、原則として内閣の統括下にある行政機関が行うものであります。一般の行政権の行使は、内閣の統括のもとにおける行政機関によって行われ、これを一定の条件つきで公社、公団、事業団等の独立行政法人から構成される特殊行政組織にまで拡大するといいたしまして、日本たばこ産業株式会社のような特殊法人というものは、この独立行政法人と見るべきかどうか非常に疑問とされておられます。これは田中二郎教授も言っておられますが、こういうような決めることが妥当であるのかどうかというのは非常に問題だと思われるので、そして、公社、公団、事業団、公庫、特殊銀行などは、国にかわる一種の行政主体として、政府の行うべき公的な、公共的な事務事業を代行することをその存立目的としておりますが、この場合も、特定の公共性を持った事務事業に限定されておまして、許認可権や立入検査権や報告の徴収などのような行政権の行使を行うものとはなっておりますが通常であります。ましてい

わんや、特殊会社のように独立行政法人と見るべきかどうかさきも疑問とされているような法人にこれらの行政権を行わせることは、非常に問題であると言わなければなりません。許可等の行政行為を特殊会社が行っている実例というのは、私の見る限り皆無であると言っても差し支えないと思ひます。そういうものをなせ本法に盛り込ん

だのか、御説明を願ひたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

まず、私どもがこのような考え方をとるに至りました背景からちょっと御説明させていただきます。塩専売事業は、塩の買入れと売り渡しといういわば通常の事業行為に当たるものと、製造者、販売人の指定等の行政行為から成るわけでございまして、あえて申し上げますならば、むしろ行政行為が主体と言つてもいいぐらいのことだと思つております。現在公社が一体としてこれを実施しているところでございますけれども、先ごろ来当委員会

でいろいろ御答弁申し上げましたように、現在の国内塩産業につきましては、その自立化達成というところに向かつて鋭意努力をされているわけでございまして、そういう中で、その行政行為と事業行為というものは、ある意味では密接不可分の関係にあるわけでございまして、そういう意味では、この両者を分離して別々の主体に行わせるという場合には、事業運営の一体性であるとかあるいは機動性が損なわれるというような問題があるのではないかと、そういうことがございまして、今次改革においても引き続きこれを一体として日本たばこ産業株式会社に実施させることが適当であるというふうに考えたわけでございまして、

ただ、まさに先生がおっしゃいますように、たとえ特殊会社といえども、無条件で一般私人の権利制限にもつながらる行政行為を株式会社に行わせるということにつきましては、まさに前例もな

は会社の行う行政処分基準を極力客観化したしまして会社の恣意性を排除する、あるいは会社の行う処分等が法令に違反し、または不当であるような場合には、大臣はその取り消しを命ずることができ、あるいは大蔵大臣に対する審査請求の道を開くということ、これらの措置によりまして、行政行為を行う上での公共性は十分に担保されるのではないかと。これだけの措置を講じた上においては、たばこ産業株式会社に塩専売事業という行政行為を含む事業を一体としてやらせることも可能ではないか、こういうふうに判断したわけでございまして。

○正森委員 今監理官がお答えになったのはそれだけの条文に載っておりますが、それだから余計また別の疑問が起ってくるんですね。

条文を見ますと、例えば第四十條は、「大蔵大臣は、会社の推薦を受けて、代表取締役のうちから塩専売事業の責任者(以下「塩専売責任者」という。)を、取締役のうちから塩専売事業の担当者(以下「塩専売担当取締役」という。)を指名する。」こうなっております、それでその三項では、「この法律の規定による会社の処分その他塩専売事業に関する重要な業務に係る事項として大蔵省令で定めるものは、塩専売責任者が決定するものとし、取締役会は、これらの事項について、議決することができない。」こうなっております。まさに、たばこ産業株式会社の中に独立した別の組織を認めるものにはならず、長岡総裁あるいは社長は、この問題については関与できないんですね。会社の取締役会が決められることのできない独自の権限を持った人が塩専売責任者として、その代表取締役の中から一人指名される、こういうことになるわけですね。

あるいは四十三條を見ますと、「取締役会が商法第二百八十一條第一項各号に掲げる書類を承認するには、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち塩専売事業に係るものについて、委員会の承認があることを要する。」この「第一号から第三号まで」というのは、貸借対照表、損益計算

員の中で両方やっているわけでございます。したがって、それらの方々はいずれの分野にも精通しておる。したがって、同じ体制の中でやっただけで合えるであろうという考えも、一つだけつけ加えて申し上げるならば、ありました。随分議論

それがら今の、みずからが答弁しましたが、専売がなくなりますから、専売監理官は当然なくなります。しかし、どういうことにするか、これはまさに予算編成時点において、余りシーリングとは関係のない話でございまして、これから知恵を絞っていかねければならぬことだという考え方を持っておりますので、いろいろ知恵を絞ったことをまた相談もしなければならぬのかなというような認識はいたしております。

○正森委員 終わります。

○熊川委員長代理 午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後一時三十分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 本法案の審議もいよいよ大詰めという段階になってまいりました。大臣も総裁も監理官も大変御苦労までございます。

今までたくさんの方から精力的な質疑または御答弁ございまして、それらを含めまして幾つか確認をいたしますか、詰めをさせていただきたいと思ひます。

まず冒頭に、一つは専売公社も含めて、全体論として公企業に対する認識というものを大臣に伺いたいわけなんです。

先ほど矢追さんへの御答弁の中で、専売公社が果たしてきた公的役割の中心といいますが、公共性の中心は、財政に寄与したというのですか、財政物資としてというふうなお話がありました。が、大蔵大臣としてはまことに職務に忠実な御評価でございますけれども、私は、公企業全体を考

えまうとこういう気がするわけでありまう。それは特に専売、電電、来年の今ごろは国鉄というふうな、それそれ百年とか数十年の大きな転機を迎えて、私は、振り返ってみまうと、日本の公社、公企業というものは、国際的に見ても特殊な経過と足取りをたどってきたというふうな気がしてならないわけでありまう。諸外国の場合にも、随分昔のアメリカのTVAから始まうて、さまざまの意味でのパブリックコーポレーションという概念についての運用がございまうしたし、また、最近ではフランスの場合その他いろいろな意味でパブリックなコントロールというのか、あるいは狭い意味の公企業、パブリックな分野の仕事だけではなくて全体にわたる一つの変革思想といまうすか、将来社会にふさわしい構想をどう持つのかといまうことが模索されていもうというふうな状態でありまうが、日本の場合には、私も従来から指摘をしてまいったわけでありまうすけれども、いろいろな意味で政治的な制約あるいは行政からの規制といまうもの、さまざまの拘束が非常に強く行われてきた。

国鉄なんかを見ても、私は職員も気の毒だと思いまうすね。親方日の丸と言われる、それから職員に本当の意味での働きがいが出てこない、それに対する社会的批判が起くる。なぜそうなったのかといまうと、やっぱり現在の仕組み自体が非常に拘束性の強いものであるために、自発性なり、参加なり、働きがいなりといまうものがなかなか発揮できないというふうな関係が起きたんではないだらうかといまうふうに私は思いうわけでありまうして、これから公社から特殊会社という新しい方向に転換をするといまう時期に來ていもうわけでありまうが、こいういふ時点でやはり今まうまでについて、こいういふ問題意識といまうものをひとつお考えいただいて、これからの発展に敵しい、あるいは悪い見通しを持たないようにな、また、公社から会社に変わるけれども、何となく認識、対応に従来の情性があるとかいふことがないことが必要なのではないだらうかといまうふうに思いうわけでありまうす。

大臣、今まうで各公社の議論をいたしまうすと、現在の制度に対して、これはまうすといまうふうな話ができないうと思いまうすけれども、もう変わらう目に来たわけですから、率直に過去を振り返り、新しい会社に向かて、単なる情性ではない発展といまうものを考えなければならぬ、こいういう段階だと思いまうすので、こいういう私の申し上げたものを含めまうして、本来的なパブリックコーポレーションといまう発展がなかなか日本ではできなかつた、また公企業の認識といまうものについてもお考えになることがあるのではないだらうか、その辺のお考えを前提としてお伺いいたしまうす。

○竹下国務大臣 一九四五年、戦争が終つた後五年間いろいろな変革がなされたが、その中の大きな変革がいまゆるパブリックコーポレーションといまうものが、概念的にも実体的にも日本の民主主義社会に入ってきたことではないか。私は、それが果たしてきた役割は評価すべきだと思つておいまうす。

例えは国鉄にしまうしたところで、昭和三十九年までは、これは厳密にいもうと昭和三十八年まででございまうすか、黒字でございまうす。三十九年、たまたま佐藤内閣ができまうして、鉄道省の出身者が総理大臣になつたら赤字になつたといまうことは冗談で言つたことがございまうすが、それはそれなりのモータリゼーションの変化とかこいういふものがあつたのであつて、しかし、労使双方に使命感が完全であつたかどうか、それはいろいろ議論のあるところだと思ふのでありまうすが、いづれにしても今日までパブリックコーポレーションといまうものが果たしてきた役割といまうのは、私はそれなりに認めていくものであろう。ただ、これが国際社会の中で世界の第一等國となつてまいらまうすと、やはりその中で自由闊達な活力がもつと必要であるといまう考え方が出てくるのも、これは当然であらうと思いまうす。それがいわば従来のパブリックコーポレーションを改善するための意見として、外圧によるたばこの輸入問題を外に置きまうしても、そ

ういふ議論は出てくる必然性が一つあるではないか。

したがて、私の所管だからかわいといまうことを差し引いていただいて、日本専売公社の労働関係といまうのは世界に冠たるものだとい、いつてもどこでも胸を張つて私は申しておいまうすので、こいういふ完全した関係といまうものにさらに活力といまうものが結果として与えられることになれば、国際競争といまうものにも、いろいろな難しい問題を抱えながら、最後には人間関係と知識水準の高さで対抗できるものじゃないかといまう期待を大いに持つておるこいうのが、今日の私の実感でありまうす。

○伊藤（茂）委員 私は、こいういふ一つの変わり目から申しまうして、発想の転換といまうすか、やはりいろいろな新しい姿勢と新しい発想と新しい対応をしなければならぬといまうのが今日の段階ではないだらうかといまうふうに思いうわけでありまうす。

今日まうで、たくさんの方から御質疑がございまうした。その中でも、この法律によつても政府の方には非常に大きな法的権限を持つ。監督官庁としての権限もございまうす。たくさんある許可認可についての権限もございまうす。また、当面全株保有でありますから、株主としての権限もございまうす。これらをハードに、フルに活用したら、大変な権力、権限を持つといまうふうなことになるわけでありまうすが、今まうで総裁の方からも、自主的に、精力的に、また活力ある経営をしていかなければならぬといまう御答弁が繰り返してございまうしたし、大臣の方からも、何かハードな規制、監督、指導をするこいうことではない発展を期待して、いろいろと率直なお話もございまうした。私もこいうことは結構だと思いまうす。

同時に、やはり認識の問題、考え方の問題として、形式的には政府の権限といまう形でございまうするわけでありまうすけれども、これは電電の場合も国鉄の場合もこうなんですが、通信委員会の審議でも言われていもうようでありまうすけれども、政府が株を持つ、政府がございまうすの監督、許可認可の権

限を持つ。しかし考えてみたら、政府が掌握する株式その他といまうものは、当然ながら国家の財産であると同時に国民の財産といまうことだと私は思いまうす。したがて、私どもは、政府が権限を持つてこいう認識ではなくて、やはり社会全体の視点、国民全体の視点に立つてすべてのことを行使をしていく、法律上与えられた政府の権限といまうものを行使していく、こいういふ姿勢が当然ではないだらうか。哲学と言つたらオーバーですが、こいういふ認識が前提にはつきりしていれば、こいういふ心配はないかこいういふ心配はないかといまうことを根拠り葉掘りお伺いをしたり追及をしまうしといまうことでない確認が、やはりできるのじゃないかといまうふうに思いまうすが、いかがでございまうしょうか。

○竹下国務大臣 これは今大蔵大臣と呼んでいたでしたが、私も大蔵省といまう名前はまだなぞできたかこいうことを私なりに勉強してみまうしたら、大体「大蔵」などといまうのは、恐らくはかの国の言葉では訳せない字だと思つておいまうす。私もそれは斎蔵といまうものがあつて、これは祭政一致の音、恐らくお祭り事に使うものをおさめておくところが斎蔵であつた。しかし、それをさらに大きくして、いゆる皇朝の、皇居の財産といまうものを今度内蔵と言つた。それで、国民全体の財産は何と言うか、これは大蔵と言うべきだ、こいういふことを物の本で読んだことがございまうす。

したがて、大蔵省といまう名前がついておること自身も、国民の財産といまうものを対象にしておるのであつて、なにかんなく今具体的ににおしまうした、国がいまゆる所有するといまうたつて、これは帰属するところは、まさに国民全体の資産をたまたま管理していただいておるこいう認識ですべてに対応すべきものだこいう考え方でありまうす。

○伊藤（茂）委員 もう一つだけ、一般的考え方でお伺いしたいので。今申し上げたような発想からいまうすと、ございまうすの面で心配のないこいうのか、あるいは

より創造的な方向が考えられるのじゃないだろうか。例えばの話であります。労使関係の問題もございませう。今までの経過からいいますと、労働組合の方は今までのさまざまな公労法その他の拘束から、労働三法が完全に適用される、言うならば近代的な労使関係という方向への新しい発展というものを展望できることになるわけでありませうが、私は、今申し上げましたような物の考え方からいいますと、こういうことも言えるのじゃないかと思ひます。これからの産業、これからの社会をどう築いていくのかという場合に、これは資本と経営が中心となつて労働者を使い、物を売りという形とは違った状況、やはりさまざまな意味で、経営参加とか新しい経営体、経営形態の模索とかが行われております。国際的にも、フランス流の国営化による新たな活力という実験もございませうし、西ドイツの共同決定法とかございませうし、いろいろな努力が、模索がなされていくというのが現実であると思ひます。私どもの革新勢力の中でも、自主管理社会主義とか、いろいろな意味での模索もやはりなされていく、そういう時代だと思ひます。

そういう気持ちを持ちながら見てみますと、日本の中でも、不思議なことに民間の方、民間企業の方が、経営参加問題とか、労使対等の発言と権限と主張を持ちながら、どう産業を発展させ、活力ある経済を形成するかというふうな努力がなされている。私は、こういうものの将来というのは日本の社会構想にとつても非常に大事なことだと思ひます。ところが、パブリックな部面、従来の公企体はその典型でございませうけれども、そういう方はそういう問題意識や対応というものがほとんどないというのが日本の状況でございまして、確かにこれは経営の面での対応姿勢もございませうし、労働の側でもやはり単なる要求型から参加型といひますか、より勉強した、社会的責任を持った方向に発展をしなければならぬ、双方の問題があると思ひます。

先般大臣は、専売の労使関係は世界一、労働組

合が世界一でしたか、という高い評価をなさいましたけれども、こういう多くの人に使つていただく商品をつくる、また健康にも関係がある、財政にも非常に大きな寄与をしているという分野でありますから、私は、労使ともに何か民間以上に、そういうお話し合いなり研究なり努力がなされていくというふうなことが望ましいのじゃないだろうかという気がするわけでありませう。日本の社会も、これから十年、二十年、二十一世紀を考えると、さまざまな新しい発想がなければ、活力ある、働く人も生きがいのある、仕事のしがいのあるシステムにならないのじゃないだろうかという気がするわけでありませう。かたくなな経営者意識とかあるいは株主意識とか、おれは社長であるとか、長岡総裁はそんなお人柄じゃございませうけれども、そういう姿勢でない何か御努力といひますもの、特にこういう財政面から見ても国民から見ても、パブリックな分野であつてしまふべきじゃないだろうか。今すぐの問題ではありませうけれども、そういう姿勢といひますか発想といひますものは常に豊かに持つておられることが、単なる新会社社だけではない、社会全体にも必要なことじゃないだろうかと思ひます。御感想はいかがでございませうか。

○長岡説明員 私どもの労使関係を大臣からお褒めいただきましたけれども、従来も、公社という公共企業体ではございませうけれども、私どもなりに企業経営の合理化と申しますか、そういうふうな面には随分努力をいたしてまいりまして、しかもそれは労使間で十分に話し合ひをして、お互いの理解の上に積み重ねて今日に至つております。そういうことの必要性といひますのは、ただいまもお話にございましたように、ますます今後重要性を増してまいるわけにございませうし、しかも単に株式会社であるから利潤追求だけを考へればいいということではなくて、やはり一つの公共的な目的に奉仕する特殊会社であるという面もあるわけにございませう。

そういう意味で、今後の新会社の運営

につきましましては、従来にも増して労使関係で本當に真剣に討議しながら結論を求めていく、お互いに理解を求めていくという姿勢が必要であるように存じます。当事者能力を持つて、経営者側もそれから労働者側も、お互いに自分の立場を主張しながらも、究極的には、我々の企業をどうやって存立させていくかという点においては利害関係は一致するわけでありませうから、そういうことを中心に、従来にも増して労使が腹を割つて話し合ひをしながら、その理解の上に将来のあり方を求めてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤委員 具体論に入つていきたいと思ひ

ます。今までもたくさん議論がございましたが、余り変わらぬではないかという社会的な評論も今回の改正についてはございました。各新聞の論説にも、骨抜き、変わらぬとか、法案が新上がつたときには一斉に言われてきたわけでありませう。また一面からは、いろいろな意味での不安がある。これで公社から会社に変わる、そのときに激変といひますか、えらく大きく変わるのかといひます。さうだ。しかし、将来どうなるのかといひます。さうだ。しかし、果たばこの農家にしろ職員の皆さんにしろ、いろいろな意味での不安があるといひます。それが現実ではないだろうかと思ひます。中期の展望に立つて、今できるさまざまな押さえといひますか、意思統一をしながらスタートをさせるということが必要なのではないかと思ひます。

まずその前提に、中心となるのは会社の経営が黒字か赤字かどうかということにございませうから、移行された途端に一体どんな姿が想定されるのかといひます。関係者の皆さんに御協力いただきましてちゃんと計算をしてみます。これは甘くもいひませうし、えらく厳しくもいひませう。まあクルールなどところでの計算というふうには考へてゐるわけにございませう。ちよつとごらんをいただきたいと思ひますが、さまざまこれから変化のしようがございませうから、確実

に新会社は六十年度決算はどうなるのかといひます。うなところまでは無理だと思ひます。そうではない、五十九年度の予算をば横滑りといひますか、ベースにした場合に、まあ大体こんなことかなといひます。試算としてお考えをお願ひしたいと思ひます。

大体書いてございませう。当期純利益といふことにつきましても、過去三年間の純利益の減は平均二百億円ずつ減つていくという状況をたどつております。そう高目に見るわけにはまいりませう。それから、自由化対策と言つてはなんですか、会社に移行するためには、例えば五十億円なりかかるだろうか。そういうのを考へてみまして、事業当期純利益百億円。それから総裁のこの間の御答弁がございませうが、輸入品のシェアがどの程度になるのか。現在一・八、その倍程度、大体四〇％くらい。試算をいたしますと、特別納付金、それから当期純利益見込み、それぞれ三十億、千三百三十億といふようなところになるんじゃないだろうか。退職給付引当金の問題は先ほどと同僚議員からお話がございませうが、これはゼロとして考へてみて、その場合に、事業税百億円。印紙・登録税等国税増加額二十億。固定資産・事業所税等地方税の増加額六十億。それから支払利息、法定福利費等の増加額が百二十億。事業損金算入の増加額が全部合わせまして三百億。そういうと、調整した後の純利益見込み額が八百三十億。法人税額が、これはルールです。三百五十億。それから法人の地方税の負担が六十億。税引き後の純利益見込み額が四百二十億。

それで、ケース1、ケース2と書いてございませう。例えば資本金千三百億の場合には、世間並みの配当でございませう。一〇％として百三十億。ケース2で一千億の資本金の場合には一〇％です。配当百億といひます。そのほか千五百億上限とございませう。千五百億といひます。考へれば、ケース0として百五十億といひます。配当金額が入る。そういたしますと、ケース1の場合には、配当後純利益見込み額二百九十億。それから

ケース2の場合には三百二十億。それからケース0と申しますが、書いてございせんが、資本金千五百億の場合には二百七十億。こんなことをちょっと、全くの仮定試算としてさまざまな変動要因を抜きにして、一つのめどとして描いてみたわけでありまして、総裁、どのようにこれをござらんになりますか。

○長岡説明員 個別の項目について必要があれば担当理事から御説明申し上げますけれども、全体といたしまして、ただいま伊藤委員が御示になりました数字は、制度改革に伴う財務への影響等をお考えになって計算をされた一つの合理的なマクロ試算であらうと存じます。

ただ、細かく考えてまいりますと、会社になりますと、やはり経営基盤の強化のために欠かせない試験研究費をもっと充実しなければいけないんじゃないかといったような問題、あるいは新規事業の開拓にはまたそれなりのコストがかかるんじゃないかといったような要素もございまして、率直に申し上げていただければ、ただいま御示いただいた数字は利益はやや大きく出ているのではないかと、いろいろな感じでございます。

○伊藤委員 さっき申し上げましたように、幾つかの仮定を前提にしためどという意味での数字でございますし、それから私も、そう甘くもなく、そう辛くもなく、クールに見たらこんな数字かなと思つてみました。

今総裁のお話がありました、黒字でスタートをする。しかし、従来公社が上げてきた六百、七百、八百とかいう単位の利益から見れば、相当少ない額というのが平均的に、ほぼ常識的に推定し得るところではないだろうかと思つております。要するに、スタートのときには黒字でスタートできると思つけれども、甘い状態ではない。ですから、来年四月一日新会社発足式典もパーティーもあるかもしれませんが、そのときに新しい社長が、何かにこころ先は明るいというふうなことをして、むしろ引き締めて緊張して、大いに努力をした事業をしてくちやならぬというふう

なことが、明年四月一日のスタートに当たつての新社長のごあいさつになるというところではないでしょうか。今の長岡さんの御活躍ぶりから見ましても、そういう気持ちで今もおられるんじゃないだろうかというふうな感じであるわけでありまして、問題は、そんな格好でスタートをする。総裁のお話がありました試験研究、新事業開発、そのためのコストなどのものでございまして、それらを含めまして、それでこんな格好でスタートするかもさしぬけれども、さまざまな変動要因あるいはさまざまな問題がどうなるのかというところを何点かこれから伺いをいたしてまいりたいと思ひます。

そういう中で、今指標的にわからぬこともたくさんございまして、それから今すぐ公式にまだ明らかでないこともあつてしょう。しかし何か、今までの御議論もそうでしたが、関係者の皆さんの不安感を極力除いて、次に備へることができるとしていきたいというふうな思つてわけでありまして、いろいろ微妙な点もあると思ひますが、そういう意味では、たばこの審議だからといって煙に巻くようなことのないようにお願いをしたいと思ひます。

これは、一つは今までお話がございました、例の三十四銭の特例納付金の扱いの問題がございまして、大臣からも、これはたしか主計の方からお話があったわけでありまして、新しい会社の試算をする際にも千三十億、これのあるなしというのは重大な扱いの問題になるわけでありまして、この辺はこの表を見ましても、この三十四銭問題がどうなるのかというのは決定的と言つていいほど大きな影響力を持つということですから、改めて数字を前提にした上のも含めてきちんとした御確約をまず伺つておきたい。

○小野政府委員 この問題につきましては、先般当委員会主計局からも御答弁申し上げたところでございまして、三十四銭の特例納付の措置は、定価改定により公社の増収と認められる分を、国の危機的財政事情にかんがみ特例的に国庫

に納付することを願ひしたものでございまして、法律上五十八、五十九年度限りの措置としてあるものでございまして。

○伊藤委員 特例というよりも臨時異例ですね。

それから、これからスタートした後どうなるのかという要素のまず第一にお伺ひしたいのは、さまざまな合理化努力の問題であります。例えば労働生産性でいって、指標を見ますと、昭和四十七、八年ごろからアメリカ・アメリカと言つても全米平均の指標のようでありまして、それよりは公社の方が労働力当たり生産本数がよくつてゐる。その前、四十年ごろと比べると、非常に大きな変化を示している。四十年から四十八年のこのような労働生産性向上の中心は、新たな機械、設備の革新ということではなかつたのだろうかというふうな思つてわけでありまして、伺いますと、今日日本では巻き上げ機械でも二千五百本、それから一分間四千本、半々ぐらゐりとかというふうなことも伺つてゐるわけでありまして、正確な数字は別にいたしまして、そういう状態で今やられてゐる。

ことしの秋から一分間八千本の巻き上げ機械が導入される。この間平塚の試験場でもその話を伺つてまいりました。一体そういうものがどんなデモンストラの進捗のどうか。昭和四十年以降の変化を見ましても、相当大きな変化があるわけでありまして、この八千本巻き上げ機械というものが現在三十七工場、その統廃合も行われるわけでありまして、メインが八千本時代になる、そういう展望といふますが、変化というものはどのように起つてくるのでしょうか。今秋から八千本巻き上げ機械を導入するというような話でした。設備投資の額も随分かかるでしょうし、そういう機械が高速度、連続化とか伺ひました。ワンセット幾らぐらゐるのか知りませんが、相当多額の設備投資というふうなことになるだろうし、何か本で見ましても、たばこ産業というものは製造職員一人当たりの資本投下額は全産業

トップクラスぐらゐ大きいというぐあいにも伺つておりますが、その辺労働生産性の向上、新設備投入というものをどんなデモンストラでお考えになりますか。

○西村説明員 ただいま今後の新しい機械の導入について、特に八千本の導入について今秋からというお話がございましたけれども、私ども、明年度以降ということで御説明していただくつもりでございます。

八千本の開発の状況は、現在一号機の組み立てを行っている最中でありまして、来年度平塚試験場及び後段は工場に持ち込んで試運転を行つて、その後量産体制に入るといふ準備をしております。そういう意味で、本格的な工場への導入というのは六十一年度以降にならうかと思ひます。従来も巻き上げ機械の二千五百から四千へ、さらに五千巻き直結機へという高速機械の導入を行つてまいりましたけれども、今後は五千の中間段階の導入というものを飛ばして八千の直結巻き上げ機械の導入に入っていくことにならうかと思ひます。

そのテンポはどういうふうになるのかという御質問でございますが、私もはなるべく早くビッグスリー等の生産性への接近というのを考えて、早期に全工場への導入を図りたいわけでありまして、早期に全工場の中でやはり幾つかの要素をいろいろ考えながらやっていかなければなりません。一つは労働力との兼ね合い、需給関係、それから年間の製作台数、そういったこともございまして、そういうものの兼ね合いを考えながら、なるべく早期に全工場に導入を完了していきたいというふうな思つております。何年ぐらゐかかるのかということについては、これは非常に難しい問題でございます。いろいろ雇用労働力との兼ね合いを考えますと、先ほど来お話に出ておりますような関連事業範囲の拡大等の問題もあわせ考えながら、経営として総合計画を立てなければならぬ問題だと思つております。

○伊藤委員 話はわかります。何か聞きますと、フィリップ・モリスとか、いわゆるビッグス

リーと言われるところでは七千二百本巻き上げ機械ですか、もうどんなに入っているというふうな話もこの間ちょっと伺いましたが、そんなことを考えますと、競争力のある経営としてはそのろいテンポでやっているわけにはまいらぬ。それから、今おっしゃったようなさまざまな要因がございいますから、いつまでというプランまでなかなか行きにくいというところもよくわかります。しかし、全体的なそういう状況を考えますと、そうゆくりでなく、十年、二十年のタームというのではなくては考えなければならぬことかなという気がします。四千本の機械よりは八千本の機械の方が高いのだから素人には思えますけれども、そういう合理化、新鋭設備導入、設備投資をする、従来のテンポよりも低くて済むということはないと思うので、会社に移行した後、設備投資額のテンポは高まらざるを得ないと思いますが、どんな感じですか。

○西村説明員 機械の耐用年数は一応十年ということになっておりますけれども、十年すればもう使えなくなるかというところではありませんで、メンテナンスをしっかりとすれば、二十年でも三十年でも使えるわけでありまして、高性能の機械が出てまいりますと、回転数の増大に比例して機械の値段が高くなるわけではありませんが、二割とか三割とか高いというようなことでございまして、それで人的な生産性が削減されれば、新規機械を導入して投資をしても採算が合う、利益の増大につながる、あるいは生産性が向上するというところでございまして、そういう点をしっかりと検証いたしまして新規機械の導入を図っているところでございます。

御質問の趣旨、それでよろしゅうございしますか。
○伊藤(茂)委員 次の要素として、雇用問題の見通しですね。概括的にどう思っているか伺いたいと思います。

この間、郡山工場を拝見をいたしまして、工場長さんを初め、いろいろと詳しい御説明をいただきました。その中身のことを質問するわけじゃあ

りませんから結構なんです、そこで簡単な指標を伺いましたら、統合した工場をつくった、統合前は九百八十七人、億本当たり人員は十五・五。それから五十年ですか、MMC四〇〇〇、四千本の機械を導入いたしまして、現在では総人員が五百十九名、製造部門担当が三百七十六人、億本当たり人員が三・一人。十五・五人の当時から三・一人へというのは非常に——統合前が十五・五ですから、それにしても、非常に大きな技術革新の変化だと思えます。新しい機械の導入によりまして、大ざっぱに言って四千本機械が入りましてから、今は四千本機械三十八台、二千五百本巻き上げ機械が十四台というふうになりましたが、大体半分以下の人員で同じ生産性という状態になっているわけでありまして。これから、テンポは別にして、フィリップ・モリスその他の方で七千二百本巻き上げ機械ということになりますし、生産性を上げる意味からいいますと、逐次八千本巻き上げ機械が導入をされる。機械的にも製造部門で見ても、現在の体制から半分あるいは半分以上の人員で間に合うという状態になるんじゃないだろうか。その辺はどうお考えになりますか。

○西村説明員 現在私どもの最新の工場は関西工場、北関東、東海工場にございまして、これらの工場は全部四千回転になっておりますが、以前と比べますと、人員は約半分、これらの最先端を行く工場の労働生産性は、現在のビッグスリーとそう大差ないところまで来ております。それで今後、先ほど申し上げました新機械を導入していけば、人員はどのくらいか、半分以上になるのではないかと。先生御指摘のとおり、そのくらいに減っていくことと思えます。

○伊藤(茂)委員 対応措置などの考え方は次にだんだん伺ってまいりたいと思いますが、三つ目の要素として、スタート以降の要素として伺いたいのは、工場の統廃合の見通しであります。皆様からいただいている資料でも、昭和三十五年四十三工

場、昭和五十八年で三十五工場、その間に幾つかの統廃合が数回ございました。今後も、より新鋭機械にまた集約をしていくことになると思えます。現在、平均的には百億本生産工場ぐらいが、計数割りをいたしますと標準的かもしれませんが、今伺ったような状況からいいますと、モデル標準的工場というのは、生産本数からいいますと二百億、三百億というふうな形になってくるといえることになるのではないだろうかというふうに思いますが、今後のそういう統廃合のテンポはどういうことが想定されますか。

○西村説明員 工場の統廃合問題につきまして、工場の数が多いということ即問題ではありませんが、やはりねらいはコストであり、生産性であります。そういう意味で、機械の高速化によって直接労働者の生産性は極限まで、機械の更新によって改善をされていくわけでありまして、これによって、最後に残る間接人員の問題と工場運営経費の面でのコストを考えますと、今後でもできるだけ統廃合を進めていかなければならないというふうに思っております。

その場合、今までは比較的近い工場を中間地に新しく建てて工場の統廃合を進めてまいりましたけれども、今後はその地域の近いところだけということでは限界がありますので、いろいろ労働対策としても工夫をしながら、労使で十分話し合いながら今後の統廃合は進めていかなければならぬと思っております。そういう意味で、統廃合のテンポはどうなるのかという御質問でございしますが、現在この中身につきましては鋭意多角的な検討を進めている段階でございまして、現在テンポなり地域なりを特定して申し上げる段階ではございませんので、その点御容赦をお願いしたいと思います。

○伊藤(茂)委員 統廃合に関連してもう一つ伺いたいんですが、今まではやや近いところでの統廃合という形ですね。そのような範囲でも、統廃合を主なる理由にしておやめになった方、男子の場合よりも女子労働者の場合の方が多いんじゃない

だろうか。要するに御家庭をお持ちの女子労働者の皆さんですね。工場へ伺いまして、娘さんよりもそういう方々の方が結構多いんじゃないかというふうに見えましたが、そういういたしますと、男の場合は、工場が向こうへ行ったら、そちらの方へ引っ越しするかどうか考える。女性の場合にはなかなかそういきにくい。何か伺いますと、正確な数字で伺っているわけではありませんが、女子職員の場合には、そういう事情も兼ね合わせて統廃合のときにおやめになるという事例もあつたようでありまして、その辺はどうお考えか。

それから確かに、今伺ったように、これからやはり生産性を上げる、より新鋭工場をつくるとなると、地理的、物理的に言って中間点にまどめるというだけではいかならない場合も起きてくるのだらう、そういう問題もさらに深刻化するのではないだろうか。今までのその辺の事情はどんなだったでしょうか。また、それに対してどういう御手配をなさったんでしょうか。

○西村説明員 工場統廃合を行います場合に、先生御指摘のとおり、公社の従業員構成は、製造工場の場合には女子従業員が半分以上と超す程度、六割、四割というふうな比率で女子の方が多いわけではございまして、そういう意味で、男子職員が大部分の一般の民間の大きな工場と比べまして、大変統廃合等がやりにくい労働環境にあつたかと思えます。そういう意味で、勤務時間も二交代化をどんどん進めてきたわけでありまして、これも、統廃合と二交代化で、ともに女子従業員対策というのに対して私ども細心の注意を払いながら、労働組合の要求と我々の達成をたい目標というものの接点を見つけたが、今日まで合理化を進めてきたわけでございます。現在まで五カ所の統廃合をやつてまいりましたけれども、結果的には最終的に労働組合の納得を得て円満に解決をして今日に至っておりますが、今後もそういう条件がもう少し難しくなる面はありますけれども、今までの延長ということで、今までの経験を十分

生かしながら、私も、とり得べき解決策を見出していくようにしていきたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 工場へ伺いましても、巻き上げの機械の周辺の仕事というのは女子労働の皆様が多いというふうな聞いてまいりました。また高卒はやはり若い娘さんというよりも、若奥さんかおばさんかなという感じの方も随分いらっしゃいましたし、まあ冗談で言ったんですが、昔の歌劇のカルメンはたばこ工場へ勤めた女工さんというのですが、歌劇を見ても、何をやってたのかわからぬですけれども、現代のカルメンは最新鋭の機械をいながらに動かしているという話などをしながら聞かされたのです。ただ、やはりそういう方々にすれば、雇用機会というのはその門戸が広いわけではありませんか、今日の時代、厳しい雇用機会の条件のもとにある、ちょっと深刻な問題だらうというふうに思います。まあ一定の内容で労働組合とも協議をなさって、最終的結論を出されているということですが、残される大きな問題ではないだろうかと思ひます。

中期的に見た四つ目のエレメントとして伺ひたいのは、今までも御議論がございましたが、開発研究の問題であります。これは総裁からも繰り返し、鋭意さまざまな研究開発に当たっていただく、それについてのさまざまな投資もふやしていく、先般横浜の中央研究所へ伺ひましても、何か最先端の技術開発を非常に精力的に、また真剣に追求をされているということなどを見させていだいたり、またお伺ひをしたわけでありました。

ただ、私は思いますが、これからの状況を考えますと、例えばですが、外国たばこが五%シェアを占めたとします。百五十億本。その部分を消費に上乗せをするというわけには必ずしもまいらぬであらうでしょう。そのほか、さまざまな負担も加わってくるというふうな状態になってまいります。また、禁煙、嫌煙、健康と喫煙などについての社会的なさまざまな調和といひますか、動きといひますか、こういうものについても、やはり今

日の時代ですから、高まる方向に行くだろうというふうに思ひます。そう考えますと、例えば今日たばこで三兆円の売り上げ。しかし、現実には数千億円の何かカバールしなければならぬ面が生まれているというふうな状態になるのではないだろうか。

そう考えますと、いろいろな開発をやっております。もっとやっていきたい。例えば心臓の薬でも結構ですし、農薬もそうでありまして、香料、葉たばこ成分のたんばく質あるいはたばこからつくったおそばまで、いろいろな研究はまことに大事なことだと思ひます。しかし、経営としての戦略から見れば、さらに一生懸命やっていきたいわけでは無い、できるならば、例えば中期的に見て、これから五年後なら五年後、三兆円のうち数千億円ぐらいの分野を、雇用問題も含めてカバーできるぐらいの一つの戦略というものを持たないで、積極的な研究開発という要求の中身には該当しない。なかなか難しいところだと思ひますね。どのような御商売をされるか。あるいは、後ほど質問いたしますけれども、その認可の問題を含めてあると思ひますが、一般論としての積極的研究開発というよりも、会社の経営、責任、会社の経営自体としてはそういうめどを持った体制をとらなくちゃならぬ。それに伴うような基礎的研究開発から、商品開発から、あるいは経営戦略の重要な柱という面も必要なのではないだろうかと思ひますが、いかがでありますか。

○長岡(説明員) 我、公社に参りまして三回予算を経験いたしておりますけれども、大変厳しい予算の中で、研究開発費だけは、ほかの経費等に比べてまして相当増額をお願いして今日に至っております。しかしながら、現時点におきましても、売上高と試験研究費の比率等を眺めてみますと、全産業平均で申しますと一・八四%という数字がございますのに対して、私どもの公社の比率ははるかに低い。どういうふうにとるかという、そのとり方はございすけれども、恐らく半分以下だろうと思ひます。

そういう実態から考えますと、公社に移行した後何年間でどれだけの研究開発費を投ずるかという具体的な数字は持っておりませんけれども、それからまた、最初に伊藤委員から御指摘がございましたように、公社に移行すれば、今までに比べますとやはり公社の利益というものは減るという傾向にはございすけれども、やはり何と申しまして研究開発費というものは将来の企業の生命を制するぐらいの意味を持っておるという認識に立ちまして、たとえ新公社の財務内容が相当苦しいものになりましても、研究開発費だけはむしろもっと増額する、充実するという方向で考えていかなければならないというふうに思っております。

○伊藤(茂)委員 それ以上はもう言いませんけれども、私が申したいのは、とにかく研究開発に力を入れる、総裁もそういう面では非常に関心を持ち、御努力なさってきたという面ではあります。新会社もさらにそうでなければならぬでありまして、研究員や研究所の予算も、非常に何かに意欲的にそういう御努力をなさっているということも私も承知をいたしております。ただ大事なのは、一般的なそういう気持ちだけではなくて、現実起こってくるであろう経営経理内容の変化、そういう中で一定のシェアというものをそういう分野で得なければならぬという経営上の一つの要請というものが生まれてくると思ひます。産業全体が急テンポに縮小していきというのなら、それはそれでいいですけども、やはり雇用その他を考えると戦略的に位置づけを持った、これぐらいのウェイトのものは、例えば五年かあるいは七年か知りませんが、この五年か七年かのうちには七か八かに五千億なら五千億の売り上げをカバーするような開発をするとか、そういう意味で、基礎的研究だけでは、経営戦略をその面に充てるということが必要ではないだろうかということを申し上げたわけでありまして、六番目の中期的な要素と関連いたしますので、

して事業範囲の問題でお伺ひしたいと思ひます。前にもちょっと同僚委員の御指摘がございましたが、会社法第五條、一、二、三とございすけれども、それによりますと「会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。」一、二、三。三のところに「会社の目的を達成するために必要な事業」とございまして、第五條第二項に、その事業を営もうとするときには大蔵大臣の認可を受けなければならないということが書いてございす。そうして会社の目的というのは事業法の第一條に移るというわけでありまして、事業法の第一條には「製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、云々」というように書いてございす。これを大ざっぱに読みますと、事業法の第一條の冒頭「製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、租税の旨がまぐら言葉でございまして、そういう意味からいいますと、たばこを一生懸命売って税金をたくさん払いなさい、言い方は悪いかもしれませんが、たばこを売って税金をもっと納めてください」というのが主眼。それから、今も出たような積極的な研究開発をやる、事業分野の拡大も図る、それが雇用をカバーするために必要だということになるのですが、その扱いを見ても、会社法の目的とは大ざっぱに言えばたばこをつくって税金を払う、それはやるときには大臣の認可を受けなさい。意欲的にやらなければならぬという方向とこの法律の表現とを考えると、ややギャップがある。法律の方はえらく拘束的に、制約的に表現をされているし、それから、やらなければならぬ方向について、非常に意欲的に考えなくてはならぬというところを感ずるわけでありまして、具体論の前にまずこの辺の法的解釈ですね。内閣法制局からお越し願ひしていると思ひますが、どういう解釈になりますか。

○大出(政府委員) ただいま研究開発に関連をいたしまして、会社法の第五條第一項第三号に「会社

の目的を達成するために必要な事業」というふう
に規定されておりますが、これに関連しての御質
問であつたかと思ひます。この第三号に言います
ところの「会社の目的を達成するために必要な事
業」の「会社の目的」というのは、先生御指摘の
ように、言うまでもなく会社法の第一条の「目
的」を指しておるわけでありませう。

ところで、この会社法第一条でございませうが、
これは事業法の第一条の方を引用いたしておりま
して、事業法の第一条の方におきましては、先生
が御指摘になられましたような規定のほかに、さ
らに我が国たばこ産業の健全な発展を図ることを
目的とする、こういう趣旨のことが書かれておる
わけでありませう。この目的にはどういふ範囲の
ものが含まれるかということですが、製造、販
売、輸入の事業を行うということが本来事業であ
りますが、この会社の本来事業に貢献するよう
な事業である限り、例えば先ほどのお話の研究開
発というふうなもの、あるいはその研究開発の成
果を活用していくというふうなもの、広くその
目的のうちに含まれるというふうな理解をいたし
ておるわけでありませう。ただ、この三号の目的達
成事業といふのは具体的、個別的に判断すべ
きものであるということでございますので、その
辺につきましましては五条第二項というところで大蔵
大臣の認可にかかわらして、個別具体的に検討
してその範囲を決めていくというふうな仕組みに
いたしておるところであります。

○伊藤(茂)委員 解釈の御説明ございましたが、
法案を提出された大蔵省の方でも、その法案の解
釈として、今これからのたばこ産業あるいは新会
社が求められる、そういうことには制約になるこ
とというふうな解釈や取り扱ひではないということだ
と思ひますが、そうですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

今回の制度改正の趣旨にかんがみまして、会社
の業務範囲ができるだけ広い方がいいということ
は先般来いろいろ申し上げているわけございま
すけれども、さはさりながら一定の政策目的を持
ち、製造独占を許された会社としてはおのずから
なる制限があるであらうということ、こういう
法律構成にしておるわけでございますけれども、
具体的には製品及び原材料の品質もしくは技術
の向上に貢献し、そのことによつて本業であるた
ばこ事業のコスト削減等に資する事業またはたば
こ需要の創出に資する事業あるいは本来事業また
は附帯事業に係る技術等を活用する事業、こうい
つたものがこの目的達成業務に入らうかと思つて
おります。

そういうことで、こういうことの範囲内ででき
るだけ幅広くこういう目的達成業務というものを
考えていきたいというふうな考えをしておりますけ
れども、具体的にどのようなのかが認められるか
につきましましては、その時点、その時点でケース・バ
イ・ケースで判断していくということにならうか
と思つております。

○伊藤(茂)委員 私が申し上げたかったのは、と
にかく監理官、いつも答弁でえらくすき間のない
精密な御解釈を述べておられますけれども、要す
るに会社の経営なりたばこ産業の将来としては精
力的に研究開発、新分野ということも考えなくち
やならぬ、それに障害のあることではないという
ふうな法制局が解釈を述べられ、皆さん方もそう
対応なさるという趣旨にとらえておきたいと思ひ
ます。法制局、もう結構ですから、ありがとうご
ざいました。

六番目の、中期的な要素として消費動向、消費
の展望について二点お伺いしたいのです。

公社の皆さんも、たばこはこれからがぐくぐ減
るだらうというふうな御答えはしにくいだらうと
思ひますけれども、大体世間の常識からいって今
国内の消費は三千億本少々、これが急激に伸びる
ということもないだらうし、ほぼ同じレベルでの
移行の道をたどっていく、あるいは場合によつて
は低下するかもしれない。最近の日本における喫
煙率の状態あるいは国際的な喫煙率の変動などか
らいっても、特にこの数年間は大幅な低下が
あらわれているわけでありまして、そういうふう

な状態ではないだらうと思ふわけでありませうが、
その中でできるだけ有害性のないたばこか安心
できるたばこの開発という面にもっと精力的な
御努力があつてもいいのではないだらうか。

これは嗜好品の問題でありますから、吸わない
方がいいと言つても、嗜好品で私は吸いたいとい
う人もあるでしょうし、それから節度のある喫煙
もしなくてはならぬというのも今日の状態だと思
ひます。私なんかは年じゅうぶかぶか吸つて恐縮
しているんですが、たばこを吸つたおかげでのだ
を悪くしたとか肺を悪くしたとか、肺がんになつ
たといふこともございませぬので、禁煙をする決
意も固めないで吸つてはいるのですが、当委員会
のさまたちの議論を通じて自肅自戒、どう考えた
らいいのかといふことを思ひながら伺つていま
す。これは個人差もあると思ひますから一概には
言えないと思ひますが、いろいろな意味での開発
が必要ではないか。たばこは人類の歴史にとつて
ない方がいゝというふうにお考えの運動もさんざ
んばいろいろあるわけでありませうけれども、
五世紀、六世紀続いてまいりまして、これから後
何世紀続くかわかりませんが、人類とたばこのつ
き合ひが現実にあるうちは、安心して吸ふ安
たばこを安定して供給するといふことが、新会社
としてもパブリックな使命といふことであらうと
思ひます。

この間、研究所に参りましたときにも、超マイ
ルドといひますか、現在のニコチン、タールの含
有率の低い部分よりもさらに一けた低い試作品を
拝見いたしまして、ちょっと試させていただきま
したし、また、たばこに火をつけて吸つていて
も、吸ひ口でない、燃えている方から煙が半分以
下とか、ほとんど出ないというたばこの試作品な
んかも試させていただきまして、いわゆるパッシ
ブスモキングといふものに対する一つの対応と
しても意味があるんじゃないだらうか。吸わない
人あるいは吸ひべきでないという人から見ればせ
せこましい話かもしれませぬけれども、現実には吸
っている人がたくさんいる中では問題があると思

います。

それから、総裁も御承知のように、この間、中
南海というたばこに非常に関心があつて、皆さん
方もお話しになったと思ひます。私ももしいた
いて試してみたいわけでありませうが、このたばこ
カートンでいただきましたたばこのカートンの箱
を見ましたら、この品物はたばこを除き、せきを鎮
め、安全である新型。たばこは有害でありますな
んて表示に書いてありませんね。特製、安全、た
んを除き、せきをとりぬくといふことが書いてござ
います。このたばこを大臣はまだ吸ひたいと思
ひます。一箱ございませうから、どうぞお試し
ください。私も吸つてみたいけれども何となく安心
感があるような感じがするわけでありませう。これ
は中国でも市販されているようではないやうであ
りますから、どのようなあれかわかりませんが、
専売公社の研究所の方でも手に入れて分析を一応
なさつて、分析の上で立つて、漢方薬のエキスか
何か入った試作品もおつくりになったといふこと
で、これも試させていただきましたが、そつちの
方がずっとうまかつたです。まだ試作の段階です
から。

私は、そんなことを考えますと、たばこは健康
に有害であるといふのを切りかえて、せきを取り
ます、たばこを除きませうという表示に変えたやうな
ものをつくれればいいじゃないかといふこと。余り
ドラッグチックにやらないといふ言い方ではあり
ませぬけれども、例えばこういうものがあつてい
る。何か幻のたばこなんて話があつたので、こん
なものを手に入れるようになったのですが、手
に入れてみれば、なかなかおもしろいアイデアだ
といふこともあつたといふわけでありませう。そうい
うことも含めて、分析結果も研究をなさつてい
るやうでありますから、できたお伺ひしたいと思
ひますが、安心できるたばこをつくる、従来の低
ニコチン、低タールを競争でもうちょっと低くす
るとかといふことがこのところずっと続きました
ね。日本ではチャコールも含めてそういう開発が

されてきたというわけですが、もう一つ画期的開発努力があつてもいいんじゃないだろうかという気もいたします。たばこを吸う者の一人として特にそう思いますが、いかがでございますしょう。

○長岡説明員 世界的な傾向でございますけれども、喫煙と健康の問題もあり、また喫煙者の好みの方もそういう傾向をたどりまして、現在低ニコチン、低タールの製品の開発を競争的に行っている時代であるということが言えると思います。ただ、ニコチン、タールの量を減らすということだけでは、やはり消費者の方はなかなか満足していただけないので、低ニコチン、低タールであつて、なおかつたばこをお吸いになったときに満足感を与えるような製品の開発ということが、現在のところの一つの大きなターゲットでございます。

伊藤委員がおっしゃいましたように、そのニコチン、タールの量を減らしていくという延長線上よりもはるかに超えて、もっといわゆる健康の面で安心して吸えるたばこの開発の方に力を入れてはどうかという点につきましては、私もその必要性は十分認識いたしております。現在まだ研究所における研究の段階ではございますけれども、先ほどおっしゃいましたように副流煙、たばこの先の方から出ます副流煙の出方の非常に少ないたばことか、あるいはちょうど中国の南海海のように、せきをためたりたんを切ったりするような、これは表現として許されるかどうか存じませんが、これも薬用たばこの的なものとか、そういったものの開発にはもう既に取り組んでおります。まだ商品化の段階には至っておりませんけれども、それは将来の方向としては一つの大きな課題であると考えてまして、その研究にさらに力を入れていきたいというふうに思っております。

○伊藤茂委員 もう一つ消費に関連をしてお伺いしたいのですが、最近の時代になりますとたばこ吸い、特に私のようなチェーンスモーカーといふのは、何となく肩身の狭い思いで吸っている。

世間へ出てもらいたい、家へ帰つてもやかましう、たばこをやめなさいと言われたいというふうな社会的風潮でございます。それだけ事情はございませうけれども、やはり社会的に節度のある喫煙と申しますか、例えば病院ではたばこを吸わないようにしなさいとかなどなのではない、私は学校の教員室はわかりませんが、病院で吸わないとかなどかというところは、今の社会から見舞いに行くときにはたばこを吸わないように、何となく気をつけるというふうなわけでありまして、何か社会的調和というのか、禁煙を主張なさる方々からは調和ということ自体がおかしいというところもございませうけれども、こんなみたいなことを、たばこをおつくりになる方も政府の方もお考えになるということが、愛煙家にとつてはむしろ好ましいことじゃないだろうかというふうな気がするわけでありまして。

この法律によりまして、例えば広告宣伝などについても四十条などございまして、「広告が過度にわたることがないよう努めなければならない」と必要と認めた場合には「審議会の意見を聴いて、」――どの部分の審議会かわかりませんが「意見を聴いて、」指針を示すことができる。従わないう者には勧告でき、「公表することができ」というふうなことになる。要するに目に余る場合には注意しようという、非常におつかなびつくりという感じですね。たばこをたくさんつくって税収を期待するという立場ですからそうなるわけですが、そうすれば、社会的責任からいうならば、私も愛煙家にとりまして明確な指標を早期につくって、そして節度ある喫煙とかそういうコントロールがあつた方が、むしろ社会的には望ましいんじゃないだろうかというふうに思いますが、法案自体からいいますと非常に消極的な表現になる。もう一步やはり現段階でも明確な指標をの他をもつて対応されるという方がいんじゃないだろうか。そうでないと、先ほど同僚委員の御質問にもございましたが、流通自由化である、当

然競争は激化します。宣伝はその競争に何倍か激化をしますという状況が顕著にもう既にあらわれているという状態ですから、新法で来年四月以降どうかというよりも、むしろ先行してそういうものがあつてもいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでございますしょう。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。現在製造たばこに係る広告宣伝につきましては、専売公社と外国のたばこメーカーとの間で、広告の内容及び量に關しまして自主規制が行われているわけでございます。今までの質問にも出てまいりましたように、金額的にも量的にも、外国に比べるとはるかに少ないという実情にあるわけでございます。それなりに自主規制の実効が上がつておるといふふうに考えられるわけでございます。したがって、基本的には業界の自主規制にゆだねることが一番適切であるというふうに考えておるわけでございます。まして、法施行後、当面は引き続き業界の自主規制を見守つてまいりたい。先生おっしゃいましたように、たばこ販売台帳と申しますか販売競争が激化してまいりまして、従来のように自主規制が機能しなくなるといふような事態も考えられないわけではございません。私も私としても、広告宣伝のあり方、あるいはそれが過度になつてはならないというふうな点については深い関心を持っております。十分注意深く見守りながら、時期を失することなく、審議会にお諮りした上で、必要とあらばそういう指針をつくつていきたいと考えております。

なお、審議会につきましては「政令で定める審議会」と書いてございませうけれども、現在専売公社の中に専売事業審議会というのがございますが、これを政令で引き継いで、仮称ではございませうがたばこ事業等審議会という名称で引き継いでいこうというふうに考えているものでございませう。

○伊藤茂委員 さまざまの今度の変動要因のうち、七番目に外国との商品競争、競争力という視

点をひとつお伺いしたいのですが、先般の御答弁の中で、外国たばこが日本のマーケットで占めるシェアというものが五%程度というお話がございましたが、例えばフランスのように三〇%、四〇%になつてしまつた。いろいろな要件が向こうはあつたようでありまして、そうならない根拠なり条件というものを一体どう御判断になるのか。この法案作成の過程で私も何回か勉強会をやりました、そのときには五%か、一〇%か、三〇%かとさまざま議論がありまして、そのためにはいろいろなエレメントがあるであらう。例えば嗜好品、商品開発、品質という要素も当然ございませうし、宣伝力もございませう。あるいは小売マージンということもございませう。それから価格差の問題、価格競争もございませうし、関税の問題もある。いろいろな要素が総合されて出てくるであらうというふうなことを勉強したところでありませうが、それらを含めて五%程度。

私、機会がありまして、ビッグスリーの一つのアジア支社の役員の人と会いましたときに、あなたの方のところはどれくらいを目標にしているのかと聞きましたら、本社の方では高い比率の営業目標を指示してきております、しかし私どもが現実に行われるのは、まあ五年間で五%ぐらい。ビッグスリーの中の社です、五年間で五%ぐらいはぜひとも実現したいというふうに思っております。そういうふうなお話もございました。そういたしますと、一社で五%はぜひというのですから、ほかも含めると七、八になるかもしれぬ。販売をする方は、五%確実なシェアをとらうと思つたら、大体その倍ぐらいの目標を掲げて活躍をする。私どもの選挙運動もそうで、実際の得票目標よりは高い目標を掲げてやるわけでありまして、販売の方もそんなものだろうと思ひます。相当激しいことになるだろうというふうに思ひますが、大体のめどという中で五%程度というものの根拠といふのは、さつき申し上げた幾つかの条件を含めて一体どう判断できるんだらうか。競争ですから、これからの努力の中で結果が出てくることですか

ら、予見的にはそうはつきり言えることではないというふうに思います。

それから、いずれにいたしましても自由競争に移行するわけでありまして、今まで以上にシャットアウトすることは当然考えられないというわけでありまして、相当のことは覚悟しなくてはならぬというのが現実問題であろうと思います。また、この審議の中で指摘がございましたが、五〇、百五十億本といえ、工場一つか二つなくなってしまう、要らなくなってしまうというようにすることも当たり、その影響力はさまざまな面に出てくるということでございます。

それから、いずれにいたしましても、調べてみますと、いわゆるビッグスリーはそれぞれ高い収益力を持っている。利益率を見ても、全産業平均よりも非常に高い利益率を持っているし、それだけの資本力を持っているし、したがって宣伝費にしてもマージン率にしても、相当思い切った巨額の投入をすることもできるのではないだろうかというふうなことも言われております。場合によっては、来年四月一日自由化ですね、その日を記念して、日本のたばこは横文字が多いのですが、向こうの方で逆にサクラマイルドとかいうようなものを、例えばどこかの会社が一斉に売り出す、日本的デザインで、日本人好みで。花は桜、山は富士というわけでありまして、そんな面白いなこともあるかもしれませんね。これはもう自由競争の世界ですから、いろいろと大変な努力をしながらやらなくてはならぬということになるわけでありまして、その辺、このめどの根拠というものをごん御判断でいらっしゃるのだからかというところ。

それから、だんだん時間が短くなりますから、あわせてマージン率八・五についてどういう動きが予想されるか。それから関税について、E.C.、アメリカと比べて現在二〇%という非常に低いレベル。これはアメリカから言われてこうなったわけでありまして、いろいろな意味で、やはり日本は日本としての国際性もあり、主権的な立場を持

ちながらということになりますと、このレベルがだれから言われたからまた低くなったとかいうようなことがあつてはならぬ。先般大臣は、適切な率だと思つたというふうな趣旨の御答弁をたしかなさつていたようでありまして、この辺はさうに今までの経過のように九〇から三五、二〇と下がっていくという経過でない、相当長期にわたつて関税率はこれ以上は動かすべきではないという御判断が必要ではないだろうかと思つたが、その辺を含めていかがでございますでしょうか。

○長岡説明員 輸入自由化後に輸入品のシェアが日本のマーケットの中でどのくらいになるかというめどを立てるのは大変に難しい問題でございます。私が数年後に五〇%程度のシェアになることは当然覚悟していただかなければならないと思つたことを申し上げましたのも、まだ自由化が行われていない現行制度のもとにおきましても、関税が引き下げられ、小売店の数がふえるに従ひまして輸入品のシェアが着実に伸びております。五十七年度で申しますと一・四%のシェアであつたものが五十八年度には一・八%になり、五十九年度の四月あたりを見ますとそれがもう二%になつておるといふことから考えますと、輸入自由化後さう遠からざる時点において五%程度のシェアになるのは当然覚悟しておかなければならないといふことを申し上げたわけでございます。確たる数字の根拠があつて申し上げたわけではございません。したがひまして、現時点におきましては、何年後にどの程度までのシェアを覚悟するかといふ具体的な数字の上に立つてのめどは、まだ立ちがたい状況にございます。

ただ、フランスの例その他から見まして、もちろん日本に輸出をするアメリカの大きなたばこ会社その他は、フランスその他の例を見ながらシェアを高めようと思つておると存じますけれども、フランスのようにならないだろうといふことは私ははつきり申し上げられると思つたのは、やはり競争の中で、たばこは嗜好品でございますから、商品としての競争力がまず一番大事である。

もちろん価格競争力も大事でございますけれども、日本のたばこをのんでおられる嗜好者に好まれるような商品を私どもが絶えず供給しておれば——ただいまお話しございましたように、外国のメーカーが日本人向けのたばこの開発をするとも考え得ると思つたけれども、常日ごろ私どもが日本のたばこ消費者に好まれるような商品開発を怠らずやっておれば、そうフランスのような例にはならないのではないかとこの気持ちでおりまして、この点につきましては、ここ数年間も相当努力してきたつもりではございますけれども、今後とも新しい商品、しかも現在の日本のたばこののまれる方に好まれるような新商品の開発といふのには最大の力を注いでやつてまいらなければならぬと思つております。

○伊藤(茂)委員 もう一つ、輸入の逆の輸出の方で、先ほどの同僚議員の質問にございましたが、日本たばこインターナショナルですが、資本金一億円とか、ささやかな規模のものをとおくりになったようであります。ささやかな方がいのかでかか方がいのか、これもさまざまな価値判断のあるところではございませうけれども、きのうか何か新聞を見ましたら「倍増」と書いてございまして、「倍増」といふ見出しだからどれくらいかなと思つたら「五年間でそのほぼ二倍にあたる六億本(約十四億円)にまで伸ばす計画」と書いてございまして、ささやかな量ですね。それから、これもほかの御質問ございましたが、外国にたばこを大量に売るといふことの持つ意味合いが、人類にとつてふさわしくないといふみだいな御意見もございました。

いろいろな御意見があるだろうと私は思います。しかし、少なくとも私は、外国に日本のたばこを買つていただくという仕事をやるからには、ささやかな研究開発とも兼ね合いますけれども、今その国の皆さんが吸つておられる商品よりもより安心できる品物であつて、しかも品質管理その他もよくて、また安く提供できるとか、そういう意味での物がなければ、何か知らぬけれども人々に

有害なものをどかどか日本が売つてきたという悪印象が先に立つとか、またそういう市民運動も起こるとか、こういう時代ですからあり得るんだらうと思つたのです。そういう視点も含めた活動という必要があるのではないだろうか。私は、日本たばこインターナショナルの活動が大小どちらが望ましいかというのはよくわかりません。価値判断ができませんので申し上げませんが、今申し上げたような視点があるべきじゃないだろうかと思つたが、いかがでしょうか。

○長岡説明員 喫煙と健康の問題は、現在世界的な傾向として各地で問題になつておることでございます。私どもも、たばこが外国にたばこを輸出いたしません場合には、例えば広告宣伝が過度にわたらないように、あるいはその輸出先の国の諸規制を十分に守るようといったような配慮は当然必要であらうと存じます。そういうたような配慮をしながら、伊藤委員もおっしゃいましたように、できるだけニコチンやタールの量も少なく、安心して吸えるたばこを買つていただくということが、輸出会社としての大きな使命であらうと存じております。

○伊藤(茂)委員 さまざまな要素の八番目、最後であります。葉たばこ問題についてまとめて伺いたいと思つた。

先般答弁を伺つておりますと、総裁が、葉たばこ農家の皆さんはたばこ産業株式会社と現業部門という位置づけといふことが、そういう気持ちで対応していきたいと言われまして、現実問題として葉たばこ農家の要求と、会社の合理化あるいは利益等含めて相反する場合も政策的には当然出てくるわけでありまして、そういう広い視野を持つて対応されているといふことは、私は大変立派だと思つております。

それで、一体どうやっていくのかということについて今までの質疑を伺つていた感じなんです。一つには、例えば過剰在庫の処理の問題があります。それはなかなか簡単じゃないと思つた。ね。処理する方法について、改善をして利用する

とか、国産品の利用率を高めるとか、輸出の問題とか、いろいろ解決をするための努力の柱はお話がございます。これは難しいと思いますが、これから十年、二十年とこんなお荷物を長期にわたってしよっていくというのでは、今まで何ってきたようなさまざまな厳しい要件という中で何とかかなわぬだろうと思えます。なるべく早く解決をしないかならぬ。数字で何年とは言いきくと思いますが、その辺のめど、心構えといえますか、というものをどうお考えになつてゐるか。

それから、原料としての葉たばこのコストダウンのさまざまな御努力ということも、今まで質問に対するお答えがさまざまございました。集約化とか技術の向上とかさまざまな面での御努力、あるいは必要な農業機械を開発するとか、いろいろの御努力をなさつてゐるようでありまして、それはそれで結構なのですが、この国会が終わつて八月にはまた葉たばこ審議会が開かれる。三年後の耕作面積ですか、含めて審議して決めなければならぬ。そうすると、会社が発足をすればならぬ前に、これから先の耕作面積を決めなければならぬ、諮らなければならぬ、御審議をいただかなければならぬ。また、来年だけではなくて、これから何年かの動向に影響してくる。

私は思うんですが、総裁も言われておりますけれども、それらについて、強権的か無理やりではなくて、理解と合意を持つて、やはり真剣にたばこ産業生き残り作戦といえますか、展開していきたい、私もそのとおりだと思います。ただ、今置かれてある局面からいいますと、新しい会社が発足をして、新しい仕組みでどう対応するかというこの前に、もう八月の時点でも、内外置かれてある今日の状態に対してこういう視点が必要ではないか、生き残りと言つてはせせこましいかもしれませんが、将来の安定的な事業を図るためにはお互いにこういうことが必要ではないかということ、やはり大胆率直に、しかも広い視野から出されて理解を形成していく、あるいは合意を形

成していく。先延ばしではなくて、会社になる前からそういう姿勢で臨まれることが、新会社の将来などを含めても大事ではないだろうか。当然その中には一定の減反問題があり得るんじゃないかと私も思いますが、総裁、どのようにお考えになりますか。

○長岡説明員 葉たばこの問題は、確かに新会社にとりましては大変頭の痛い問題でございます。新法によりまして、日本の葉たばこ農業まで含めまして、たばこ産業全体の維持発展を図つていくのが新会社の使命でございますけれども、一方においては、率直に申しまして、国際的に見て割高であるということ、しかも今の需給事情から見れば過剰さみである、既に一年分の過剰在庫を抱えておる、この事態を一体どうするかということは当然考えていかざるを得ない問題でございます。

過剰在庫の解消につきましては、たびたびお答え申し上げておりますように、国産品の使い込みであるとか、あるいは国産品のものを輸出するとか、いろいろの努力は私どもとしては最大限にいたすつもりでございますけれども、それをもつてしても、五年間で果たしてどの程度の過剰在庫の解消が図れるか、まあその半分ぐらいいまじけぱいい方ではないかといったようなところが正直な感じでございます。そうなりますれば、それでは残る半分をどうするんだといったような問題まで含めまして、やはり耕作者の方々に御協力を求めざるを得ない。

ただ、これも再三申し上げておりますけれども、昭和五十六年の夏の耕作審議会で、五十七年産の面積について一割近い大幅減反の御協力をお願いいたしましたときの経緯もございまして、今回また何がしかの減反について御協力を願います場合には、葉たばこ農家にだけし寄せをして日本のはたばこ産業が生き残ろうとするのかというお気持ち、当然のことながら葉たばこ耕作農家の方々にはあり得ると思うので、そうでないような説明がどこまでできるか。公社は公社としてこ

れだけの努力をいたします、そういう意味で、原料部門ともいふべき耕作者の方々にまた御協力をお願いいたしますといったような形でございまして、御説明ができれば、実は率直に申し上げまして、私も今苦慮はいたしておりますけれども、八月末までの間に最大限に努力をいたしまして、耕作者の方々に御理解いただけるような説明ができれば、今後に詰めてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤委員 八つほど、さまざまな要素を伺いました。それで、最後に大蔵省の方に、これから教点伺いたいわけであります。

今まで伺ひしてまいりましたように、スタートの時点で、大体会社がどんな状況が予想されるかということをお考えをまず、先ほどごらんいただきましたように、思ったよりも厳しい数字が出てまいります。私は、当初、まあ今まで六百、七百、八百億円という数字が出てきたのだから、会社になつても四百億ぐらいには、配当と法人税を払つてもなるかなと思ひましたら、さつき申し上げたようなことでありまして、三百内外、それから資本金によつては三百億円を割り込むというふうな数字になつてまいるわけであります。

それで、一つは資本金に対する考え方を伺いたしたいと思います。最高限千五百億という資料をいただきました。また、それについての内容などのお考えもいろいろと御議論がございました。今の段階で、それでは一千億にしよう、一千億にしよう、三百億にしようとか、数字は無理だと思ひます。私もそれはわかりません。実は詰めていく段階で物の考え方を伺ひたいわけでありまして、三兆円産業ですから、社会的ステータスからすればもっと大きな、到底電電とは比べものになりませんけれども、それでも相当大きな額の資本金があつてもしかるべきじゃないだろうかという印象を、一般的にはお持ちになる方もいらっしゃると思ひますが、三兆円産業といふますけれど

も、半分以上が税金に行くわけでありまして、こんな商品とこんな商売は、たばこ以外にはどこにもないわけでありまして。一生懸命つくつて売つた半分以上が税金に行くという、極めて特異な、特殊な産業分野であります。その他、先ほど御答弁のございました状況、葉たばこの在庫の問題、その他抱えている問題というものを考えますと、表向きは三兆円産業だが、ネットでも普通の商売の感覚というならば、収入、普通の水揚げという感覚というならば一兆円産業というところじゃないだろうか。そんなことを考えますと、最高限千五百億というお話がございましたが、やはりその数字よりはるかに低目に抑えられるというの、実は正直言つた経営内容からいふ状態ではないだろうか。

それから、さつき数字でケース1、ケース2と申し上げました。それからまたケース0で資本金千五百億というものがあれば二百七十億の配当後純利益、千三百億の資本金の場合には二百九十億、一千億の場合には三百二十億という数字を申し上げましたが、ケース1、ケース2で三十億の差がございまして、三十億円と考えると、たばこの売り上げと考えると相当重い比重ではないだろうか。単純にいまして三億本分ぐらいいに当たりますか。千五百万箱になるのかな、三億本分ぐらいいに当たる。今のたばこの販売状況からいいますと、三億本の持つウエイトというのはちよつとさつとどうカバーするかどうかというところは非常に言ひたい内容を持つてゐるというようなことではないかと思ひかけてあります。

そういう面等、今までさまざまな御答弁を伺つてまいりまして、改めて繰り返しませんけれども、今後の設備投資負担あるいは予想される深刻な雇用問題、それをカバーするための新規の開発研究投資、あるいは統廃合から起こるさまざまな問題、低迷する消費の状況、外国との競争あるいは葉たばこ農家対応という意味での、重いお荷物と言つては失礼かもしれませんが、厳しい条件を考えてみますと、たかさんのそういう条件をばら

11

字会社からスタートするわけじゃないけれども、先行きは非常に厳しい。精いっぱい努力をしながら、新しい知恵も出さなければならぬというふうなわけでございまして、そういう部面から、先ほど監理官に御答弁いただきましたが、資本金の問題でもそういう要素を含めて御判断をいただくと、これを御注文申し上げます。

大臣にひとつ伺いたいのは、農政負担の問題がございまして。詳しくは申し上げませんが、前に沢田さんも言われておりましたが、ほかのさまざまな農産物と比べて、買入れる会社の側、現在は公社の側がすべて負担をしているという特異な状態が今日まで来ております。しかし、例えばビール麦のように、ビール会社の買入のだけけれども農政として、農水省を中心としてさまざまな温かい対応を考えているというふうな例もございまして。いろいろ状況があるわけですから、筋論からいいますと、今までは公社ですけれども、行政の一環としてさまざまな経費もしょうていくというふうになります。しかし、これからは特殊法人、特殊会社でありますけれども、やはり活力ある会社としての活動をしなくちゃならぬというわけでありまして、行政、政府と会社はおのずから違ってくる。そういう建前からいって、筋としては農政費は当然政府の方が持つべきであらう。さっきの試算でも、新しくたばこ消費税以外に入ってお金というものは、配当を見ても、あるいは法人税を見ましても結構な額になるわけでありまして、何百億かの額になるというわけでありまして、現在農政費の勘定の仕方というのは非常に難しいようですが、例えば百億なら百億という勘定も、時間がありまから申し上げませんが、私なりに指標をずっと計算してみますと百億ちょっとぐらいのものになるというふうに、現在の公社のやってきた経過の各項目を拾ってみても判断ができるわけでありまして。

また同時に、現実はこの法案を提案をされている皆様、私はわかりませんが、答弁予定の方の中には、たばこ製造独占を認めるということなんだ

から、その見返りとして今までの農政費は当面公社の方で負担してもらいたいというふうな合意になっているという御答弁の予定になっているのだと思います。

少なくとも私は思うのですが、これからのさまざまな要素を考えると、これからのことについて、これから可能性を持つ、これから必要かもしれない課題として、これは大蔵大臣だけじゃなくて農林水産省その他仕組みの問題がございまして、お互いに検討が必要でございましょう。やはりこれからあり得る、または必要かもしれない問題として、農政費のあり方の問題について研究をしていく、あるいは将来対応の勉強をしていくということは、最低必要ではないだろうか。大臣御承知のとおり、実はうちの方々もたばこ産業関係の特別委員長と、与党の方の特別委員長とも、全くそのとおりというふうなことでございまして、これは与野党の相当の人が相伴って御要望したいというふうなところになっているわけでありまして、自由民主党の一定の方々の立場も含めて要望したいというふうに思いますが、これは政治判断の問題としたいと思います。いかがでございましょうか。

○竹下国務大臣 従来とも農林水産省におかれましては、あるいは土地改良あるいは機械近代化資金等々、農政としての位置づけの中でそれ相応の政策経費を工面していただいているわけでありまして、それから公社自体で見ましても、これも今御指摘のございましたとおり、かつては転作奨励金に類する、概念的にいわれる農政の中へ入るようなものも支出をされておるという状態にあるわけでありまして。そのところで私どもがいわば製造独占というものも決断いたしましたのは、やはり国内産業たばこ問題というものが存在するというのが一番大きな意義ではないか。だがしかしながら、新会社が初めていわば財政措置というものを背景に踏まえてこれに対応していくという考え方はとっておらないわけでありまして。すなわち、そういう背景を除去した中でこそ、本当にこのたばこ産業全体を支える、しかも大きな分野の一つ

である耕作農家の方々も、そういう環境の中で努力されていくというのが、今回の環境整備そのものではないかという位置づけのもとに出発すべき問題ではないかというふうに私は理解をいたしております。

○伊藤(茂)委員 大臣、出発のときにはここまで来ている話ですから、先ほど八項目を申し上げましたが、さまざまな将来展望というものも含めて、今すぐこの改正を指導しますというところは困難だと思ふのですけれども、これから先の状況を見ながら、政治の対応として、例えばさまざまな厳しい条件のもとで、これは筋からいって実態からいっても政策的なカバールが、ほかの農作物もあるいはビール麦もいろいろの例があるわけですから、公社だけに全部負わせるのは大変だというふうな状態もあり得ると思ふます。そういう現実判断、あるいはそういう状況を展望などの可能性の研究などというのを念頭に置いてやられることが必要ではないだろうか。そうでない、非常に不幸な事態が起こった場合に、ちよどもまたそのとき竹下総理大臣であったといったような場合、非常にまずいことになるというふうに思いますので、そのことを一言、気持ちをお伺いしたかったわけでは。

○竹下国務大臣 大改革でございまして、それは大きな問題であるという事実認識は十分持つております。ただ、出発の時点において、関係者がいわずに財政の出動の期待感を背景に出発するというものについては、この競争原理の中でこれから双方が努力していく場合に、最初からそういう背景を伴っておるのはどうか、イージーに流れやすい。しかし、問題の今伊藤さんのおっしゃる実態は、私とてそういう地域に住んでおりますし、よく私自身は理解は持つておるつもりであります。

○伊藤(茂)委員 時間ですから、あと大臣と総裁に簡単に一言だけ御要望を申し上げ、御感想を伺って終わりにしたいと思います。

最後に大臣に実は確認したかったのは、冒頭に申し上げましたような物の考え方を含めまして、

事業計画の認可あるいは監督権、許可の扱い等々について再確認したかったわけでありまして、今まで相当率直な御答弁も長い審議を通じてございましたから、改めて繰り返しません。例えば、先ほど正森さんの御質問の最後に、監理官、どうなりますかという話がありました。これから研究ということでございまして、いろいろと御意見を伺ったんじゃないかながらやっています。謙虚なお話であります。私は、そういうことについても思うのですが、今までは文字どおり監理官、公社ですからね。これからはやはり基本的な方として、温かくというのかクルールに見詰めるが、監督についても大臣は、法に違反しない限りさまざまな理屈を言ったり、あれこれ注文をつけたりということはない、自主的、自発的發展を期待しておりますというお話もございましたが、あり方として、名称も仕事内容も、それから小野さんのように非常にまじめな、よく働く人間も含めて配置されるというふうなことを含めた、基本姿勢というものを御対応をお願いしたいということ、最後に要望です。

それから総裁に要望したいのは、先ほど申し上げましたように、労使関係、雇用問題その他非常に厳しい問題があります。最終的には労働組合と合意がありますけれども、労働組合にしても、例えば長年働いてこられた地元の中年の女性労働者の皆さんをどうするかということは、やっぱり頭の痛む、心の痛む問題だと思ふますね。そういうものを最高、最大限どこで切るかという気持ちを持つて、労使ともに御苦勞なさるというふうなことだと思ふます。そういう気持ちも含めながら、この法案審議、これから衆議院大詰め、参議院と渡るわけでありまして、例えば法案審議の過程を通じて並行しながら、お互いに基本的な合意をしたいという御注文のある点については誠意を持って対応される。まあ長岡さんの人柄ですから、法案通っちゃった後は相当がめつくやろうなんというお気持ちは全然持たれないと思ふますけれども、そういうようなことをきちんとやられ

るようになりたい。これは要望ですが、一言ずつ感想ございましたら伺って、終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 きょう、この新会社が発足をすればおよそ予測される問題点、一つ一つ羅列していただいた。そして、それに対する基本認識、これは総裁からお答えがありました。私も、一つ一つむねなるかなという感じを持っております。

と同時に、いわゆる専売監理官というのは、専売がなくなるのでございましょうけれども、後々の対応の仕方については、御意見を承りながら善処をすべき問題である。これは予算編成までには名称も含め検討しなければならぬし、そしてその対応の仕方については、私は、まさにこういう変化があったわけでありまして、変化に順応するだけの、極めて自主性を尊重しながら対応していくという基本姿勢を持たすべきであるという考え方であります。

○長岡説明員 新制度移行後におきまして、やはり企業としての合理化は避けて通れない道だろうと思っております。合理化を進めていく場合には、労使間で誠意を持って話を詰めるという姿勢は絶対に崩さないつもりでおります。

○伊藤茂委員 終わります。

○熊川委員 長代理 坂口力君。

○坂口委員 質疑もいよいよ大詰めに参りました、私の方も五人の議員が質問をさせていただきます。全体といたしましては民営化の方向を持っていることだけは明確になりましたけれども、民営化の方向は向いてはおりますが、目標に向かつてどの程度の速さで進むのかということが明確でなかった。いろいろの質疑の結果はどうもデンデムシの運動会みたいな感じでありまして、いつ到達できるかわからないような感じでございますが、その辺のところを不満としながらも、きょうは最終の質問を続けさせていただきますと思います。

まず最初に、私の前の職業柄、医学的なことを先にお聞きをしなければならぬわけでございます。

すけれども、私の前の職業としての公衆衛生医という立場からいたしますと、新しい株式会社にならずに、今の専売公社のままでだんだんと喫煙者が少なくなっていくって、「たゞだ御臨終」という形になることの方が望ましかった、こう考えているわけでございます。しかし政治家としての立場から申しますと、そんなわけにはまいりませんで、「孝ならん」と欲すれば忠ならず、そんな心境でございます。

まず最初に、このたばこの有害性につきまして多くの議員からもいろいろのお話がございました。また公衆衛生的な場におきまして、いろいろのことが実は言われているわけでございます。それをトータルをいたしますと、いろいろな分野から健康問題にかかわっていることが言われておりまして、一番極端な言い方は、一本たばこを吸えば寿命は十四分三十秒縮まりますよ、こういう表現まで実はあるわけでございます。

また、いい方は後で申しますからひとつ辛抱して聞いていただきたいと思いますが、例えば子供の風邪引きでございますとかぜんそく、気管支炎の発生率というふうなものを調査したものとございまして、これは家庭における父親の喫煙量と密接な関係にあるという報告がございまして、また排気ガスに含まれておりますスモッグのひどいところでも、二酸化窒素は三ppmぐらいでございますが、たばこの煙には二五〇ppmも含まれております。それから炭酸ガスを含まないタバコは、たばこを吸う人のいわゆる本流煙よりも周囲の人の吸われる副流煙の方に三・三倍も多く含まれております。ニトロソアミンに至りましては五十倍以上の量が含まれているというふうなこともございまして、またよく言われておりますように、妊婦がたばこを吸うと母体の二ないし三倍量のニコチンが胎児に移行するという話もございまして、また英国の調査によりますと、知能指数は、たばこを吸わない母親よりもたばこを吸う母親から生まれた子供のほうが十低いというふうな報告もござい

ます。

あれやこれや、いろいろの話がございすけれども、専売公社の方ではこうしたこともいろいろと研究もされておるようでございますし、また一方で有害性という問題と絡めてフィルターの研究等にもいろいろと着手をしておみえになるようでございます。したがって、まず最初にこの皆さんの方のフィルターの効用というのはいくらあるのかということをお聞きをしたいと思

います。

○野口説明員 お答え申し上げます。

フィルターの効用でございますが、フィルターは、基本的に申しまして緩和で味や香りのある豊かなシガレットをつくる上で非常に重要な役割を果たしておると思っております。

その効果は大きく分けて三つございまして、その第一は、先生御案内のようにニコチンやタールを取るということでございまして、それから第二は、喫煙を緩和するという作用がございまして、第三に、フィルターにいろいろ付着をすることによりまして、たばこ自身にも香りや味を与えます。以上の三つが主要な効用であると考えております。

○坂口委員 確かに今御指摘になりましたような効用があるわけでございますが、また一面で、実はこういう実験結果が出ているわけでございます。これはオックスフォード大学の附属病院の研究でございまして、このたばこが心臓に与える影響というものは、ニコチン酸だけではなくて一酸化炭素であるという研究がございまして、そして紙巻きたばこを吸う人に心臓病が多いということがございまして、それを研究をしていきますと、フィルターをつけますと一酸化炭素の量が多くなるということから、かえって心臓病がふえるのではないかとこの研究が実は一方でございまして、これはその後の研究がいろいろ実はございまして、右、左かなり揺れたわけでございますが、その結論だけを申し上げますと、このフィルターをつけることによって深く吸う、吸い込むと申しますか肺喫煙と申しますか、深く吸うということに

よって一酸化炭素をより多くとるのではないかと、いふようなことが議論をされておりますのと、しかし一方におきまして、日本のフィルターとは違つて最近はかなりよくなっている、とりわけ日本のフィルターはいいというような結果も出ておりまして、このフィルター議論というの実はいろいろ話題を呼んでいるところでございまして、それからもう一つは、これは専売公社からちやうだいをいたしたプリントでございますが、喫煙と健康に関する研究についていろいろと委託研究をしておみえになる。かなりの金額を投じて研究をなすっているわけでございます。これを拝見すると、例えばたばこが肺がんなら肺がん結びつくかということについては、なるほどいま一考を要するというような結論が出ておるわけでございます。皆さん方からいただきましたこのパンフレットを見せていただきますと、若干専門的なことになりすけれども、肺がんを起します病理上の問題といたしまして三つの形がある。その三つの形というのは、扁平上皮がん、未分化がん、腺がん。そして扁平上皮がんとか未分化がんというのは外国に非常に多くて、日本には腺がんが多い、こういう結論でございます。そして扁平上皮がん、未分化がんは、どちらかというと書いてある気管支との関連が大きいということが書いてあるわけですね。それで、もしもたばこが大きい気管の方により影響をしやすいものであるならば、むしろ扁平上皮がんや未分化がんの方が多いはずなのに、日本では腺がんの方が多い。こうした結論から、皆さん方が出された「喫煙と健康に関する研究について」というパンフレットにおきましては、結論ではございすけれども、必ずしも肺がんとの関係は言いたいというふうなニュアンスのことが書かれているわけでございます。しかし、これは私もども謙虚に見せていただかなければならないデータではないかというふうに思っております。ややもいたしますと声の大きい方が勝つというふうな世相でございすけれども、研究

は多数決ではございませんで、少数意見たりとも正しいことがあるわけでございますので、あるいは専売公社が出されたこの結論の方が正しいというところも考え得るわけでございます。

それで、一つ申し上げたいことは、こうしたいろいろの研究を皆さん方もやられましたし、それからまた一般の方でも病理学的に、あるいはまた疫学的にいろいろの研究がされて、いろいろの結論が出ておりますが、必ずしも結論は一致をいたしておりません。そこで、これから日本たばこ産業株式会社という新しい会社になるわけでございますけれども、これから先こうした研究はさらに続けていかれるのかどうか、その辺のところをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○丹生説明員 お答え申し上げます。

先生御案内のように、昭和三十一年以来二十数年にわたってこの委託研究を続けてきていますわけでございまして、今日では四十四機関ほど、国公立の大学、医療機関にお願いをいたしました。大変幅広い研究を行っているわけでございまして、この実績を踏まえまして、これをさらに発展をさせて、問題を少しでも解明していきたいというところでございまして、この種の問題につきましても製造者の大きな責任であるというぐあいに考えますので、新会社におきましてもこの研究はさらに発展をさせて継続させていきたいというように考えております。

○坂口委員 それから、悪い例を出しましたついでに、未成年者喫煙禁止法の違反者というものがございまして、警察庁お越しにたいだいておられますか。それじゃ大体どんなことになっておりますか。概略だけ御説明をいただきたいと思ひます。

○山田説明員 未成年者喫煙禁止法違反で検挙いたしました人員は、昨年中二百二十名でございます。その内訳を申し上げますと、親権者等の不制止、いわゆる親権者等が、子供が吸うということを知りながらそれを制止しなかった、こういった

ケースが百六十七人。それから営業者の知情販売、これは未成年者が自分の用に供することを知らずながら、たばこを器具を販売した業者、これが五十三人でございます。

具体的なケースをいたしましては、親権者の不制止の事例といたしますと、これは昨年の六月でございまして、広島県でございましたのは、中学一年生からたばこを吸い始めて、十六歳になって一日にロングピース一箱ぐらいを吸うようになった娘に対し、母親が、人前では吸うなとか、火事に気をつけなさいというふうなことしか言わないで、しかも自分のロングピースを与えておつたというふうな事例。また昨年の五月でございまして、これも、三重県でございましたケースは、小学校五年ごろからたばこを吸い始めて、十五歳になって自動販売機で買ったたばこを一日に十数本から二十本ぐらい吸っていた子供に対して、母親が知らぬ顔をしておつた、こういうケースがございまして。

また、業者の知情販売のケースでございまして、が、昨年の十二月、長崎県でございましたのは、高校生にたばこをばら売りしておいて、喫煙場所までそとと与えてたばこを吸わせていたというふうな雑貨商とかたばこ小売商を検挙した事例がございまして。またことしに入りましては、五月に青森県下で、高等学校の近くで食堂経営者が、食事を注文した生徒に限りたばこを売って、外から見えないように食堂の二階を喫煙所として提供していたというケースがございまして。これはいずれも警察の方で違反ということで検挙したケースでございまして。

○坂口委員 青少年との絡みでこのたばこの問題がいろいろと問題になることもまた事実でございまして、ただいまお聞きをいただいたとおりでございます。また、いただきました資料を見させていただきまして、喫煙によります不良行為少年の状況というものは、五年間になんかふえつつある、こういう調査もちょうだいをしていただいております。

以上のように、健康の問題あるいはまた青少年の問題から、現在たばこの悪い面を取り上げたわけでございまして。しかし、これだけいろいろと言われながらもなおかつ愛好者が多いというのは、たばこにもまたいい面もたくさんあるのだからと思ひわけでございまして、ひとつ専売公社総裁から、いい面をできる限りPRをしていただきたいと思います。

○長岡説明員 私、とても医学的な御説明はできないわけでございまして、嗜好品としてのたばこが人間の生活に非常に深く根差して、長い歴史を持って今日にまで至っておるといふことは、やはりたばこにそれだけの魅力があると申しますか、確かにいい点を見出して今日に至っているのだらうと思ひます。

その中でよく言われておりますことは、たばこというのはいくつだといえどもニコチンといふ作用しておりますところでは、ニコチンが自律神経に作用しまして、興奮と鎮静と二面作用を行う。よく例にとられますのは、自動車の運転をしている方が混雑したところを出てはつとたときにたばこを吸う場合、あるいは逆に気分を引き締めるために、例えば眠気を催したりしたようなときにはたばこを吸う。これは全然逆の場合でございましてけれども、そういう興奮と鎮静との両方の作用があるのではないかと申されておられるように承っておりますけれども、総じて申しますれば、やはりたばこの持つ効用の最大のものの一つがいわゆるストレス解消に役立っているのではなからうかというふうな存じしております。ほかにもいろいろたばこの効用というのはいくらもあろうかと存じますけれども、そのうちの代表的なことを申し上げますれば、やはり日常生活の中でストレスの解消を求めるときに吸われることが多いのではないかと申すのであります。

○坂口委員 私もいろいろ悪い点を挙げましたので、いい点を挙げるにはどうしたらいいか、いろいろ考えたわけでございまして、皆さんの方から

この「文学作品に見る嗜好」という本をちょうだいをしていただきました。文学は現実よりもより現実的である場合がございまして、二、三紹介をさせていただきます。これは森鷗外「雁」でございますが、その中に、主人公の末造が妻と争う場面、こういう場面がございまして。

『末造はおおり煙草をのんで煙を吹きながら、やはり女房の顔を暗示するようにじっと見て、こんな事を言っている。』

末造は少しづつ嘘の説明をしては妻の顔を見、たばこを吸いながら反応をうかがっている。うそをいっている、という感じが「煙を吹きながら」という態度にあらわれている。

『それやこれやで、こないだからちよいちい寄って、煙草を二三服のんだ事があるもんだから、近所のやつがこれこれ言やあがるのだから。』

これは末造が、浮気がばれたときの言いわけをしているわけでございまして、

ここで末造は弁解に、仕事の話でちよいちい寄ったがそれは何でもない、

という言葉を「煙草を二三服のんだ事がある」という言い方で表現をしているわけでございまして、うそを言ったときの小道具に使っているわけでございまして。

もう一つ「青年」がございまして。「青年」の中に、

『君も寂しがる性だね』と言って、大村はあぐらをかいて、また紙巻を吸い付けた。「寂しがらないやつは、神経の鈍いやつか、そうでなければ、神経をばかして世を渡っているやつだ。酒。骨牌。女。Hashisch」

たばこに火を付けるのは、もう少し腰を落着けようという意思表示である。ここでも、大村のことばの中に、酒やハッシンが、かるた、女とならんで人間が神経をばかすために使うものの例として出てくる。

神経を麻痺させる例としてここに出てくるわけで

でございます。

もう一例、永井荷風の「牡丹の客」というのがございます。小れんという芸者と二人連れで船に乗ってボタンを見に行くわけでございますが、その中で

「小れんは厭な顔をして自分の膝をつき、
『あなた煙草を頂戴。』」

船頭の話し方が不愉快で、それを避けるために小れんは煙草をねだっている。

何もしないでいると船頭の話を聞いていなければならぬので、それを避けるために煙草をねだることにしている。

煙草を吸ってれば、話が聞えていても聞えないようなふりをしてとりあわないでいることも出来る。

大臣もときどきタバコを吸っておみえになります。が、こういうふうな態度でお吸いになっていることもしばしばあるわけでございます。

ついでにもう一例、島崎藤村の「夜明け前」がございまして、これをもって最後といたします。

「旦那の前で煙草をふかして見せる手つきのよかつたというだけでも、旦那はもうそれらの女の方へ心を誘われて行くようである。」

夫の茶屋遊びという病のことを思つて胸をいためて見せる手つきのよかつたこと、女に心を奪われるものらしい、と考えている。ここでは、特定の誰がふかしている、ということではないが、水商売の女が媚を売るために軽くや

つて見せる煙草は、やはり「ふかす」といった表現が適当なのであろう。本人が吸うのが目的なのではなく、恰好を見せる煙草である。

こういう効果もあるらしいということでございまして、効用の一節を文学作品の中から御紹介を申し上げたわけでございますが、さて、そうしたことをしてよいよ本論に入らせていただきたいと思ひます。

葉たばこ審議会をつくることになっておりますが、この葉たばこ審議会で学識経験者というのを

入れることになっておるわけでございますけれども、この学識経験者というのとは一体どういう人を指すのだからか。例えば葉たばこのつくり方の非常に専門的な人といへば、これは耕作者になるわけでございますし、あるいはまた遺伝学でございましてか植物学でございましてか、そうしたことに熱心な農学部や先生などということになりますと、これはまた専門的に過ぎるわけで、ここではどちらかといえば値段をどうするかということを決めることになるのでしようから、それじゃどういふ人を選ぶのか、そんな素朴な疑問を持つわけでございます。まして、まずそこからお聞きをしたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。
葉たばこ審議会につきましては、学識経験者と耕作者を代表する者から成つておるわけでございますけれども、学識経験者の法文上の解釈という意味で、ちよつとお答え申し上げます。たいと思ひます。

葉たばこ審議会の学識経験者とは、一般論でいいますと、たばこ耕作のみならず、広く我が国農業あるいは経済等に関して学識を有する者であるというふうな考えられまふけれども、ちなみに現行のたばこ耕作審議会を見ますと、学識経験者といひましたし、例へば農業経済の専門家の方が二人、農林行政の精通者の方が一人、大蔵行政の精通者の方が一人、農政ジャーナリスト、それから民間会社の経営者がお一人というように、かなり広い範囲から選ばれておるわけでございます。今後、参考になるのではないかと考えておるところでございます。いづれにいたしまして、

第一次的には新会社の社長が委員を委嘱する、それを大蔵大臣が認可をするという形になっておるわけでございます。

○坂口委員 耕作者の代表、そして学識経験者、今お答えをいただいたような方々になるわけでございますが、欲を言えば、学識経験者の中でどちらかといえば消費者を代表するような、たばこをお吸いになる方でそれを代表なさるような方もこの

中に加えていただければ、消費者代表というのには消費者団体があるわけじゃございませんから、そうした経験者の中でそういう点を加味できるような方があればそれでいいと私は思うわけでございますが、ぜひそうした点も考慮に入れたらひとつお答えをいただきたいと思ひます。その点、一点だけお聞きをしておきます。

○小野(博)政府委員 ただいまお話ございました消費者の代表という点でございますが、消費者の御指摘の点をも加味しながら入選が行われるのが適当ではないかと考えております。

○坂口委員 質問が若干前後いたしました。中央研究所の野口所長さんにお見えをいただいておりますので、もう一言お聞きをさせていただきますと思ひます。

先ほど来、たばこの話、いろいろ健康にかかわる問題もしたわけでございますけれども、いわゆる嗜好性というものを損なうことなしに、しかもなおかつ健康のためによいいたばこというものは、夢物語ではございませうけれども、果たしてでき得るものであろうか。現在いろいろ研究をなさつておりますその中から、そうした芽というものは出てきつたものがあるのだからどうかというふうな点をひとつお聞きをしたいと思ひます。

○野口説明員 お答え申し上げます。
たばこの味を残して、しかも健康的なものをつくることが可能かという御質問でございます。

喫煙と健康の問題に関連いたしまして、私どもはまず低ニコチン、低タールのたばこの開発ということを第一の目標にして仕事を進めております。たばこの味とかあるいは香りというものを残しながら、しかもニコチン、タールを少なくする

という製品を開発することは、これは世界のすべての企業の大きな目標になっておまして、私どもにおきましてもこれを大きな目標として目ごろ研究を続けてまいっております。

具体的な仕事の進め方といったしましては、たばこの中に含まれております味あるいは香りに好ま

しくないような成分は選択的に除去するような技術の開発ということを一考しております。また、低ニコチン、低タールになりましたものにさらにはたばこらしい味や香りをつけていくという、新しい技術の開発等にも取り組んでおるところでございます。

○坂口委員 ありがとうございます。そういたしますと、将来にある程度の希望を持ちながら研究結果を待たせていただいてよろしいようなお話でございますので、ぜひひとつこれまで以上の研究をお進めをいただきたいと存じます。お礼を申し上げるの大変おくれましたが、先日はたくさんのお邪魔をいたしました。非常に立派ないろいろな施設等を見せていただきました。ありがとうございます。

それでは大臣の方、お待たせをいたしました。大臣の方の質問に移らさせていただきますと思ひます。

たばこ事業法を見せたいと思ひます。これは決して竹下大蔵大臣のせいではないわけでございますけれども、この法案を拝見をいたしますと、大蔵大臣の許可事項というのが非常にたくさんあるわけでございます。新しい会社ができまして、社長さんには当事者能力が与えられ、というふうな聞いております。労働関係におきましても、いわゆる公労法は適用しないということだそうでございますが、当事者能力が与えられるというところでございまして、これだけたくさん許可事項というものがございまして、果たして当事者能力というものを社長さんが持つことができるんだらうかなという心配を実はするわけでございます。ざつと見まして、このたばこ事業法に、主なものだけをピックアップいたしまして

も十項目ぐらいございまして、先ほど挙げましたたばこ審議会の委員もそうでございますし、それからこの最高販売価格並びにその変更の許可申請すべきことを命ずるということになっておりますし、特定販売業者登録簿に登録をすることもそう

でございますし、製造たばこの小売販売の許可、

不許可、営業所の移転、出張小売の許可、不許可、小売定価の許可、定価の変更、広告の指針、卸売販売業者の登録業務の報告、これらすべて許可あるいは認可ということに実はなっております、たくさんあるわけでございます。

余計な心配かもしれませんが、こうした許可、認可にはなっておりますけれども、多くは社長さんにお任せになるのではあるとは思いますが、この法案を見まして、これだけたくさん「大蔵大臣は」という言葉が出てまいります、何となくそういう心配にも実はなるわけでございます。その辺は今後どのようになるのか、ひとつお聞きをしたいと思います。

○竹下国務大臣 基本的に考えますことは、いわゆる特殊法人とはいえ商法の適用を受け、一方労働三法の適用を受けていくことは二つの柱ではないか、すなわち当事者能力を十分に生かして得る環境の二つの柱ではないかというふうに私は考えております。しかしながら、一方財政物資であるということ、そしてまた製造独占であるということ等々からいたしますと、お読みいただいて、確かに私のような素人でもそう感じますが、許認可権が多く目につくということは、私も坂口さんと余り違った感じは持っていないと思うのであります。

しかし、この法案を作成いたしますときに、今まで特殊法人をみんな洗ってみようじゃないか、その中で最もいわゆる関与の度合いの少ないものに右へ做えするということから作業を始めてみようという議論をいたしました。既に完全な民間になっております日本合成ゴム会社なんという、過去の話になりますけれどもそういうものはどうだったかなというようにことをわざわざ指摘しながらこの議論をいたしまして、ざっと見ますところ、日本航空等がある意味においては一番当事者能力を与えておける一つの判例になるんじゃないかな、こういうような感じでもって可能な限り関与の度合いを薄めていくという努力はいたして見たわけでありまして。

そうして、今度は実際に当たる方々も、当然のこととして、この国際競争下にあつて自助努力をなさいますときに最も大事なものは当事者能力でございますから、それが十分に生かされるように、我々所管官庁の所管大臣であることは事実でございますけれども、そういう精神を今後とも貫いていかなきゃならぬ。それらがむしろこの国会等の議論を通じて速記録に残り、また後世に残る言と少しオーバーになりますが、私も、人にはいかにつかさ、つかさの変更はあろうとも、そういう精神が残ってくる土台、裏づけがまた本院等における審議の問答そのものじゃなかろうかというふうに私は考えております。

○坂口委員 総裁、総裁が新会社の社長さんになられるかどうかはまだ決まったわけではございませんで、新会社の社長さんとして発言をしてほしいというのは酷なことではございますけれども、仮になったとしていたいて、どうでしょうか、いろいろの許認可がございまして、例えば組合交渉等の場合にいろいろの発言をしなければならぬ、しかしそれをとりましても一々大蔵省のいろいろのお話を聞かないことにはなかなか答弁がしにくいというふうなこともあるのではないかと、う気がいたしますが、現在の専売公社側から見るとその心配はございませんか。

○長岡説明員 新しい制度のもとにおきます許認可事項であるとかあるいは大蔵大臣の監督のお立場等は、やはり考えてみますと新しい会社法が純然たる民間の企業ではない、一定の政策目的に奉仕していかねばならない使命を帯びている、その政策目的達成のために必要な最小限度のものではなからうかと考えております。したがって、私どももいたしましては基本的には、例えばその決められたルールの中で私どもが営業を行ってまいります場合に、表現は悪うございますけれども、はしの上げおろしにまでおしゅうとさんから注意を受けるような会社にはならないと思ひますし、それから労使関係におきましても、私どもは本当に両者が当事者能力を持って、将来の企業

のあり方を真剣に議論し合えるような労使関係が生まれるものと考えております。

○坂口委員 余計な心配だという御答弁でございますので、私もこれ以上の心配はしないことにいたします。

そこで大臣、これは先般既に議論にもなったことでございますが、代表取締役並びに取締役その他の役員の方、すべて大臣の認可事項の中に入っているわけでございます、同僚議員からも意見が出ましたけれども、代表取締役あるいはまたその副になるぐらいな方ならばこれはいたし方ないだらうけれども、しかし平と言つては大変失礼でございますけれども普通の取締役にまでこの認可を進めていく、これは少し行き過ぎではないだらうか、少々フリーハンドなるものも新しい会社の社長さんに与えてもいいのではないかと、そういう論議も実はあるわけではございません。こうして法律に出てまいりましたから、この修正ということも非常に難しいかとは思ひますけれども、この辺のところはでき得るならばひとつ考え直していただきたいと我々は考えているわけでございます。この辺に対してどのようなお考えをお持ちになるのか、これはどうしても直し得ないことなのか、それとも現在はこのままでも、将来はこれについて十分考えるということになるのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 この問題について私は見解の相違という言葉を使いましたが、あれは余り適切な言葉じゃなかったかと今反省しております。要するに、できるだけ民間活力と申しますか、そうしたものを生かすためにはどうしたらいいか、これも特殊法人全体について洗ってみました。意思決定機関といえは取締役会である。だからある意味においては一番大事なのは意思決定機関か。そうして代表取締役についてはその意思決定機関の自主性にゆだねる。その方がいいではないかという見方もあると私は思うのであります。代表取締役なりナンバーワンなりをいわば許認可

あるいは任命して、そしてその方々がまた取締役等を御選任なさる、これももちろんあり得る一つの姿でございますが、いわば自主性ということを尊重した場合には、意思決定機関という発足早々の、いわば未熟、ある意味においては非常に熟していない、これからという場合、意思決定機関において認可権を持ち、その自主性において代表取締役の方が決まってくるというのがより現実的ではないだらうか。今坂口委員のおっしゃった議論もしながら、私どもとしてこういうことで決定を見たわけでございます。

だから、私もそういう議論を徹底でしました。したがって両面の意見——だから見解の相違という言葉を使いました。見解の相違というのは適切でなかろうと思ひますが、そういう両方の見解を議論しながら、結論的に意思決定機関を認可にあらしめ、自主性の中でキャッチができていく、こういうシステムにしたという経過でございます。

○坂口委員 これは大事な点でございますので、もう一度念を押させていただきますが、そういうプロセスにおきましていろいろの議論があつたというのを今お話しただいたわけ、それは私も了解をいたしますが、これから先どんな形でこの新しい株式会社が進んでいくのか、ちょっとなかなか想像をすることも難しいわけでございます。しかし、より活力を与えていくという立場からするならば、できる限り口は出さない方がよいという結果が出るかもしれないと私は思ひます。また逆な方向が出るかもしれないと私は思ひます。このことについて、三年後とか五年後にあらゆる制度を一度見直しをされるようなことがあるときには、その中の一つとしてこれも十分に見直しの対象になり得ることだとお考えになつていか、いやこの点だけはもうこのままで将来もいきたいとお考えになるか、この辺の御意見だけひとつ、大事な点でございますのでお聞きをさせていただきますというつもりでございます。いよいよ賛否の決定を迫られているときでございます、現在のこの論点はそういう意味で非常に重要な点

でございますので、お答えをいただきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 発足したばかりの際にいわゆる時限的な見直しとかいうことになりまして、関係方面に与える影響も大きかろうと思つております。が、原則的に申し上げますならば、なかなかすぐ発足いたします新会社というのは、都合によつて絶えず見直していくという姿勢は持つていないと、これは私はいけないことだと思つておられます。

したがつて、今の問題につきましては私も、先ほど申し上げましたようないろいろな議論の積み重ねの中で最終的に意思決定機関を決めて、その中から自主的に代表をとつてお願ひして、その限りにおいて、今はそれが妥当だといふ考へ方に立つておりますが、その任命行為そのものは、他に類似のものもございますように、代表者だけをやつた方がより効果があるといふような事態が生ずれば、これを改めるにやぶさかではない。しかし、現在出発の際にあらかじめそれを予測するわけにはまいりません。それは随分議論した問題でございます。他の特殊法人等とみな比較いたしまして、その中で議論の集積としてお願ひをしておりますので、今から予定するわけにもまいりませんが、おしやる趣旨は——なかなか大きくない法律で改革されたものが、出発の際に不都合があつたら、それは絶えず見直していくという精神の上に立つて運用を図っていくべきものであるといふ考へ方の中にそうした問題が生じたといひますならば、それはそうなるであらうことの必然性があるではないか。責任を持つて法律を出しておるときに、あらかじめ予測したお答えを正確に申し上げることはいささか差し控へるべきかな、こういう感じでございます。素直に申し上げます。

○坂口委員 人間というのは若いときと申しますか、前の職權が何であつたかといふことがその次のポジションにつきましてもいろいろと影響を与えるものでございます。したがひまして、長岡總裁は専売公社に行かれましたも、あるいはまた新しい会社の社長さんになられましたも、大変大蔵省の行き方でございますし、これはなかなかとれにくいものでございまして、我々も同じでございます。なかなかな前の職權の傾向といふのがとれなくて弱るわけでございます。そうした意味で、大蔵大臣が代表取締役並びにその他の取締役も全部、一人でお決めになるわけではもちろんないとは思ひますが、しかしお決めになります場合には、例えば大蔵省の発想で、大蔵省の出身の方ばかりをずらつと並べられたということになりますと、これは会社の活力といふものが果たして出るだらうかな、非常にかたくなはけるけれども、しかし前進があるだらうかな。これもまた余計な心配かも知れませんが、そうした議論もそこに起つてくるわけでありまして、そんなことも絡めてひとつ、今後十分に御検討をいただく項目にしていただきたいと思つておられます。

この問題はいろいろにしておきまして、次にコストの問題でございますが、これは皆さんの方には申し上げておきます。皆さんの方もお答えになりにくい問題でございますので、深くお聞きをする気持ちには私もさらさらございせんが、参考人の皆さんにお越しをいただいた昨日のお話をいたしましたときに、参考人の方から製造原価のお話でございます。前回には、皆さんの方の言いにくいからそこは聞かないでほしいといふようなお話をあつたわけでございますけれども、参考人の皆さんからお話しになったといふこともございまして、あえてお聞きをさせていただいたわけでございます。

参考人の皆さんのお話しによれば、製造原価といふのは日本の場合に七〇％ぐらい高い、そしてまた材料費、人件費を合せて大体二〇％ぐらい高いのではないかと、こういうお話でありまして、今後これをどのようにしていくかということが経営上大変重要になってくるというお話をなすつたわけでありまして、率直な御意見だといふふうに私も承つたわけでございますが、私の聞き間違いがなければその数字であつたといふふうに思ひます。したがつて、これから新会社はコストの問題に真剣にお取り組みをいただかなければならぬわけでありまして、こうした製造原価並びに材料費をどの辺までおろすことができるか、なかなか企業秘密もあつて言いがたい面もあるかと思ひますけれども、率直な御意見をひとつ承つておきたいと思ひます。

○長岡説明員 製造コストにつきましては、当面と申しますか、輸入自由化後の一番強力な競争相手でございますアメリカの企業等と比べましたときに、葉たばこも日本の方が高いといひますし、その他の面についてもまだ若干コストが高いといひるのは坂口委員の御指摘のとおりでございます。そこで、これをどこまで合理化等によりましてコストのかさを縮めていくかという問題になるわけでございますけれども、率直に申しまして、全くイコールフットイングまで合理化を図るといふことは大変難しいと存じます。しかし、御承知のように、現在二〇％の関税もあるわけでございます。そして、そういったようなものを加味した場合に、しかも若干の内外品の価格差を維持して将来競争していくという場合には不可能な数字ではない。相当な努力を私どもも払わなければいけませんし、また葉たばこ耕作農家にも、生産の合理化等について御努力を願わなければならぬ問題ではないといふふうに考えております。

○坂口委員 ひとつぜひそういう意気込みでお願いを申し上げたいと思ひます。コストの問題に絡みまして消費税の問題がございまして、これは約五六％含むという消費税でございますが、最初にこれは見込まれておるわけでございますから、これを出せないといふわけはないといふことになるだらうと思ひますけれども、経営でございますから、会社の資産状況がどうなっていくか、これはわからないわけでありまして、五六％消費税を見込んだ値段でありまして、一

年を振り返つてみると、外国からの輸入の問題あるいはまた国内における売り上げの問題等を含めまして、非常に厳しい結果に終わるということはあることだと思つておられます。その場合に、それによつて五六％といふものをどうするか。これはもう何が何でも動かしがたいものといふふうに固定していくということになりますと、たばこ産業は非常に厳しい局面に立たされることあるのではないかと、この辺の、消費税といふものをどの程度にお考えになつておられるのかといふことをまずひとつお伺ひしたいと思ひます。

○梅澤政府委員 ただいま御審議をいただいておりますたばこ消費税法案におきましては、現在に専売納付金でございます。これも極めて消費税の性格を持つておるわけでございますが、今回の制度改革で公社形態から会社形態に移行するに当たりまして、従来の専売益金を制度的にも消費税として純化させていただくという提案を申し上げておるわけでございます。

そこで、税率をどういふ水準に設定するかという点でございますけれども、この点につきましては、国税たる消費税と地方たばこ消費税の合計の額が現行の納付金率と同一の水準になるようにという設定をいたしまして、そのうち、税率の立て方でございますけれども、これは基本的には消費税という性格上、従価税割合を基本にしながら、やはり今回のたばこ消費税は、税の性格をいたしましては、消費税であると同時に、なかなか個別嗜好品課税と申しますか、そういう側面もございまして、諸外国の税制等も勘案いたしまして、新たに従量税割合を導入いたしまして、二本建ての税率に設定させていただいておるわけでございます。

ただ、いづれにいたしましても、今後はいわば消費税として純化されるわけでございますから、この消費税の税率をどう設定するか、どう設定するかと申しますか、今後どういふ方向に持つていくかといふ点につきましては、たばこ消費税に限

りませず、やはり消費税であります以上は、基本的には必要な財政収入が得られるという水準であると同時に、より基本的には、やはり消費税でございますから、最終的な負担者は消費者でございます。したがって、消費者に確実に転嫁されるような水準でなければいけません。転嫁ができないような水準であるいは逆に、消費の実態から見て著しく高い水準、高過ぎるような水準であつては消費税として機能しないという面もあるわけでございます。

したがって、そういった点を考えながら、今後の税率の設定についていろいろ考えていかなければならないと思つてございます。けれども、ただ、新会社の経営上、この消費税の税率水準が問題になるといふことはございせん、あくまで消費税でございますから、ただいま申し上げましたとおり、消費者に完全に転嫁される水準あるいはたばこならたばこの消費の実態に即した税率水準といふことになるわけでございます。したがって、結果的に著しくたばこ消費の税率水準が消費の実態等に照らしまして不適当な結果、それが公社の経営に結果的に悪い影響として現象面に出てくるというふうなこともあるいはあり得るかもしれませんけれども、物事の考え方といたしましては、ただいま申し上げましたように、必要な財政収入を得、かつ最終消費者に確実に転嫁され、なおかつたばこの消費の実態に即した水準というふうな点を勘案しながら、税率水準を今後についても考えていかなければならないのではないかとこのように考へるわけでございます。

○坂口委員 難しい議論でございますが、私、今悪かった点だけを申し上げたわけですが、逆の経営が非常によかった場合もあると思うのです。例えば、よかつた例を申し上げますと、経営の結果が非常によつて全体の成果が上がりましたときに、今までの経緯はそういうことで決まつたんだけれども、一番先に消費税を、五六％をそれじゃもう五八に上げようかというふうなことになる

つてしまふと、一生懸命企業努力をなすつた、それで、例えば今まで従業員の皆さん方に十分に支払いもしてこなかつたけれども、これで何とかしてあげられるのではないかと、これ矢先に消費税の方を先に五六を五八に上げます、そこを一番先にやりますと、なかなかそんなわけにいかないというところも起るわけですね。あるいはまた逆に、今度は非常に悪かつた場合に、それならばまず一番先に消費税を下げてくれるかといへば、このところは一番最後までそれはいろいろえまへん、ほかのところでも全部いろいろなことを考へてひとつ経営をやつていかなさい。この五六％は最後の最後まで動かしませぬ、こう厳しく出されたのは、新会社、なかなか大変なことだ。その辺のところを、難しいことではありますけれども、余り厳しくやられると大変ではないかというふうにも思つたもので、今後の話として、今までの決められた経緯としましては十分にわかりますが、これからの問題として、その辺はどうなんですかというところをお伺いしたわけでございます。

では、もう大体主税局長のお話は懇切丁寧にしていただきまして、わかりましたので、では大臣、一言お答えをいただいて次に行きたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは私よりも数層倍の知識と経験を有する梅澤主税局長が、しかも坂口さんから丁寧な言つてよかつたと言われた限りにおいては、それ以上のお答えは私の能力の限界でございます。

○坂口委員 うまく煙に巻かれましたが、では、私が申し上げた意味は御理解をいただけますか。多分御理解をいただいておりますが、余り詳しく説明をしていただき過ぎまして、理解のできなかった部分も実はあるわけでございます。

公取の方、お越しいただきましたか。——今回のこの会社が株式会社ということであります限り、これは私的機関になるわけでございますか

ら、独禁法との関係が理論的には出てくるわけでございます。卸売の価格でございますとか小売の価格でございますとか、こうした問題は、先ほど議論がありましたが、大臣の許認可事項といふことであります間は独禁法には触れないのであろうと理解をいたしております。しかし、よく問題になります「当分の間」が過ぎて、そして株式も半分は放出をされる、そしてまた小売価格や卸売価格につきましても、大臣の許認可事項がもしなくなつていけば、その時点においてこの独禁法との絡みが議論になってくるだろう、こういうふうな受けとめておりますが、その受けとめ方よろしゅうございませうか。

○厚谷政府委員 お答えいたします。

先生たまたま御指摘がございましたように、日本たばこ産業株式会社法案によりまして、日本たばこ産業株式会社という株式会社になるわけでございます。したがって、一般的に独占禁止法上の事業者として適用があるわけでございます。たばこ事業法案によりまして、たばこの製造は日本たばこ産業株式会社というものでございす。それから小売の販売業につきましては許可制、小売価格については大蔵大臣の認可制度といふことになっておりますので、その限りにおいては独占禁止法の適用はないことになるわけでございます。

将来法律が改正されて、そういうような制度が全くなくなつた場合どうかといふことでございしますが、これは、将来におきましてどのような仕組みになるかといふところが、私どもまだ予測もつきかねるので、ごく一般論としてお答え申し上げます。上げなければならぬのでございしますが、全くの事業者の活動といふことになりまして法的規制がないといふことになりまして、御指摘のとおり独占禁止法の適用といふことが出てくると思ひます。

○坂口委員 この法案は、将来どの程度まで事を進めていくか、そういうところが非常にたくさんございまして、それがどこまで進むのかといふこ

とがなかなか理解しにくいわけでありす。小売価格や卸売価格というように面につきましても、将来ともに大臣の許認可が一々要するということになるのか、こうしたことはある程度軌道に乗つていけば新会社に任されていくものなのか、その辺もなかなか予測のつかない問題ではございすけれども、どういふふうな考えを持てているかといふことをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

それから、そうになりましたときには、今お話のありましたように、一般論ではございすけれども、独禁法との絡みが出てくるわけでございます。そうしたことをあれこれ考えますと、どうもそこまではなかなかいけません。この法律はそうした点はあくまでも抑えて、そして適用除外と申します。独禁法にはからない形で将来ともたばこ産業は行くのかないかという一面ではあるわけでありまして、これはどれぐらい先の話かは別にして、将来はそれの辺りまでは行かない方がいいか、それともその辺りまでは行かない方がいいかとお考えになつておられるのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

〔熊川委員長代理退席、中西（啓）委員長代理着席〕

○小野（博）政府委員 お答え申し上げます。

独禁法との関係でいろいろお尋ねがあつたわけでございますけれども、製造独占につきましては法律によつて規定されておるわけで、これは独禁法とは直接には抵触しないといふふうに考へております。ただ、会社自体が独禁法の適用除外といふことではございせんので、そのために会社の製造したばこの蔵出し価格の認可という制度を設けておるわけでございます。

若干御説明させていただきまして、今後の我が国の市場における国際競争の状況を考へますと、会社がかなり意欲的な独占利潤を上げ得るような価格を設定するといふ状況はなかなか難しいことかと思つておりますけれども、万が一市場状況によりましてそういう独占利潤を得る、その結果と

して消費者に不当に不利益を生ずるというよう
ことが万々ないように蔵出し価格の最高価格を
認可しておるわけでございまして、そういう意味
からいたしますと、これについては将来とも製造
独占が与えられております限り、こういう制度は
つながらないものだと考えております。

それからまた、小売定価の認可制度につきま
しては、全国二十六万のうち、相当大部分が零細小
売店であるという小売店の状況にかんがみまし
て、それらの方々に對する激変を回避するため
に、当分の間の措置として小売定価を設定したも
のでございまして、これは、当分の間の期間と申
しますものは、新しい制度のもとにおきまして新
しい流通秩序がおのずと形成されて、小売定価と
いうものを假になくしたといつたとしてもそのよ
うな激変が生じない、零細小売店に多大の影響を
及ぼすことがないというふうな状況になるまでは
続けるものでございまして、ただ、これは法律をも
って定められておりますので、直接独禁法に触れ
ることはないというふうに考えております。

○坂口委員 そうすると、独禁法との絡みが出て
くるようなことは将来とも起こりにくいというこ
とですね、一言で言いますと、長く説明していた
できましたが。

○小野(博)政府委員 現行制度におきましてはお
つしやるとおりであらうかと思ひます。

○坂口委員 現行制度はそうだけれども、将来は
どうか。将来にも近い将来と遠い将来があるけれ
ども、近い、遠いは別にして、将来はどうなんです
か。方向性としては、それもそういう方向に行く
のですかというところをお聞きしたのであつて、こ
の法律は現在だけではなくて、将来に對しても効
力を發揮するわけですから、近い、遠いは別にし
てそうなるべく可能性があるのですか、それと
もないのですかといふことをお聞きをしてゐるわけ
で、現在ではもうこれは見たらわかるのですから。

○小野(博)政府委員 特段将来にわたりましては
獨禁法との関連が生ずるようなことはないと思
つております。

○坂口委員 ないといふことは、余り変わらぬと
いうことだね。そうでしょう。そういうことでし
よう、ないといふのは。

○小野(博)政府委員 先ほど現行制度と申し上げ
ましたが、やや不正確でございまして、改革後の
制度でございまして、その改革後の制度が
續く限りにおいては、ないことは間違ひございま
せん。それからその後において、例えば「当分の
間」が外れたような場合、これはむしろ小売定価
が自由になるわけでございまして、問題はな
いわけでございまして、ただその中で、例えば獨禁法
に触れるような形で實質的に定価制を維持するよ
うなことをすれば、それは問題があるかと思ひ
ますけれども、自由になれば問題はございませ
ん。それは一般原則に立ち返るといふことであ
るかと思ひます。

○坂口委員 わかりました。

總裁 先日の新聞に社債発行の記事が出まして、
円満なお顔とともに社債発行の大きな文字が出て
おりました。これは委員会でも余り出なかつたこ
とでございまして、あるいはマスコミの予測記事
なのか、それとも本場の發言なのか。そしてまた
記事を見ますと、大体額まで、設備投資規模と同
じ年間五百億程度とえらい細かな数字まで実
入つておられますが、これは本当なんでしょうか。

○岡島説明員 お答えいたします。

先般の新聞につきましては、私も、見てびっ
くりしたようなことでございまして、私どもの方
から申し上げたといふことは何もないわけでござ
います。

私どもの現在の勉強状況というふうなものにつ
きまして若干お話をさせていただきますと、御存
じのようにならば消費税制度が導入されることに
よりまして、新たな資金需要が出てまいるわけで
ございまして、前倒しになるわけでございまして、今
までは年に一遍であつたわけでございまして、今
度は前倒しになります。その点についてはもちろ
ん三年間の経過措置が設けられておるわけでござ
います。それからもう一方、そういうことの資金

繰りに対応するために、先ほども議論が出ており
ましたけれども、資金運用部からの借り入れとい
うのも経過的に予定をされておる、こういう事実
がございまして、こういうような経過措置を考慮し
ながら、具体的な資金調達の方法について現在い
ろいろ勉強中でございます。

今まで公社は国庫預託制度というのをとつてお
りましたもので、一般の市中からの借り入れとい
うものについては余り縁はございせんでした。
もちろん借り入れといふことはできたわけでござ
いますけれども、それほど縁がなかつたわけでござ
います。ところが、今度国庫預託制度がなくな
るものでございまして、そういうことになりま
すともつと一般金融市場とのかかり合ひといふ
ものも広がってくるわけでございまして、先ほど
申しましたような資金繰りの状況、税の納付ある
いは資金運用部からの借り入れというふうな事態
が発生するものでございまして、この三年間の
経過措置の間にはいろいろ本格的な資金調達繰り
を勉強していかなければならない、こういうふう
に思つてゐるわけでございまして、その中にもち
ろん社債の問題も入つておるわけでございまして、社
債の発行につきましても額をどうするかというよう
なことは、もちろんまだ勉強いたしておりませ
ん。社債発行については特にそういう経過措置も
あるものでございまして、中期的な課題ではな
いかといふふうに今のところ考えている、こんな
状況でございまして。

○坂口委員 この新聞の記事を見ますと、新会社
になりまして、市中銀行からの借り入れ等
のお話も出るわけでございまして、先日、電報の方
でも議論があつたようでございまして、メー
ンバンクをどこにするかといふようなこともまたその
中に出てくる問題ではないかといふことも思ふわ

けであります。

その辺もまたあわせて後でお答えをいたしたい
らよろしいかと思ひますが、時間も迫つてまいり
ましたので、最後にもう一つこの問題。

一つは對外摩擦の問題がございまして、そうし
てこの法案の提出時期等にも大きな影響を与えた
と考える一人でございまして、對外摩擦、アメリカ
あたりは関税の撤廃でございまして、資本進出の
自由化でございまして、こうした問題をさら
に、この法案が決定をされたといつたしましてもな
おかつ言つてくる可能性といふものは多分にある
と予想をするわけでございまして、これに對して
どんなふうに対処されるのか。もうここまでやつ
たのだからこれ以上はできぬぞと突つたねること
ができるのか、それとも、そうむげに突つたねる
ことはできぬない状況なのか、その辺ひとつお聞
きをしたい。

○竹下國務大臣 これはいささか個人的な考え方
もまじるかと思ひますが、先般サミットへ参りま
したときにも、アメリカのリーガン財務長官は、
今度のこの法律案に對しては大変な評価をいたし
ておりました。さかのほつてみますと、関税率が
九〇になり三五になり二〇になり、その間にいわ
ゆる販売店の拡大とかいろいろの対応措置をやつ
てきた。しかし、今度はまさに輸入の自由化とい
うものを、向こうから見ればあるいは勝ち得たとい
う表現を使つてゐるかもしれせん、国内では
よくわかりませんけれども、いづれにしても、
我々としても開放体制に備えてそこまではやつ
た。だから、この法律が實際に実行されるのは国
会を通過しなければならぬわけだから、その国
会を通過することを心から期待しておるというこ
とで、私は評価としては大変高い評価の一つでは
なかつたか、こういう感じもいたしております。

現実問題として、経済人として考えた場合、あ
るいはいわゆる貿易自由化、資本自由化、金融自
由化といふ世界全体の流れの中で、資本の自由化
とかあるいは流通面の問題とかに對して関心を持
つておる人は、それは当然のこととしておると思

います、私も現在は現在の二〇プロという関税率はまさに至当なものである、そして今度の問題は日本側にとっても開放経済体制下に対応した至当なものである、そういう考え方の上から立って、今後どういう推移がありましようともそれに対応していくべきだ。今日それは経済人個人に考え方は違いますが、一応米国内におけるいわばたばこ産業の監督官庁である財務省等は、これに対して十分な評価をしておるといふふうに私は認識をいたしておるものであります。

○坂口委員 ひとつその点誤りなきようにやっていただきたいと思ひます。

そして、いよいよ最後に、宮地議員の質問で皆さんにもいろいろと考えていただきまして、この法案の中のいろいろの問題、今後の扱い方についての考え方をまとめていただいたわけでございしますが、もう一度念のために念を押させていただきます、最後のくくりとさせていただきます。

多くの議論がございましたように、株式の問題にいたしましたもあるいはまた許認可の問題にいたしましたも、将来どのような形で決着をするかという、着陸地点というものがあまいな形で今回のこの法案でございまして、我々審議をする側の者にとりましては、その辺が果たしてどうなのか。大臣からは、常に見直しの気持ちでやっていきたいという発言もございしますし、そして、今回法案を出す、そのときから次の見直しの話を言うのもいささかどうかというお話もございまして、そのおっしゃる意味は私たちもよく理解をできるわけでございますが、私たちの立場からいたしますと、そのことは理解をしながらも、しかし、どこに一体軟着陸するのであろうかという心配もまた、実は残るわけでございます。

そこで、細かなことは言わないけれども、一応五年なら五年後には、その点も含めていろいろと見直すということができるとかどうか。見直しもいろいろ時期がありまして、五年先、十年先、十五年先、そう遠い先ではなくて、少なくとも中期

的な意味での、もう一度新しく事業を始めることであるから、そこでどのような状態になっているかということを見直すという作業はなされてしかるべきではないか。そのことを何度も何度も実は念押しをさせていただいて、最終を迎えたわけでございます。大変くどいようではございますけれども、非常にいい点の多い今回の法案でございますだけに、その点は今回の審議の大きなポイントになるといふふうに考えてきたわけでございまして、ぜひひとつ、その点の最後の詰めをさせていただきたいと思ひます。

大臣からも何度か答弁はございましたけれども、もう一度ひとつ決意を聞かせていただいて、そして最終にさせていただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 まず最初申し上げますと、国会で新しい法律を議論していただく際に、その法律が全体的、国民的コンセンサスを得たい場合には、いわばこの法律が通った、その先はこのように見込んでおりますというようにことを軽々に申し上げると、むしろそれは国会に対して非礼ではないかといつておしかりを受けることが多いのでございます。その点私も、長い国会の経験で十分承知しておりますが、今度に限っては、先の先まで心配していただいて、御質問いただいたのでございしますから、これはありがたいことだと、率直にそう思っております。

したがって、この議論を通じていろいろ出てまいりました見直しの問題です。確かに、この法律をまとめるに当たりましては、各方面の意見も聞きまして、中には、ある種の既得権という意識の方も、多くの方の中にはいらっしやるのでございします。そうした方が、自分らの既得権が見直し期を設定することによってある程度奪われていくのではないかと不安を持たれるのも、またいかにかという感じもいたしております。したがって、私も、今度先の先まで御心配いただいてもよろしいの御叱正なり御意見をいただいたわけでございしますから、この新会社が発足いたしましたら、まさに一つ一つの行政行為、それに反

応する業態のあり方等については、絶えず見直す姿勢を持って対応していかねば、関係者の皆さん方にも、また先の先まで心配して御審議いただいた国会の先生方にも、これは本心に申しわけないことだ、そういう姿勢でこれからも貫いてまいりたいと思っております。

○坂口委員 坂道を上っていくようなものでございまして、上っていく方向にいたしましては間違いない、そう考へてはおりますけれども、上り詰めました山の向こう側に海が見えるのやまた山があるのや、そこがわからない。そのことを不安のままに残して、方向として間違っていないからそのまま上り詰めていっていいのかわからず、実はそこには大きな不安を感じるわけでございします。たとえその向こうに何があるのかといふことがはっきりわからなかったとしても、この向こうにはまた山があります、おぼろげではありますけれども、そういうことで明確になつていけば、我々は今勢いを付けてこの坂道を上ることができるといふことでございまして、実はそういう意味で御聞きをしております。

先の先まで約束をしるというのを申し上げていくのではなくて、少なくともそうしたある時点までいけば、この道はこれでよかったかと振り返ることができ、そういう時を持つのでしようか持たないのでしょうかといふことを実はお聞きをしております。我々がこの法案を審議をさせていただくに当たりまして、そうした点を不正確なままでも終わらせたいことは、これまた国民の皆さん方に大変申しわけないことである。大事な法案でありますだけに、そうした点につきましてはよく見直しをつけてけじめをつけたい、こういう思いで申し上げておるわけでございします。

さらにつけ加えることがございましたらひとつつけ加えていただきたいと思いますし、もしもございしましたら総裁からお話をいただいて、最後にしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 よく世の中にトライ・アンド・エラーという言葉がございますが、試行錯誤とで

も申ししようが、この法律案は、トライはあつてもエラーはあつてはならぬと思っております。したがって、今の坂口委員の精神を私なりに整理してみますと、トライして、時には立ちどまり、振り返り、そしてまた走り出して、トライ・ストップ・レンジ・アンド・ラン・アゲイン、こういうことじゃないかなと思つて、感心をして聞かしていただきました。

○長岡説明員 最初に、先ほどお尋ねがございました取引銀行の問題でございしますけれども、銀行取引をどういふふうにしていくかというのは、具体的な検討はこれから問題でございしますけれども、現時点で申し上げますれば、いわゆるメインバンクというのは、いろいろ包括的な取引を行う、例えば社債を発行するときには幹事銀行になるといふことまで含めてメインバンクとおっしゃるものだろうと思ひますけれども、そういうようなものは現在のところは考えておりません。

それから、この制度の将来の問題でございしますけれども、私も似たしましては、たばこ産業集団のいろいろの立場の方々の議論を尽くしに尽くした結果、今日御審議をいただいております制度改正案に到達したわけでございまして、そういう意味では、とにかくこの制度のもとで全力を挙げてみる、挙げなければならぬ、また、いわば背水の陣で、各分野ごとに合理化の必要に迫られるが合理化努力を行つて、外国の企業に負けないうようにやっていくということで精いっぱいでございます。その気持ちはわかるけれども、将来、非常に不安がないのか、将来、制度の見直しをする必要があるんじゃないかという気がいたします。業をいただいておりますけれども、私も似たしましては、本心に制度を直していただかないととつてもやらないといけないという点になりまふ場合には、何年後見直しと言わずに、もうその時期には時期を誤らずに御相談を申し上げないと、日本のたばこ産業がおかしくなつてしまふといふふうに考へておりますので、現在のところはとにかくこの制度で全力を挙げさせていただきます。

というふうな考へておる次第でございます。

○坂口委員 ありがとうございます。

○中西(警)委員長代理 戸田菊雄君。

○戸田委員 同僚の伊藤委員の後を継ぎまして、各論で質問してまいりたいと思ひますから、明確な答弁をひとつお願いしたいと思います。

第一点は、自主性、当事者能力等について、事業計画の認可問題であります。会社法の第九條、これなのでありますが、新会社は制度改革後、内外市場での激しい競争に打ちかたてなければいけません。これは何回も強調されてきているわけでありまして、同時に職員の雇用の安定、労働条件の維持向上、こういうものが実は不可能になつたのでは困るのであります、あるいはまたたばこ耕作者等、事業関係者の生活の安定、こういうものも図つていかなければいけません。こういうことで、現在、特殊会社というのは幾つかありますが、そういう中において、競争対象のある特殊会社というものはありましようか。まず、この点からお伺いします。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

現在、特殊会社というものは大体九つあるといふふうに私も理解しておりますけれども、一番典型的な例は日本航空であろうかと思ひます、競争関係という意味におきましては。

○戸田委員 その九つある特殊会社の中で、法律上事業計画の認可、これだけにとどめておるものは幾つありましよう。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

事業計画の認可だけにとどめておりますものは、ちよつとそういう意味で今まで教えたことがないものでございますので、申しわけないのでございませうけれども、ここで教へさせていただきますが、ちよつとお時間いただいて恐縮でございますけれども、例えば東北開発、それから電源開発等につきましては、事業計画、収支予算、資金計画、それぞれについて主務大臣の認可でございます。それから、国際電信電話株式会社につきましては、事業計画の認可はございませうが、収支予算、資金計画については規制がございません。

算、資金計画については規制がございません。日本航空につきましては、事業計画の認可はございませうが、収支予算、資金計画については、事業計画の添付書類ということにされております。(戸田委員「監理官、全部でなくていいです。競争相手のあるものだけで結構です」と呼ぶ)それでは、ただいま申し上げました日本航空につきましては、事業計画の認可と、収支予算、資金計画につきましては事業計画の添付書類ということになっております。また給与統制につきましては特に規制がございません。

○戸田委員 結局、現在特殊会社九社ありますね。一つは日本航空、これは全日空なり東亜航空がありますからね。それから国際的に見ますと各航空会社がある、こういうことです。それから国際電信、これは海外のみの競争相手ですね。国内にはありません。そういうところからいいますと、今回の特殊会社は大変な競争相手を持つわけですね。製造面では完全に独占ですけれども、販売競争においてはこれは大変な競争。そういう状況からいって大変な厳しい条件にあるということ、もう再々主張されているとおりであります。

そういうことであります。そういう中で事業計画を出すときには、会社のしきたりとしていけば給与とか予算とか、そういうものを伴つて出していきますね。そうしますと、建前上は関与はしません、まあ間接関与といひますが、そういうことになるとなるかもしませんが、勢い、事業計画を通じて給与や予算等にタッチできる状況にあるわけですね。だから、そういう場合に統制その他、政府が何だかんだと、会社が自主的に事業計画を立ててきた内容について口出しをしてもらうのは困るのです。自主性その他、経営能力のいわば当事者能力の拡大等々からいって、そういうことはあります。どうですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま幾つかの特殊会社の例を申し上げたわけでございますけれども、特殊会社につきましては、それぞれの政策目的を持って設立された特殊法人であるということから、各社とも、すべて事業計画については主務大臣の認可対象になつてい

るわけでございますが、いずれにいたしましても、日本たばこ産業株式会社の場合におきましては、法律上認可を必要とするのは事業計画のみでございます。その事業計画の範囲とか添付書類をどうするかにつきましては、現在詳細につきまして公社と協議中でございまして、大蔵省令の制定までに結論を出したいと考えておりますけれども、今のところは、先ほど申しました日航の例等に倣ひまして、資金計画、収支計画を添付書類として出していただくというふうな考へておるところでございます。

また給与の問題等につきましては、現在も労使間で決められている事項でございますけれども、新会社におきましてはこの点をさらに徹底させまして、給与総額制とか給与準則の規定は設けておらないところでございます。

○戸田委員 結局、大臣の認可ではありますけれども、そういう予算あるいは給与等に對しての統制は行かない、こういうことで言つておりますね。そのとおり理解していいんですか。どうですか。

○小野(博)政府委員 今回の改革の趣旨からいいますと、新会社につきましては、できるだけ経営の自主性あるいは責任体制の確立ということが必要なのは申すまでもないことでございます。ただ、さばりながら、一定の政策目的を担つて設立された特殊会社ということから、事業計画つまり事業運営の基本的な大枠であります事業計画については主務大臣の認可にかからしめてい

で、そういう給与の統制その他を行つてい

るがございませう。大多数は認可条件が入つてい

すけれども、ないんじゃないでしょうか。どうですか。

○小野(博)政府委員 お尋ねのように、九社について給与規制は特にございません。

私、申し上げましたのは、事業計画について申し上げたつもりでございましたので、失礼しました。

○戸田委員 給与はないですね。

○小野(博)政府委員 給与規制は、特殊会社についてはございません。

○戸田委員 ありませんね。したがって、今回の特殊会社についても、そういう法律上の規制は何にもないので、当然給与、予算等の統制は

やらない、こういうことになりまうね。

○小野(博)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○戸田委員 それでは次に資本金、配当等の問題について若干お尋ねをしていきたいと思います。

先ほど同僚の伊藤委員の方からもいろいろお話がございましたが詳細は省きますが、五十七年度の公社の資産総額、これは一兆八百九十二億二千八百万円。そのうち資本金が二百三十二億六千万円、資本金積立金二百六十六億四千六百万円、利益積立金九千三百八十二億六千九百万円、この合計が九千七百四十一億七千五百万円、こういうことになっております。それに五十七年当期純利益千五百五十億五千三百万円、これを加えますと、資産総額が大体一兆八百九十二億二千八百万円、こういうことになりまう。したがって、今回の資本金の確定に当たつて、その半分は商法から除外規定がありまして、それで資本金はその半額以下というふうに限定されます。

先ほど来、同僚の伊藤委員にもいろいろと答弁があつたようでありまうけれども、この資本金は、きのう参考人の皆さんにお伺ひしましたら、残念ながら大月参考人からは明確な回答は得られ

ませんでした。ただ、建前上はそれははっきりしておいたのです。しかし別な参考人からは、千五百億見当が妥当じゃないかなという御意見がございました。この辺の問題についてどうお考えになつてゐるか、ひとつその回答をいただきたいのですが、先ほど伊藤委員に対して、こういう問題については十分配慮をいたします、こういう御意見があつたようですが、もしそういう配慮があつたとすれば、設立委員会に政府の意向というものを率直に伝えていただいて、そういうものを實現するように努力をしていただきたい、私はこう思うのでありますが、それはどうでしょう。大臣、いかがですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

資本金につきましては、先般、おおむね千五百億円を上限とするということでお答え申し上げたわけでございますけれども、その際もちょっとお答え申し上げましたように、ただいま先生もおっしゃいましたように、法律上は設立委員会において定款をもつて定められることになっております。その場合、考慮すべき事情として、会社の経営の健全性と申しますか、あるいは過大な資本金が会社の経営を阻害するようなことがあつてはならないという観点も十分考慮に入れて御議論されることだと思ひますけれども、私どもとしても、そういう点につきましてはそれなりに配慮してまいりたいというふうに考えております。

○戸田委員 監理官、配慮は結構なんです、さつき同僚の伊藤委員にもそういう答弁をされております。その配慮したものを設立委員会に十分反映させるといふことについていただきたいと思ひますが、これは大臣、どうでしょう。

○竹下国務大臣 配慮という言葉の中に、広義な解釈をすれば、いまおっしゃつた精神が入るべきものであると考えております。

○戸田委員 もう一つは配当なんです、先ほど伊藤委員の質問に対しては答弁がなかつたように理解をしますが、配当は、これも商法上七%から一二%の範囲、こういうこと。これから恐ら

く電電公社もそういう状況になつてくる。場合によつては、あるいはまた国鉄もというようなことで、次々と行革関連で民営化方式というものが打ち出される状況にあるわけでありまして。これは専売が初めてですね、今回、特殊会社。いずれも政府出資ですから、そういうものに対してこの専売に適用するベースが以下同文で連動されると私は思ふのです。だから非常に大事である。配当、どの程度を一体考えているのか、これをちょっとお聞かせ願ひたい。

○長岡説明員 新会社が発足いたしましたして、初めて一事業年度が終わりまして、どの程度の配当を行ふべきかという問題は、当然のことながら新会社の経営者としての非常に大きな仕事の一つになるのであらうと存じますけれども、経営者がどの程度の配当率を妥当であるかということと判断する場合の判断の基準と申しますか、そういうことなうなものとしたしましては、たゞこの産業株式会社については全く同業種がございませぬけれども、例えば食品産業、比較的類似した企業である食品産業がどの程度の配当をしておるかといったようなこと、あるいは企業の規模といったして売上げあるいは資本金額、そういったようなものから見まして、比較的類似した規模の企業が一体どの程度の収益を上げ、そしてどの程度の配当を行つておるかといったような問題を恐らくいろいろと参考にして、なおかつ最終的にはその配当負担が過大であつて次年度以降の新会社の企業経営に悪影響を及ぼさない程度にというようなことを考えながら恐らく決めて、結論を出すのではないかとこのように考えております。

○戸田委員 数字的に大体この辺だといふめどはできませんか。

○長岡説明員 まだ資本金そのものが、こういう計算でいけば上限はこのくらいとか、これはあとに設立準備委員会が決めていただくということになりますので、配当の金額まではちょっと現時点では申し上げかねます。率で申しますれば、恐らく常識的には一〇%とか八%とか、そういうところ

を一つ念頭に置いて考えていくべき問題かなという気がいたしております。

○戸田委員 非常識な額は要求いたしません、おむね想定するに一〇%か八%見当、これが常識にわたらない範囲、こういう理解でいいですか。

○長岡説明員 今、突然の御質問にお答えをしたものでございまして、先ほど私がその前に申し上げました食品産業が一体どのくらいの配当率なのか、あるいは千五百億とか千数百億程度の資本金の規模で売上げが三兆円くらいの企業が、まあどれをとるかにまよひますけれども、どの程度の率の配当を今いたしておるかを知りたいと思ひます。的確なお答えにはならないと存じますけれども、常識的にはその辺のことが一つの判断の基準になるのではないかとこのように考えております。

○戸田委員 これは総裁はベテランですから、当然その辺は頭に描いて答弁をされたとは私は理解をするわけですが。したがって、仮に五十八年度の利益計算等できまして八百億、こういうことになつてゐる。それに対して各級の控除をずつとやつていきますと、最終の利益額は三百億見当じやないか。そうしますと、仮にそのときに一〇%と仮想しますと、それでも百億持つていけるんです。これは総体からいけば非常に大きい。後で触れますけれども、そのほかに税金がござりいくわけですからね。だからそういう状況を総合的に判断すると、今総裁が言われたように、想定図というものは大体一〇ないし八という、非常識にわたらないという範囲で恐らく確定されるであらう、こういうことで理解していいですね。結構です。頭を上下していただきますから、十分わかりました。

それで、税金の問題でございすけれども、今回納付金はたゞ消費税というところに相なりしました。しかし、現状の増減なしですから、率でまいますると、地方合わせまして五五・九%、こういうことに相なりすね。そのほか、会社に移

行することによつて新課税、課せられるものがありますから、その負担増はどのくらいに見えておるでしょう。

○遠藤説明員 お答えを申し上げます。

印紙税、登録税等で約二十億円でございす。その他の諸税といたしまして住民税、事業所税等地方税関係で約六十億。これは税というよりも法定福利費でございすけれども、負担という意味から申しますと労災保険料、雇用保険料、これが約二十億というふうに考えられます。もちろん、利益課税としての法人税、事業税等は別でございす。

○戸田委員 時間がなくなりますが、こちらで一応一定の試算計数を出したものを読み上げますから、間違つていればひとつ指摘してください。

国の関係では法人税。例えば利益六百億と計算をした場合、そのときには法人税は二百六十億、印紙税が十八億、登録免許税四億、合計二百八十二億。それから地方税で新課税がなされますから、事業税で七十二億、都道府県民税が十三億、市町村民税が三十五億、固定資産税が二十八億、事業所税が十億、不動産取得税が六億、都市計画税七億、特別土地保有税ゼロ、計百七十一億。合せて四百五十三億、こういうことになりましたが、これはどうですか。

○遠藤説明員 私どもの試算いたしました数字も、ただいま先生からお話がございました数字と同じでございす。

○戸田委員 それから同じように税引き前利益三百億の場合、国の方で法人税が百三十億、印紙税が十八億、登録免許税四億、合計百五十二億、それから地方税で事業税が三十六億、都道府県民税が七億、市町村民税が十九億、固定資産税が二十八億、事業所税十億、不動産取得税六億、都市計画税七億、特別土地保有税はゼロで百十三億、合計二百六十五億ということになる。これも間違ひありませんか。

○遠藤説明員 先生の御指摘のとおりかと思ひます。

○戸田委員　そこで、自治省から来ておると思うのですが、今度新会社によってこのくらいいわば課税対象税目がふえた。これは全部都道府県、市町村がそれぞれ担当するわけですから、このくらいふえた分に対して対応措置は、従前のままでは足りないと思いますね。この点が第一点。

それからもう一つは、三千三百有余の地方団体があつた。今回は従価八、従量二、この組み合わせです。そうしますとこの売れ行きがいい、収入の入ったところはそれなりに税金は多く交付される格好ですけれども、そういうアンバランス、地域的、全国的にたばこの売れ行きによって違ってくる。そういう状況に対する調整、整合性といいますが、今国から地方交付税交付金とか国庫支出金とかありますが、そういうものを含めて税制上の、今まで納付金体制であつたものがそういう状況になつていくのですから、各市町村の収入額はアンバランスになつてくることは避けられないと思うのです。だけれども、これは地方自治体からいけば、従前からついていたくらは必ず支給してくださいます、こうなつてくると思ふのです。だから、そういうアンバランスが生じた場合にどう調整をやるのか、その辺の見解について伺いたい。

○湯淺説明員　今回の改革に基づきまして新たに地方税法の改正を今御提案中でございますが、それによりまして、地方たばこ消費税以外におきまして、たばこ御指摘のようないろいろな税目につきまして全体としての増収が図られるわけでございます。これが本来一般の法人でございますと、当然収入としてそれぞれの地方団体に帰属するわけでございますので、それが帰属するというところでございますから、その分は確かに地方税収入としてそれぞれの団体についてプラスの要素として働いてくるということは言えようかと思ひます。それを踏まえて、地方交付税で最終的に財源調整をどうするかという問題に帰着するのではないかと思ひます。

地方たばこ消費税につきましては、基本的には従来からの税率を維持する、技術的に税率として、数値としては変わっておりますけれども、基本的には従来と同じような考え方の方で税率を決めていくわけでございます。総体としての額は、改正による増減はないというように私は考えております。地方団体ごとの金額につきましては、算定方式を若干変更しますから、それによる多少の差は出てくると思ひますけれども、総体としての総額は変わりませんので、あとは財源調整措置でございます。地方交付税によりまして、最終的に財源調整をしていく、こういう形になつていくのではないかと思ひます。

○戸田委員　そうすると、一たん徴収したものは全部自治省へ集めて、それから従前の配分方式で均等的に、既得権を下回らないように、そういう配分をやつていくというのですか。そういう総合調整をやるのですか。

それからもう一つは、第一点の問題で、特殊会社になつていくのは専売だけじゃないのでしょ。今度また電電が仮に通れば、これもそういうことになつていくのですから、業務量は相当数ふえるのです。これだけでもこのくらいふえていくのです。だからそういう対応措置を明確にどういうふうにとつていくのか、そこを聞かせてください。

○湯淺説明員　今回の改正によりましてそれぞれの団体に税源が帰属した場合には、それを基礎にいたしまして財源調整を行うわけでございます。それから、それは基準財政収入額の算定上それを基礎にいたしまして算定をし、そして地方交付税の配分の基礎にするということになりますので、税収入の変動につきまして、増減につきましては、最終的には地方交付税の財源調整によつてならしていくという形になつてくるわけでございます。その場合に、やはりこの税収の実績というものが基準財政収入額の算定基礎になつてくる、こういう考え方になるかと思ひます。

それから、いろいろな税制改正の措置によりまして事務量がふえてくるのじゃないかという御指摘でございますが、一般的に、今回の改正によりまして新しく増収になります税は、事業税にいたしましても住民税にいたしましても、これはほとんど申告納税でございます。それから地方たばこ消費税につきましても、基本的には申告納税のシステムをとつていくわけでございます。申告納税は、あくまでも納税義務者と徴税側の信頼関係に立つて税を納めてもらうというシステムでございます。ですから、この限りにおきまして事務量がふえるという事はないわけでございます。ただ、いろいろな面でこの申告が適正に行われているかどうかというチェックをする必要はやはりあるかと思ひます。そのための措置をいたしましては、徴税あるいは徴税吏員がふえるというふうな事ではないようなやり方を現在鋭意検討をしているところでございます。できるだけそういうことのないような形にしたいと思つております。

○戸田委員　要員はふやす状況にあるのですか。

○湯淺説明員　ただいま申し上げましたとおりでございます。私どもは現段階では、この改正によつて人員がふえる必要があるというふうには考えていないわけでございます。

○戸田委員　国税等を含めてなのですが、徴税事務をやつておる皆さんは、今健康を全体として非常に悪くしております。これは労働条件その他において非常にきつ状況にある、こういうことは否めなと思うのです。だから、そういう状況の中でこのくらい膨大な事務あるいは執行内容がふえていくのですから、それはぜひ検討してくれませんか、どうですか。

○湯淺説明員　現在、御案内のとおり、あらゆる面で行政改革を進めているわけでございます。徴税事務につきましてもできるだけ簡素化をしていくということで、各自治体とも鋭意検討をやつていくわけでございます。そういう中で今回の改正でございますので、当然のことながら、人員のふえないような徴税事務というものを前提にして

いろいろな事務の内容を検討していく、特にコンピュータが非常に発達してまいつておりますので、そういうものをフルに使つたいいろいろなチェックシステムというふうなものは今後考えていかねければならぬということで、人員増に結びつかないような検討を今後とも鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

○戸田委員　私もいろいろ試算をした資料を持っていますから、いざれ時間のあるときに再度またやることにいたします。きょうはありがとうございました。

では、次は国の方なのでありますが、結局納税義務者は公社ですね。ただし、輸入たばこは保税地域から引き取ったとき、こういうことになるのです。そうしますと、これはどうでしょう。一回国が全部吸い上げて、その後、配分ということになりましょうか。そういう理解でいいのですか。

○梅澤政府委員　輸入たばこにつきましては、保税地域から引き取るときに納税義務者が納税をするというところでございますので、引き取り業者がそれぞれ納税されるということになるわけでございます。

○戸田委員　それで大臣、従前の納付金の税率をそのまま現状維持をする、五五・九％。それに新課税分を含めまして、割合にしますと約六〇％です。企業でもつて六〇％税金に持つていかれる、あとの四〇％で内部留保なり配当、あるいは事業経営、こういうことになるわけですね。こういう会社はちよつとないですね。旧会社の特許会社を見ましてもそういうのはほとんどない。したがって、現行の税率を上げないことはもちろんですが、この辺の何らかの税制上の妥当な線の検討といひますか、そういうものをやるべきだと思ふのですが、どうでしょうか。

○梅澤政府委員　ただいまたばこ消費税法案のほかに関係法案に基づきまして、公社形態から新会社に移行をされましますと、当然直接税等の系統におきましても、税法上のいわゆる普通法人と同じ課

税上の地位に新会社は立っていただくということになるわけでございます。その場合に、今委員の御説明は、国税たるたばこ消費税のほかに地方消費税も含めると、ほぼ価格の六割近い負担になる。したがって、新たに税負担になるという諸税のことも考えると、トータルとして税負担の調整を何らかの必要があるのではないかと、いう御指摘であらうと思つてございます。

言うまでもないわけでございますけれども、たばこ消費税は文字どおり消費税でございますから、これは価格の中にその部分が組み込まれて価格が設定されて、たばこの消費者に転嫁されるものでございます。したがって、そういう点から考えますと、消費税と新たに負担していただくことになる直接税を含めた諸税と直接結びつけて議論をするというのは理論的にもなじまないわけでございますし、実体論としても、新会社に移行されまして、経営上いろいろな御努力をもちろんな新会社はされるわけでございますけれども、税法上のいわゆる普通法人とさせていただきます。本来の負担をしていただくというのがやはり建前であらうということでございまして、たばこ消費税があるから直接税について何らかの調整をするというところは、やはり建前としていかかという問題であらうと思つてます。

○戸田委員 主税局長の言われる消費税の論理、そういうものについては私も納得します。確かにそれは最終的に個別的な消費財に課税されていくのですから、それは別に公社からばつこりその税金を出すわけではない。これはわかります。わかりますけれども、そういうものも全部たばこ製造その他の中に入っているわけですね。そうしますと、最近、アメリカのレークでなかなか値下げに入っているのですね。恐らく今後市場シェアを拡大していくことになるかと、これは製品の値下げをやっていくんじゃないか。そのときに、そういうものに日本がコストでもつていろいろやっていく、対抗できなくなるんじゃないでしょうか。その部面をどこから考えるかという

と、一つは経営の合理化部面であり、あるいは場合によっては人員削減であり、工場の統廃合であり、あるいはもう一つは、課税部面から税率を少しでも下げてやれば、その分だけコストダウンにつながるが、いろいろな面から、総合的に検討しなければいけないのではないのでしょうか。そういうことがありますから、本問題等についても十分検討する必要があるのではないかと、思いますが、その点はどうか。

○梅澤政府委員 新制度に移行の暁、いろんな問題が出てくることは当然予想されるわけでございしますが、ただいま委員が御指摘になりました点との関連で申し上げますと、たばこ消費税は文字どおり内国消費税でございます。これは内外無差別の原則でございます。輸入たばこも国産たばこも全く同じ税率のもとに服するというところでございまして、たばこの輸入の自由化との関連で新会社が当面するであろう競争関係あるいは市場関係の中でたばこ消費税の税率を云々するというのは、なかなか難しい問題であらうと思つてます。

それから一般論といたしまして、当然いろんな問題が起ってくるわけでございしますが、それはたばこの価格政策なり、あるいは新会社ももちろん生産性の努力をいろいろされると思うわけでございします。そういう中で、消費税率の水準が果たして妥当かどうかという問題は、理論的には起り得ると思つておられます。現実問題といたしまして、現在御提案申し上げております税率の水準というのは、現行のトータルとしての納付金の水準と実は同一のものに設定しております。現状から激変が起らないという点も勘案しておることはぜひお含み願ひたいと思つておるわけでございます。

次に、最高販売価格の認可についてです。これはたばこ事業法の第九条であります。同僚の野口議員が前の質問のときに、種々本問題について触れまして、一応この第九条というものは政府閣与条項であつて、これは要らないのじゃないだろうかというところで削除を要請しておたはずですが、これはどうお考えでしょうか。それから、最高販売価格を認可制とする根拠、理由は何でしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。最高販売価格を認可によりしめる理由でございますけれども、まず会社が製造独占しているわけでございしますが、常識的に申しますと流通自由化に伴つて、国内市場において国産品と輸入品との間に競争が行われるわけでございしますから、独占利潤の発生する余地はほとんどないのではないかと考えられるわけでございしますけれども、市場の状況によりましてそのようなおそれが絶無とは言えないというふうに考えるわけでございします。そのため、万が一の弊害防止ということから、制度的な担保として会社の最高販売価格について認可制をしたものでございします。したがって、具体的に申しますと、会社が自分で製造し販売する製造たばこの品目別の小売業者向けあるいは卸売業者向けの最高販売価格について、当該「最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなる」と認めるときに限りまして、大蔵大臣は当該最高価格の認可をしないという趣意を込めておられるわけでございします。その消費者の利益を不当に害するかどうかということにつきましては、会社の利潤とか原価とかを総合的に勘案して判断することになるかと思われまします。

○戸田委員 本則の九条問題については、前に同僚の野口議員がやっておりますから触れませんが、けれども、そういうことであれば、製造独占を認める立法趣旨はどういうことですか。

○小野(博)政府委員 製造独占につきましても、割高な国産葉たばこを抱えた現状のもとで国際競争に新会社が十分対処していくためには、やはり製造独占を与えて、そのもとで特殊会社にする以外にはないという判断をしたということをお答え申し上げます。申し上げたわけでございしますけれども、まさにそういう趣旨から製造独占を認めておるわけでございします。ただ、それにいたしまして、従来の専売制度と違ひまして、新会社につきましても、禁煙法の適用除外ということにはなっていないわけでございします。したがって、万が一にもそういう製造独占の弊害が生ずることがないように、今回の最高販売価格の認可制を設けているわけでございします。

○戸田委員 今、葉たばこ問題を新会社が抱えているわけで、膨大な、おおむね三年分ですか、そのくらい抱えている。そういう状況ですから、製造独占による弊害というものは考えられないんじゃないかと思つておるのですが、これはどうでしょうか。

○小野(博)政府委員 具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、現実には会社はこれから外国たばこを競争していかねばいけないわけでございします。したがって、むやみに小売定価をつり上げるといふようなことは考えられないわけでございします。一般的に独占企業という立場にあるわけでございしますから、いわば万一の担保として考えてこの制度を設けているわけでございします。

○戸田委員 結局、結論としては、製造独占であっても今の弊害は考えられない、こういうことはきちっとしているんだけれども、万が一の場合にといういわば予防のために、こういうことですね。弊害は考えられない、こういうことは理解できますね。

○小野(博)政府委員 私どもが今考えます限りにおいては、恐らく製造独占の弊害というものは生じないと思つております。ただ、くだいようでございしますけれども、あくまでも万一のための担保というように御理解いただきたいと思います。

○戸田委員 ほんとと落ちないのですなあ……。

○長岡説明員 私からお答え申し上げますのはあるいは筋違いかもしれませんが、今度の制度改正を考えた場合には、やはり外国からの輸入と激烈な競争が展開されていく情勢のもとで、日本のたばこ産業全体の維持発展を図っていく役割を新会社が負うということで発足するわけでございますけれども、その新会社の使命の一つには、国際的に見れば割高である国産葉を全量購買いたしまして、これを主たる原料として使っていく、その使命が一つございます。

そこで今度は会社の方でございますけれども、製造独占のことを申し上げます前に、この会社は独禁法上の扱いから申しますれば当然の適用除外にはならないという性格のものでございます。株式会社組織でございます。独禁法上当然の適用除外にはならないわけでございますけれども、農政を初め日本のたばこ産業全体の維持発展を図るという政策的な目的に奉仕するために、そういう公共目的に奉仕することと製造独占が認められておる。これがもしないといしますと、私どもの行います仕事というのとはばこをつくって販売するというところで、民間の企業活動に非常に似ておりますから、なぜ独占体である必要があるんだという議論が当然出てくるわけでございまして、そういったような一つの大きな政策目的に奉仕する特殊な会社ということで製造独占が認められて、今回の法律として御審議をいただいておりますわけでございますけれども、ただ、建前論はあくまで建前論としてございまして、実体としては独占の弊害は出ないと思ひます。

しかし、法律をつくる立場から各方面で議論をいたしますときには、やはりあくまで独占企業として発足させるからには、独禁法その他の立場から考えましても、独禁法上の弊害が出ないよう、安全な措置を法律の中に講じておく必要があるんじゃないか。実際にそういう事態が出る出ないにかかわらず、やはりそういうことを講ずることによって、製造独占の立場を認めた新しい会社を

ここに発足してもいいじゃないか。こういう順序で議論が進みまして、そのうちの一つが、今戸田委員が指摘していらつしやいます。果たして本当に弊害が出るかどうかわかりませんが、一応最高販売価格というものを法律上規定して、独占の利潤をその新会社が上げることを公の立場から大蔵大臣がチェックされるという仕組みが、一応法律の中に盛り込まれているというふうに御理解いただきたいと思います。

○戸田委員 仮にそういう状態が発生して最高販売価格を申請するというようなことが出た場合、認可をする、その場合の基準はどういうところに置いて決定しますか。最高販売価格、どのような基準で認可対象に持っていくのですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。基準と申し上げますのは、法律に書いてございまして、「消費者の利益を不当に害する」か否かというところでございまして、その場合に、不当に害するか否かというところは、会社の原価であるとか、先ほど申し上げましたようなことを総合的に勘案して、いわばケース・バイ・ケースで判断していくことになるかと思っております。

○戸田委員 そうすると、あらかじめ一定の基準というものはないわけですね。

○小野(博)政府委員 現在の段階でそういう基準を考えているわけではございません。

○戸田委員 独占弊害というところであれば、原価はチェックするのですか。

○小野(博)政府委員 私どもが現在考えておりますのは、私ども直接その衝に当たっているわけではございませんので、詳細に存しているわけではございませんけれども、例えば公共料金の認可とか、そういったような場合、かなり詳細な原価のチェックなどが行われるというふう聞いておるわけでございまして、私、ただいま申し上げましたのは、会社の利潤とか原価とか、そういうものを総合的に勘案して判断するというところでございます。

○戸田委員 結局監理官、原価はチェックするのですか、しないのですか。

○小野(博)政府委員 やはり原価、それから利潤、そういったものを考えながら、利潤が非常に高過ぎるというようなときには、これは明らかに「消費者の利益を不当に害する」ということになるだろうと思ひます。そういう意味で、原価が幾らであるかというものは、チェックと申しますか、勘案の対象になるということでございまして。

○戸田委員 そういうことであると、その構成要素である給与のチェックも当然するということになりますか。

○小野(博)政府委員 この第九条を根拠にしてそのようなことをすることは考えておりません。

○戸田委員 第九条では考えられないけれども、別な方法はあるのですか。

○小野(博)政府委員 ちょっと私の表現が不適切でございまして、この前もお答え申し上げましたように、給与準則とか、そういう給与規制をやるつもりはございません。したがって、ましていわずや、この条文を根拠にしてなどということを考えているわけではございません。

○戸田委員 必要があつて原価をチェックする場合合はあるけれども、給与等の構成要素についてのそういうチェックはやりません、こういうことに理解していいですね。

○小野(博)政府委員 はい。

○戸田委員 急スピードで進めますから、明快な回答があればどんなにいいです。

○中西(啓)委員長 お願いいたします。

○戸田委員 次に、事業範囲の拡大で、伊藤委員も十分触れたのでありますけれども、今後輸入品のシェアは五割程度に上がるであろう、こういう見通しが示されましたね。そうしますと、国内のシェアは、国産のたばこはそれだけ減るということとを考えると、いやけないじゃないでしょうか。見通しについて……。

○長岡説明員 新会社発足後の事業規模と申しますか、たばこの消費の量がどの程度になるかという見通しを立てるのは大変難しい問題でございまして、その一つの要素として、一体輸入品のシェアがどの程度になるのだからという問題があるわけでございまして、私が、数年後に五割のシェアになる程度のことは当然覚悟しなければならぬと申しましたのは、別に確たる数字の根拠があるわけではございませんで、再三申し上げておりますように、五十七年度のシェアが一・四％、五十八年度にはそれが一・八％になり、本年度に入りまして、四月はたしか、ちょうど二割ぐらいになつておると思ひますが、まだ輸入自由化にもならない現時点において、関税率が引き下げられ、小売店の数がふえただけでこの程度の伸びを示しておりますから、輸入自由化後には恐らくもっと大きな伸びを示す可能性がある。そういう点を考えますと、自由化後数年の間には、比較的近い将来だと思ひますけれども、五割程度にシェアが高まることは覚悟すべきであらうということを申し上げたわけでございまして。

ところで、それではその分だけ一体国産品の量が減るのかどうかという問題になるわけでございまして、私どもは、そのしわがすべて国産品の消費の減と申しますか、あるいは製造の減と申してもよろしいわけでございまして、そういうことにならないような努力はいたすつもりでございまして。例えば輸出の振興も考えていかなければなりませんし、また、アメリカ等からの輸入品に十分対抗できるような新しい銘柄を開発して市場に投入するという努力も惜しまないつもりでございましてけれども、何分にも喫煙と健康等の問題の影響もございまして全体の需要が頭打ちに近い状態にあるという中で、輸入品のシェアがふえてまいるとすれば、国産品の需要について若干落ち込むことも、これはやはり、私どもは将来のことを考えた場合に、計算に入れて将来の事業計画を考えていかなければならないのではないかと、そういうふうに考えております。

○戸田委員 急であつたけれども、大変な資料をいただいているのです。ですから、こちらで言っ

たことが間違つておつたら御指摘願ひたいと思つたのです。

今、全国でたばこ製造工場が三十五工場です。年、五十八年度でまゐりますと三千六十三億本、こういふことですから、仮に今総裁が言われましたように、見通しで五割減少ということになりますと、そのときで既に一工場ないし二工場は閉鎖もしくは統廃合してしまわなければいけないう状況になりますね。私の理解では、一工場当たり六十億本ですか、そのくらい製造をしておるといふのですから、そういうことになる

と、そのくらい減っていくわけでしょう。例えば五割で、三千六十三億本という約百三十億本ぐらゐ減るのです。だから、その分だけ工場が減少するということになりかねないということですが、この理解はどうですか。

○長岡説明員 将来の工場のあり方につきましては、その年のたばこの消費、国産たばこの消費が何本減つたら、それによつてこの工場を閉鎖しなければならぬという考え方ではなくて、もう少し長期的な考え方の方で工場の方を考へていかなければならぬと存じます。現在までも、大変に需要が伸びた年もあれば若干の落ち込みがあつた年もございまして、それは各工場の製造量を増減することによつて対処してまゐつておりますので、輸入が伸びてその分国産品にしろが寄つたから、直ちにこの工場を閉鎖するといふような考えには立っておりません。

ただ、長期的に見た場合には、先ほどお答え申し上げましたように、なかなか全体の需要が伸びないとすれば、一方において輸入品がそのシェアを高めていくとすれば、全体の国産の製造規模をどの程度とすべきかといふことは当然考へていかなければならぬ問題でございます。それに工場の合理化、いわゆる設備の近代化等を含めた工場全体の再配置計画といったようなものは、これは大変難しい問題ではございますが、当然企業としては将来計画を持っていかなければならないと存じますけれども、これは率直に申し上げてまだ具

体案を持つてゐる段階ではございません。いずれにいたしましても、非常に短期的に見まして、その年の需給の關係から前年度よりも製造本数が落ちる、それによつて直ちに工場の閉鎖をするといふような考えは持つておりません。

○戸田委員 内容はわかりましたけれども、数字的にちょっと教えていただきたいのです。

五割程度に輸入シェアがふえたということになった場合に、現行は三千六十三億本強、こういうことになっておりますが、数字的にはどういふことになりますか。

それからもう一つは、仮にそういうことで減つてきたということになれば、必ず雇用面での異動が起きてくるんじゃないか、この点はどうしますか。

○長岡説明員 輸入品が五割のシェアを占めて、そして全体の需要量が変わらないといたしますと、国内品がそれだけ落ち込むわけでございますが、その量は約百億本になります。

雇用の問題につきましては、これはまた先ほどの工場配置計画と同様に、別途の角度から全体の合理化計画を詰める段階において、どの程度の人員にすべきかといふことを議論すべきでございます。また、そういう点につきましては再三申し上げておりますように、要するに生首を切るというたようなことではなくて、一定の年齢に達してやめていける職員の後補充の程度その他によつて全体の職員数を減らすことも可能でございますので、そういうことについてはまたそういう立場から、従来同様労働組合とも十分に話を詰めるながら考へてまいりたいと思ひます。

○戸田委員 そういふことで、たばこだけで考へてまいりますと、勢いそういう状況が招来されることも予想される。ですから、結局その目的達成のために必要な事業、いわば拡大方式というものを図つていかなければいけないんだらうと思ひます。これら拡大についてはやはり真剣に考へていきまないと、雇用の問題に影響し、果たばこ耕作者に影響し、各般の問題に全般的に影響

してくる。そういう面からいつても、他事業の推進といふことはどうしてもやつていかなくちやいかぬと思ひます。そういう問題については、若干の今までの表明でいろいろ内容はわかりましたけれども、私、極端に言つてキャバレーにまで進出しろ、こういうふうなことは言ひませんけれども、しかし関連産業の、例えば葉たばこの品質改良あるいは肥料ですね、農協がやつておるような信販連といふものをやつて、そして田んぼの肥料や農機具や各般のものをやつておるわけですよ。だから、そういうものの限度まで拡大をしていくような方式でなければ、多角方式でなければ、なかなかこれは容易じゃないんじゃないかと思ひます。その辺はどう考へていましてしょうね。

○長岡説明員 関連した業務の拡大の面につきましては、私もやはり事情の許す限り広く認めていただきたいという気持ちを持つております。その必要と申しますれば、やはり戸田委員のおっしゃいますように、雇用の問題にも当然影響があるわけでございます。何よりも一番大事なことは、企業として、その企業の将来性について職員全体が希望を持てるかどうかということが労働意欲にも関係してくる問題であらうと思ひます。たばこだけをとりましましたときに、全体の需要がなかなか伸びないといったような状況のもとにおきましては、やはり業務範囲を拡大していただきまして、その分野において将来のあり方を求めていくといふことが、企業に働く職員たちの労働意欲を向上させるためにも大事なことでなかろうかといふふうに考へてゐる次第でございます。

○戸田委員 監理官、会社法の第五条、目的達成事業の認可、これはどうして必要でしようね。それは経営の自主性に任して、多角経営をやりたい、それは常識範囲でやるわけですから、そこは信頼をして、こういった条項はどうでしょう、必要ないんじゃないでしょうか。

○小野(博)政府委員 会社の業務範囲の拡大につきましては、先生がおっしゃいますように、今後

非常に大事なことになるというふうに考へておるわけでございますけれども、特定の政策目的を持ち、かつ製造独占を許された特殊会社という立場からいたしまして、目的達成業務ということに限つておるわけでございます。その場合、目的達成業務に限つております以上は、その目的達成業務の範囲に入るものであるかどうか、あるいはその会社の本来の業務を妨げることがないものかどうか、あるいはそれが事業として成り立つかどうかといふようなことを、主務大臣の責任としてやはり判断をする必要があるということ、この規定を置いているわけでございます。しかし、基本的にはやはりそういう目的達成業務の範囲内におきまして、できるだけ会社の自主性を尊重していくべきが当然かと思つております。

○戸田委員 よくわかりましたけれども、大臣、多角経営の必要はあるんですから、そういう事業拡大については御異議ありませんね。

○竹下國務大臣 基本的精神は私も理解いたします。今監理官からお答えしたことで尽きると思ひます。

○戸田委員 葉たばこ関係でありますけれども、国内産の葉たばこの価格、諸外国と比較して非常に高いと言われておりますが、何倍ぐらいになつてしまひょう。

○生平説明員 国によりまして値段がいろいろございまして、一般的にアメリカと比較した場合に約二倍ぐらゐになつております。東南アジアは大変値段を安く生産しておりますので、例えばタイあたりの葉たばこに比べますと四倍ぐらゐの値段になつております。

○戸田委員 製造原価に占める葉たばこの割合は何%ぐらいですか。

時間がありませんからついでに、割高な葉たばこを原料として、しかも関税率二〇%、小売定価にも大体八十円ぐらゐの差が出ますね。例えばマイルドセブン二百円、ライター二百八十円、こういうことです。外国のメーカーはそれだけで、日本で販売した場合は大量の利益が上がる

いうことだと思ふのです。こういうものと比較してやっていると大変な差がでます。この辺はどうでしょう。

○生平説明員 最初の御質問の、製造原価に占める原料の部分でございますが、約六〇％でございます。

○戸田委員 後の方は、価格差について……

○長岡説明員 御指摘のとおり、アメリカのたばこ企業の利益の幅というのは、私もはっきりわからないうえでございますけれども、私もどなたも比較した場合に相当大きいのではないかと推定は容易につくわけでございます。そうなりますと、輸入自由化後に、ダンピングと言われずに、適正利潤を得ながら価格を下げてくる余地というのは、ある程度あるかと思ひます。私もどなたもいたしましては、これは急激にはできないこととございまして、葉たばこまで含めまして、生産の合理化によつてどの程度製造コストを下げ得るかというのを今真剣に検討いたしてございす。確かに葉たばこ分野におきましては、日本農業の宿命と申しますか、経営面積が非常に小さいこと等のハンディキャップがございまして、なかなか生産コストを下げることは容易ではございませんけれども、現在、葉たばこ耕作者もその必要性を痛感して、この問題については真剣に取り組んでおるところでございます。

○戸田委員 ぜひ検討していただきたいと思ひます。

もう一つは、私は、小売販売の方に影響するんじゃないかという気がします。仮にちよつとここで試算しましたが、ラークが二百八十円です。マージンは八・五％ですから、二十三円八十銭マージンが来るわけですね。それから、マイルドセブンは二百円ですから、これは一〇％で二十円ですね。そうすると、三円八十銭だけマージンがいいのです。こういう状況になりますと、小売店でもそれに加担をして、少しでも利益の上がる方向にということになりかねない。そういうことで、国産たばこのシェアが狭まっていく心配はないか

どうか。私は青山宿舎に住んでいるのですけれども、入り口に自動販売機があるのです。しよつちゅうシートホープをやるものですから、四、五日前にあそこへ行つたら、シートホープは廃止されちゃつてアメリカのたばこが入っているのです。こんな自動販売機は要らないと思つたのです。けれども、とにかくそういう状況で、自動販売機でも小売店でも、少しでもマージンの率のいい方向に進むのですね。そういう心配はどうですか、ございせんか。

○森説明員 お答え申し上げます。

確かにラークとマイルドセブンを比べますと、単品については先生御指摘のとおりであります。ただ、一般的に申しまして、販売店の方々は、各銘柄につきましても、総体の利益ということに大変関心がございす。私も二百六十円という製品がございすけれども、なかなか数量としては伸びておりません。マイルドセブンとラークとは圧倒的にシェアが違つておまして、そういう意味からも、最終的には消費者の方々が御決定する問題でございますが、販売店としても、どちらかといえば各銘柄の総体の利益に関心をお持ちでございます。ただ価格が高いというだけで御販売をされているというわけでもないようでございます。

○戸田委員 それから、農水省が参つておると思ひますが、遅くなつて済みませんが、米国それからECは葉たばこ耕作者に対しては適切な保護政策をとつています。日本はなぜこれをとれなかったのですか。きょうは時間ありませんから、詳細は私もあれしませんが、農業共済というものがある、現在のところ七共済、これはたばこだけが除外されているのですね。これはどうしてそういうことになったのでしょうか。時間がありませんから内容は言いません。

○原説明員 たばこの共済制度につきましては、従来から専売公社が実施しております。提出制によるたばこ災害補償制度がございす。それから、新しい制度におきましても、同じような形で続け

られていくと聞いております。五十四年の五月に、全国のたばこ耕作者組合中央会の総会におきまして、従前の災害補償方式が充実されたこともございまして、今後ともたばこの災害補償制度につきましまして、たばこ災害補償制度のもとで運営していくという決議がなされておるといふようなことがございす。したがつて、現在たばこの耕作者団体の方からも、農業災害補償制度の対象にせよという御要望が来ておられますので、私もどなたもいたしましては、農業災害補償制度の対象として実施していくという考えは今のところ持つておらないところでございす。

○戸田委員 今そういうことで考えていないというのですが、これはこつちで検討して、そのうち出すつもりでおりますから、検討してください。

それはなぜかという、今葉たばこ農家への助成の内容ということ、品質改善高効率生産施設整備事業、こういうものがあつて、施設の種類の五つほどありますが、総額において三十三億七千四百萬、公社で負担しているのです。これは莫大な金ですね。確かに葉たばこも専売制としてやつてきたから公社が全部面倒を見てきたものですけれども、このくらい農政部分に關係するものですから、これは検討する必要があるんじゃないですか。どう考えますか。

○原説明員 先ほど申し上げましたように、私どもの制度でございますと、掛金を農家の方からいただくというふうなこともございまして、今までも無提出制のもとでずっと続けられた補償制度が長い間定着してきたというふうなことがございす。耕作者の方々から農業共済制度の対象を考えれば、私もどなたも制度化についての検討をしてまいりたいと思つております。

○戸田委員 付言して、もう一度検討をお願いしたいのです。例えば土壌改良用機械施設というのがあるのです。その中には堆肥設置施設、堆肥材料調整用機械、運搬用機械、堆肥材料収集用機械

その他機械施設、こういうことで八億六千二百万出費しているのです。普通の農家だつて、農水省で今まで農機具に対して一定の助成金やつておつたでしょう。こういうものに対しては同じようなものなんですね。葉たばこの乾燥施設その他については、付随事業だから、公社で当面見ることはやむを得ないと言へばそれまで。それはやむを得ぬ。しかし、それにしたつて、こういう問題は本来農水省で検討し、面倒を見るべきものを、公社で負担をしてやつておられるわけですね。殊にこれらの経営状況は非常にひどくなつておられるわけですから、そういう点はぜひ検討していただきたいと思ひます。

○原説明員 たばこを共済に加えることはどうかということにつきましては、従来の無提出制の公社がやつておられますような制度から、私どもの制度にした方がよろしいという耕作者の方々からの御要望がかなりございす。私もどなたも十分検討させてもらいたいと思つております。

○戸田委員 今のことについて大臣はどう考えでしよう。

○竹下國務大臣 一つの考え方であらうかと思ひますが、私もいましばらく勉強させていただきたい、戸田さん、私もこうですと言ふだけの自信が今のところございせん。

○戸田委員 あとまた課題もありますから、これ一点で終わります。

公社の葉たばこ農家に対する助成措置は十分わかりましたけれども、資料は読み上げませんのでちよつと議事録に載りません。品質改善高効率生産施設整備事業、これは総体で三十三億七千四百萬。内容等は時間ありませんから読み上げません。これは間違いありません。これだけ確かめておきます。

○生平説明員 間違ひございせん。

○戸田委員 駆け足で、项目的に非常に細かい問題で、しかし内容は極めて重要な問題でありますから、そういう点についてぜひ今までの確認をした内容等についてそのとおり実行されるように希

望をいたします。そして総体的に大臣に、今までいろいろと御答弁のあったその内容等についてはぜひ誠実に実行していただくように要望いたします。私の質問を終わります。

〔中西啓〕委員長代理退席、委員長着席

○互委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案について、地方行政委員会及び農林水産委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾し、連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○互委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会は明十二日午前九時五十分より開会の予定でございます。

○互委員長 租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議を続けてまいりましたが、その結果に基づき、越智伊平君、熊川次男君、中西啓君、中村正三郎君、伊藤茂君、野口幸一君、坂口力君及び米沢隆君から、四派共同をもって、お手元に配付いたしておりますとおり租税特別措置法の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。越智伊平君。

○越智委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び大要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、去る三月、自由民主党・新自由国民連合と日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三党派との幹事長・書記長会議において合意を見た、給与所得控

除の最低控除額を二万円引き上げる立法措置について、先般来、当委員会の各党派間で御協議願いました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得ました。

以下、本起草案の趣旨及び大要を御説明申し上げます。

本起草案は、さきに政府提案による所得税法等の一部を改正する法律案の成立により、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与の収入限度額が八十八万円に引き上げられたところであり、最近における社会経済情勢にかんがみ、いわゆるパート主婦の配偶者控除の適用対象を緩和する等のため、さらに、その限度額を二万円引き上げて九十万円とする特別措置を行うものであります。すなわち、昭和五十九年分以後の所得税について、所得税法本則で定める給与所得控除の最低控除額五十五万円を五十七万円とする特例を定めるとともに、これに伴う所要の調整措置を講ずるものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十九年度において約百五億圓と見込まれております。以上が本起草案の趣旨及び大要であります。何とぞ御賛成をくださいますようお願い申し上げます。（拍手）

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○互委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 この法律案については、政府といたしましては諸般の事情に照らしてやむを得ないものと考えます。

○互委員長 お諮りいたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましても、お手元に配付の草案を委員会の成案と

決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○互委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○互委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○互委員長 次に、連合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたします。

通信委員会において審査中の日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法案及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○互委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、関係委員長間で協議の上、追って公報をもってお知らせいたします。

次回は、明十二日木曜日午後一時五十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次の「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。

- 四〇
- に「給与所得の金額」を加える。
- 第二章第三節第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四の次に次の一条を加える。
- （給与所得控除の最低控除額の特例）
- 第二十九条の五 昭和五十九年以後の各年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が百四十二万五千円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、五十七万円（当該収入金額が五十七万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額）とする。
- 2 昭和五十九年以後の各年において、その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。
- 一 その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上五十七万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、ないものとする。
- 二 その年中の給与等の収入金額が五十七万円以上百四十一万九千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から五十七万円を控除した残額とする。
- 三 その年中の給与等の収入金額が百四十一万九千円以上百四十二万二千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十四万九千円とする。
- 四 その年中の給与等の収入金額が百四十二万二千円以上百四十二万四千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万五千円とする。
- 五 その年中の給与等の収入金額が百四十二万四千円以上百四十二万八千円未満である場合

には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万四千円とする。

3 所得税法第九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等（同条第一号に規定する給与等をいう。）の金額が五十五万四千円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定（同法別表第七の付表を含む。）にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を前項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二十九条の五第三項の規定は、昭和五十九年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用する。
- 3 施行日前に昭和五十九年分の所得税につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法第二十九条の五の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、給与収入のある配偶者の配偶者控除の適用所得要件を緩和する等のため、昭和五十九年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額の特例を設ける等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約百五億円である。

昭和五十九年七月二十七日印刷

昭和五十九年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E